

日本の馬産 戦後50年のあゆみ

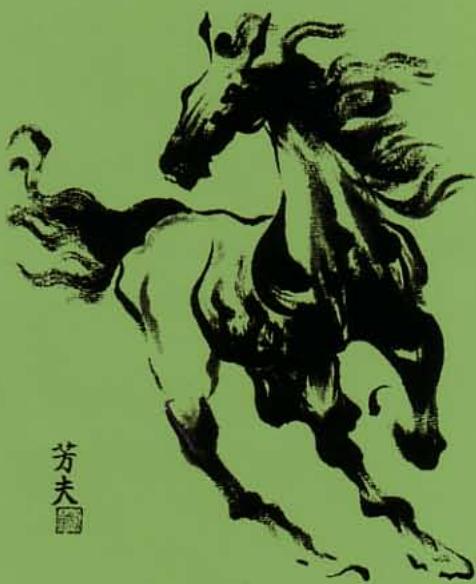


社団法人 日本馬事協会

1999.6

日本の馬産

戦後50年のあるみ



序

昭和24年に設立された(社)日本馬事協会は、平成11年に50周年を迎えることになった。

昭和20年、第二次世界大戦終結当時、わが国は150万頭を超える馬を飼養していた。戦前は政府機関として馬政局が、それを支える民間団体としては日本馬事会が存在し、わが国馬政の根幹を支えていた。

然るに、当時のわが国の馬産は、軍馬優先の生産振興が実施されていたが故に、敗戦による武装解除と同じ取り扱いを受けて、GHQ(連合国最高司令官総司令部)から一切の生産活動の停止を余儀なくされ、わが国の馬産は方向の定まらぬ状況となった。この状況を憂慮した有識者は社団法人中央馬事会の結成と自主解散を経て、社団法人日本馬事協会を設立するに至った。

以来50年間、(社)日本馬事協会は試行錯誤しながらもわが国馬事・馬産の振興に携わり今日を迎えることになった。

本書は(社)日本馬事協会の創立50周年を節目として、その足跡を軸に記述した。

Iは戦後の混迷した昭和時代を(昭和21年から50年)と(昭和51年から63年)に二分し、平成の10年間は新時代への黎明期と位置づけ、政府機関、関係法規及び馬事関係団体の馬事・馬産への取り組みについて記述した。

IIの地域別馬産については、南北に広がる日本列島の地域特性に応じた特徴ある馬産地について概観した。

IIIは、(社)日本馬事協会が実施した事業を中心に記述し、戦後50年間におけるわが国馬事・馬産を検証するとともに、新しい動向について記述している。

平成11年6月

社団法人 日本馬事協会

会長挨拶
社団法人日本馬事協会
会長 犬伏 孝治



(社)日本馬事協会は昭和24年3月、農林大臣の設立許可を受けて設立され、本年で創立50周年を迎えることになりました。

明治39年の第一次馬政計画以来嘗々と築かれたわが国の馬産は、昭和20年8月第二次大戦の終戦により、全てが根底から壊滅させられました。この状況を憂慮した中央・地方の馬産関係者は、昭和21年社団法人中央馬事会の設立を経て昭和24年社団法人日本馬事協会の設立へと結集し、今後の展開を図ることとしたのであります。

日本馬事協会は、定款に示されてあるとおり、「馬事知識の普及、馬の改良増殖ならびに利用の増進を図りもって馬事の振興を図る」ことを目的としております。しかしながら設立当初は、公益法人としての基礎も固まらず、財政的基盤も脆弱で十分その機能が發揮されませんでした。設立後の数年間は馬事・馬産はもとより、畜産に関連する建議・請願を主要業務として活動してまいりました。その後、競馬法ならびに日本中央競馬会法によつて設立された日本中央競馬会や地方競馬全国協会の競馬益金による助成が受けられるようになり、事業団体としてその基盤が整備されてまいりました。

近年におきましては、大学あるいは馬に関する研究機関と共同した調査・研究事業、軽種馬を除く輓系馬・乗用馬及び日本在来馬等の登録事業、農用馬の生産・改良増殖を推進するための種雄馬の適正配置及び技術指導者の養成などの農用馬生産振興事業、乗用馬の生産育成推進事業、馬事普及啓蒙事業及び在来馬の保存活用推進事業など幅広い分野での馬事・馬産の発展に関与しているところであります。これらは、農林水産省と日本中央競馬会、地方競馬全国協会をはじめとする畜産関係団体の指導助成により、逐次その実現をみ、その推進が図られているものであります。関係方面に対し、深甚なる謝意を表する次第であります。

一方、わが国の馬事・馬産の一層の発展を図るためにには、馬関係団体が有機的連携を保ち、馬事・馬産に関する諸問題についての意見交換や当面する諸問題を検討することが肝要であることから、関係団体等による馬事振興検討会が平成2年に設置されまして、日本

馬事協会がその事務局を担当しております。馬事振興検討会には現在4専門部会が設けられ、当面する諸問題について鋭意検討が行われ、農用馬生産部会、乗用馬生産部会及び在来馬部会においてはすでに報告書が出されています。登録部会においては、品種呼称や半血種の取扱いを継続して審議、検討する必要があります。

農用馬生産部会で報告された事項については、既に実行されているものもありますが、同部会を含め各部会の報告で指摘された事項については、今後更に審議を要する事項もあり、馬事振興検討会が21世紀の馬事・馬産の振興についての方向性を示すうえで極めて重要な役割を担っております。日本馬事協会は引き続き馬事振興検討会の事務局として関係団体等と連携を密にして今後の馬事・馬産の振興に努力してまいる所存であります。

ここに、創立50周年にあたり記念行事の一つとして戦後50年間のわが国の馬産の動きと日本馬事協会の馬産への取り組み方について検証した「日本の馬産・戦後50年のあゆみ」を発刊することにいたしました。

これまでに会員並びに関係団体等からいただきましたご指導、ご鞭撻に衷心より感謝申し上げるとともに、今後も格別なご協力を賜りますようお願い申し上げ発刊の挨拶といたします。

社団法人日本馬事協会「日本の馬産・
戦後50年のあゆみ」の刊行によせて
農林水産大臣 中川 昭一



このたび、社団法人日本馬事協会が設立50周年を迎えられ、記念事業の一環として「日本の馬産・戦後50年のあゆみ」を刊行されることを心からお慶び申し上げます。

貴協会は、昭和24年、馬事知識の普及、馬の改良増殖及び利用増進を図り、もって馬事の振興を図ることを目的に設立されて以来、馬事知識の普及のための各種事業、農用馬の生産振興事業、農用馬等の登録事業、乗用馬の生産育成事業、日本在来馬の保存活用事業等、我が国の馬事・馬産の振興に幅広く積極的に取り組まれ、多大な成果を挙げてこられました。

この間、貴協会とともに事業を遂行してこられた関係者の多年にわたる御努力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、近年の我が国の馬事・馬産をめぐる情勢を見ますと、農用馬については、ばんえい競馬の競走馬としてのみならず肉畜としての需要にも根強いものがあり、今後とも、北海道、東北、九州等における地域経済を支える重要な部門の一つとして位置づけられるものと考えております。

また、乗用馬については、スポーツとしての乗馬、野外レクリエーションとしてのホーストレッキングやホースセラピーとしての活用など、生活の質の向上という観点から、馬とのふれあいを基本にした多面的活用による需要が拡大しており、今後益々、これら需要に対応した生産・供給が期待されているところであります。

このような状況に対応して、馬事・馬産の振興を図っていくためには、貴協会の役割が今後一層重要なものと考えております。

このような時期に、貴協会が本誌を刊行され、戦後の馬事・馬産に関する足跡を集大成されましたことは、誠に意義深く、また、歴史的資料としても大変貴重であり、今後の馬事振興を図る上でも大変有益な資料となるものと確信しております。

貴協会が設立50周年を契機とされまして、関係する皆様方とともに我が国の馬事・馬産の振興のために、今後とも益々発展されますことを心から祈念して、私のお祝いの言葉といたします。



社団法人日本馬事協会の創立50周年に当たって
日本中央競馬会
理事長 浜口 義曠

このたび社団法人日本馬事協会が昭和24年の創立以来、本年で創立50周年を迎られましたことに対し、日本中央競馬会を代表し、心からお喜び申し上げます。

貴協会は、戦後初めての馬事関係団体として創立され、戦後の混乱や経済苦境などの幾多の苦難を乗り越え、戦後の馬産の復興に多大な功績を残されました。その後も、着実な発展を遂げられ今日を迎えておられます。

日本中央競馬会は、昭和29年に競馬の健全な発展と馬の改良増殖、畜産の振興を目的として創立されました。その後、中央競馬会は広く国民の健全なレジャーとして定着し、発展を遂げ、馬事の振興にも一定の役割を果たせるまでに至りました。

これは、ひとえに馬事関係団体として先輩である貴協会が大きな役割を果たされたものであり、心から敬意を表する次第であります。

特に近年におきましては、平成2年に設立されました馬事振興検討会の事務局として、馬事・馬産関係団体の取りまとめ役を果たされており、これから馬事振興にとって重要な問題の一つである馬産振興の舵取りをされております。また、日本在来馬の保存、馬事に関する啓蒙活動など、貴協会と競馬会の従前にも増して緊密な協力関係が、不可欠であると考えております。

21世紀を迎え、自然とのふれあい、動物とのふれあいは、ますます求められるものとなりわが国の馬事の振興も更に重要なものになってゆくものと確信しております。

貴協会が、この50年間に培われました経験の上に、さらなる発展をされ、馬産にかかわる総括的な中央団体としての役割を果たされることを祈念し、発刊に寄せての祝辞とさせていただきます。

社団法人日本馬事協会創立50周年によせて
 地方競馬全国協会
 会長　讃　滋



この度、社団法人日本馬事協会が創立50周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

また、記念事業の一環として「日本の馬産・戦後50年のあゆみ」を編纂発刊されますことは、わが国の馬産の歴史を振り返ると共に新たな発展の礎となりますことが期待され、極めて意義深いものであります。

馬は古来より農耕や運搬を始めとした使役馬として人と密接な関係を持って共存し、農林業等の産業や地域文化の中に深く溶け込み、その発展に大きな役割を果たしてまいりました。わが国の馬産は、戦前においては軍馬生産を主目的に約150万頭が飼養された時期もありましたが、戦後はその目的を失い、また、農業機械や交通機関の発達などによって馬の役畜としての使途が薄れ、その飼養頭数は急激に減少しましたが、その間わが国の馬産は新たな需要を模索しながら、時代の変化と共に大きく変遷してまいりました。

このような中、貴協会は昭和24年に馬事知識の普及、馬の改良増殖並びに利用推進を図りもって馬事の振興を図ることを目的として創立され、以来50年にわたり日本の馬事振興の中核団体としてわが国の馬産界をリードしてこられました。

貴協会の設立当初は、調査・研究、普及活動等が主体でしたが、貴協会を始め関係者のご努力により、ばんえい能力や産肉能力への改良意欲が高まったことなどを背景とした優良種雄馬の導入事業と各馬産地への適正配置、農用馬等の登録業務の全国統一基準での実施等の馬の改良増殖事業、及び生産指導体制の強化を図るための各種検討会や研修会、馬事に関する調査事業や一般の人達への馬事知識普及活動、乗用馬等レジャー用馬の生産振興、在来馬の保存活用など数多くの業務を通じ、社会情勢の変化に的確に対応してわが国の馬産振興に多大な貢献をされてきております。

わが国の馬産は、これまでのばんえい競馬、産肉等の用途に加え、国民生活の向上や社会の発展に伴い、馬の特性を生かしたレジャー用馬、障害者乗馬等多面的な利活用が期待されており、今後の貴協会のわが国の馬産振興に対する活動に対し、生産者のみならず広く馬関係者から寄せられる期待は益々大きくなるものと存じます。

貴協会が創立50周年を機に、わが国の馬産振興のため更に精励されんことを祈念いたします。

日本の馬産・戦後50年のあゆみ

目 次

序

会長挨拶

日本馬事協会創立50周年に当たって

農林水産大臣

日本中央競馬会理事長

地方競馬全国协会会长

I. 戦後の混乱期から新時代の黎明期へ

1. 混迷の昭和時代－1（昭和21年～50年）	1
(1) 馬政計画の廃止	1
(2) 行政機構の改革と法整備	2
(3) 関係団体の創立と活動	6
a) (社)日本馬事協会	6
b) (財)日本軽種馬登録協会	6
c) 日本中央競馬会	6
d) 地方競馬全国協会	6
e) (社)日本軽種馬協会	6
2. 混迷の昭和時代－2（昭和51年～63年）	7
(1) 競馬全盛時代（中央競馬と地方競馬）	8
(2) 国際化時代	10
a) 国際血統書委員会(ISBC)ならびに世界アラビアン馬機構(WAHO)	10
b) 国際競馬会議	11
c) 国際競技会への参加	11
d) 強い馬づくり	12
3. 新時代への黎明期（平成元年～10年）	13
(1) 馬事振興検討会の発足	16
a) 農用馬生産部会	17
b) 乗用馬生産部会	17
c) 在来馬部会	18
d) 登録部会	19
(2) 国際交流の進展	20

(3) 乗馬の普及	20
(4) 馬の多面的活用に対する要望	21
a) ホース・トレッキング.....	22
b) 障害者乗馬.....	23
c) 観光事業.....	24
(5) 家畜改良増殖目標	24
(6) 馬の新しいニーズへの生産対応	25
II. 地域別馬産	
1. わが国馬産の現状	27
2. 寒冷地域	28
(1) 北海道	28
(2) 東 北	28
(3) その他の寒冷地域	29
(4) 恵まれた用地面積	29
(5) 新しい動き	31
3. 山岳地域	33
(1) 山岳傾斜地における馬	33
(2) 特徴ある地域文化の中に生きる馬	33
(3) 新しい動き	34
4. 西南暖地・島嶼地域	35
(1) 九 州	35
(2) 沖縄等島嶼地域	36
(3) 新しい動き	36
III. 日本馬事協会の馬産への取り組み	
1. 概 説	37
2. 馬事に関する建議請願	39
3. 調査・研究事業	41
4. 登録事業	44
5. 農用馬生産振興事業	48
(1) 農用種雄馬の整備	48
(2) 生産指導と技術者の養成	50
6. 乗用馬生産育成促進事業	51
7. 馬事普及啓発事業	53
8. 日本在来馬保存活用推進事業	55
(1) 北海道和種馬	55

目 次

(2) 木曾馬	55
(3) 野間馬	56
(4) 対州馬	57
(5) 御崎馬	57
(6) トカラ馬	58
(7) 宮古馬	58
(8) 与那国馬	58
9. 結び	61
IV. 付表	
1. (社)日本馬事協会活動の年譜	63
2. 農用馬生産部会報告書	67
3. 乗用馬生産部会報告書	77
4. 在来馬部会報告書	94
5. (社)日本馬事協会定款	102
6. 家畜改良増殖目標	109
7. 参考資料	113
編集後記	



戦後の混乱期から
新時代の黎明期へ

1. 混迷の昭和時代－1（昭和21～50年）

昭和20年8月15日、第二次世界大戦の敗戦国となったわが国は、これまでに経験したことのない混乱の時代に突入した。それまで「富国強兵」をスローガンとした軍事政権のもとにさまざまな厳しい統制生活を受け入れていた。

戦時中、何年にもわたって衣食住すらままならない耐乏生活を強いられてきた日本国民は、全国民が栄養失調状態にあったといつても過言ではない。日に日に進む戦争に対する不安と青白い顔色の栄養失調の板挟みとなっていた国民は食糧すら手に入らず、衣類を農家に持参して食糧と物々交換する「竹の子生活」が都会生活者の日常となっていた。

終戦直後に進駐してきた占領軍は為政者・指導者の責任を問うだけで、一般国民に戦争責任を問うことはなかったが、戦時中の政治・行政・国民生活を根本的に変えて、米国流の考え方に基づいた国政を行うことを義務付け、教育制度・産業振興・経済運営など、広範囲にわたり半強制的に指導した。

戦後の混乱が落ち着いてきた昭和20年代後半からは、各界の指導者層から選りすぐった人材をアメリカに派遣して研修させ、帰国してからその線に沿って積極的に各方面の指導に当たる計画を推進した。6・3・3制の教育制度、農地解放、雇用制度、関係団体の整備など、GHQの命令によってこの時期に改変された法規・制度などは数多い。農地解放に伴って地主・小作制度、物流の合理化など農政全般にわたる制度改革が要求された。

「生きた兵器」として国家的保護のもとに大切に取り扱われてきた馬に対しては、特にGHQからの風当たりが強く、関係法規をはじめとした全ての施策の廃止・変更、施設の閉鎖、要員の解雇に止どまらず、関係書類は研究業績に至るまで焼却することを命令された。

(1) 馬政計画の廃止

終戦直後の混迷期に最も苦労したのは、馬政局をはじめとした馬関係の職務についていた者ならびに生産者たちである。またその頃の業績は、関係書類の焼却命令がGHQから出されていたために口込みで言い伝えられているだけで、記録として残っているものはほとんどなく、正当な社会的評価も得られないままに今日に及んでいる。

明治39年（1906）以来、国として実施されてきた馬政計画は外国種の導入による産馬改良を目的とした第一次馬政計画を終了し、大正12年（1923）に始まった、生産地を指定した第二次馬政計画は途中で挫折せざるをえなかった。ペルシュロン種を基礎として改良され、日本人が取り扱いやすい多目的馬「日本釧路種」が完成されたが、残念ながら「品種」としては認められなかった。

神翁顕彰会の中心人物である神八三郎氏は、北海道釧路支庁管内最大の生産者として周辺の生産者を指導して日本釧路種と奏上釧路種を改良固定したばかりでなく、戦後の混乱

期に閉鎖された軍馬補充部の跡地利用や、無用の長物として疎外され始めた多頭数の馬を内地へ移送して資源の保全に尽すなど、表面に現れない縁の下の力持ち役として馬資源の確保に尽力された。

廃止された関係機関に勤務していた種馬所長などの中には、将来の日本馬産に対する懸念を抱いた民間人を指導して活躍された先輩達も多い。こうした多数の人達の支えがあったからこそ、形は変わったとは言え、今もわが国には約12万頭の馬たちが飼われているのである。

(2) 行政機構の改革と法整備

戦後の日本では、栄養失調に苦しんでいる国民を救うことが焦眉の急となり、重要な施策としては「国民栄養確保」であった。

そのなかで栄養供給の最大の焦点は乳・肉・卵の生産、すなわち畜産の振興も重要な施策の一つであった。

昭和20年に馬政局が廃止されると同時に畜産局が設置されてこの分野を推進する中心となり、行政機構の改革と法の整備が緊急課題として表1・1に示すような経緯を辿って整備されて行った。

昭和23年（1948）には競馬の健全な発展、馬の改良増殖、畜産の振興を目的とした競馬法が制定され、これと同時に畜産局に競馬部が設置されて馬券の発売も公認された。同年社輕種馬登録協会がわが国で生産されるサラブレッド、アラブなどの登録事業を開始した。

また、昭和29年には、日本中央競馬会法に基づき日本中央競馬会が、昭和37年には競馬法に基づき地方競馬全国協会が、それぞれ特殊法人として設立され、この両特殊法人が中心となり馬産の振興を実施していくこととなった。

昭和35年に第1回アジア競馬会議が東京で開催され、いよいよわが国の競馬も国際社会に進出することとなったが、以来わが国の馬産は競馬によって代表されることとなり、情勢の変化に即応して競馬法がその都度改正され、競馬ブームを迎える態勢が整ってきた。

一方、畜産に関する法律としては、家畜改良増殖法、家畜伝染予防法、土地改良法、家畜商法、飼料需給安定法、家畜保健衛生所法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律などが公布され、わが国における畜産に関する法の整備が順次なされた。

さらに、昭和40年に畜産試験場と家畜衛生試験場に加えて草地試験場が設置され、畜産技術の研究開発に関する機関が整備されることにより畜産振興体制がほぼ完了した。

戦時中、150万頭を数えたわが国の馬飼養頭数も、終戦を境として減少に転じ、昭和30年をピークとして急激に減少を辿っていた。昭和28年には有畜農家設立特別設置法が公布され、戦後の農家経営では厩肥生産と労力源としての家畜を飼養することの必要性が奨励された。軍馬生産という目標を無くした馬にとっては役畜としての活躍が期待されることとなつた。

表1・1 行政機構・関係法規・関係団体年表1（昭和20～50年）

年次	行政機構	関係法規	関係団体
1945 (昭和20年)	[ボツダム宣言受諾] 農林省設置 馬政局廃止 畜産局設置 畜政課、飼料課、畜産課、馬産課、衛生課（5課）	軍馬資源保護法廃止 農地調整法改正	
1946 (昭和21年)	馬事研究所廃止（畜試と統合） 種馬所、種馬育成所、種馬牧場を統合して種畜牧場設置	地方競馬法公布 自作農創設特別維持法公布 農地調整法改正	（社）中央馬事会設立 （社）サラブレッド協会設立 日本馬術連盟設立
1947 (昭和22年)	畜産審議会設置 新冠御料牧場を農林省に移管、新冠種畜牧場と改称 畜産課、馬産課、飼料課廃止 生産課、競馬課、飼料経営課設置（5課） 種畜牧場官制化	農業協同組合法公布	日本家畜商協会設立 日本畜産協会設立
1948 (昭和23年)	飼料経営課廃止 飼料課、有畜営農課設置 競馬課廃止 競馬部設置	種馬統制法、種牡牛検査法廃止 種畜法公布 馬匹去勢法廃止 競馬法公布 競馬法施行令公布	全国酪農協会設立 全国畜産技術連盟設立 軽種馬生産農業協同組合設立 日本蹄師会設立 全購連、全販連設立 全国開拓生産農業協同組合連合会設立 (社)軽種馬登録協会設立
1949 (昭和24年)	競馬審議会設置	馬籍法廃止 農林省設置法公布 獣医師法公布 家畜商法公布 競馬法一部改正	全国畜産農業協同組合連合会設立 関東地方競馬組合認可 (社)日本馬事協会設立 財馬事畜産会館設立
1950 (昭和25年)	畜産局：薬事課設置（6課1部）	家畜保健衛生所法公布 牧野法公布 家畜改良増殖法公布 競馬法一部改正	
1951 (昭和26年)	[日米安全保障条約] 調印	家畜伝染病予防法公布 国有林野法公布 競馬法一部改正	全国公営競馬主催者協議会設立
1952 (昭和27年)	[食料増産5ヵ年計画] 動物検疫所設置 畜産局：経済課設置（7課1部） 競馬制度審議会設置	農地法公布 飼料需給安定法公布 農林漁業金融公庫法公布 競馬法一部改正	東北種馬登録協会設立 全国畜力利用競技大会開催
1953 (昭和28年)		と畜場法公布 農業機械化促進法公布 有畜農家創設特別措置法公布 競馬法一部改正	
1954 (昭和29年)	畜産局：競馬部廃止、競馬監督課設置	学校給食法公布 酪農振興法公布 日本中央競馬会法公布 競馬法一部改正 農業協同組合法一部改正 酪農審議会令公布	日本中央競馬会設立 全国農業協同組合中央会設立

I. 戦後の混乱期から新時代の黎明期へ

年 次	行政機構	関係法規	関係団体
1955 (昭和30年)	畜産局：生産課、有畜営農課、経済課廃止 酪農課、畜産課、草地改良課設置 畜産指導推進連絡協議会設置	競馬法一部改正	(社)日本軽種馬協会設立 中央畜産会設立
1956 (昭和31年)	畜産局：競馬監督課、薬事課廃止 改良局廃止 振興局設置	農業改良資金助成法公布 家畜取引法公布	全国畜産農業協同組合連合会設立 全国拓殖農業協同組合連合会設立
1957 (昭和32年)	畜産局：畜産課に馬第1係、馬第2係配置	開拓営農振興臨時措置法公布	日本短角種登録協会設立
1958 (昭和33年)		競馬法一部改正 酪農振興基金法公布	中央競馬振興会設立 酪農振興基金設立
1959 (昭和34年)		酪農振興法一部改正	競走馬育成協会設立
1960 (昭和35年)	畜産局：酪農課、畜産課、草地改良課、飼料課廃止、家畜改良課(馬産班)、競馬監督課、畜産經營課、経済課、自給飼料課、流通飼料課設置	競馬法一部改正	第1回アジア競馬会議開催(東京) 公営競技調査会設置
1961 (昭和36年)		農業基本法公布 畜産物の価格安定等に関する法律公布 農業近代化資金助成法及び農業近代化資金の設置に関する法律公布 農業信用基金協会法公布 家畜改良増殖審議会令公布 オリンピック特例法公布	畜産振興事業団設立 中央競馬馬主協会連合会設立 公営競技調査会答申
1962 (昭和37年)	家畜改良課：馬産班廃止 家畜改良増殖目標公表 (第1次)	農地法一部改正 オリンピック特例法施行令公布 競馬法一部改正	地方競馬全国協会設立
1963 (昭和38年)	地方農政局設置 畜産局：経済課廃止 牛乳乳製品課、食肉鶏卵課設置		日本養豚協会設立 日本動物薬事協会設立
1964 (昭和39年)	[IMF 8条国へ移行] [OECDに加盟]		
1965 (昭和40年)	牛乳の学校給食制度化 乳用子牛育成事業決定 (種畜牧場) 白河種畜牧場設立	山村振興法公布 酪農関係3法公布 競馬法一部改正	財競走馬理化学研究所設立 (社)家畜改良事業団設立
1966 (昭和41年)		畜産振興審議会令公布 畜産物の価格安定等に関する法律一部改正	
1967 (昭和42年)			
1968 (昭和43年)		競馬法一部改正	(社)日本家畜人工授精師協会設立
1969 (昭和44年)	家畜改良増殖目標公表 (第2次)		中央競馬社会福祉財團設立
1970 (昭和45年)		農地法一部改正	競馬保安協会設立
1971 (昭和46年)	第1回競馬懇談会 (農林大臣の諮問機関)	国有林野の活用に関する法律公布 関税定率法一部改正	財日本軽種馬登録協会設立

年次	行政機構	関係法規	関係団体
1972 (昭和47年)	家畜改良課：肉畜馬産班設置		全国農業協同組合連合会設立 軽種馬防疫協議会設立
1973 (昭和48年)			
1974 (昭和49年)		競馬法一部改正	
1975 (昭和50年)	畜産局：家畜改良課廃止 家畜生産課設置 家畜改良増殖目標公表(第3次) 競馬懇談会報告書提出 中央競馬運営改善懇談会設置		畜産近代化リース協会設立

図1・1 飼養頭数、戸数の推移(1)



しかし、これと相まって公布された農業機械化促進法に則った農作業などの機械化に反比例して厩肥・畜力利用に関する研究などの成果はついに目の目を見ることがなかった。それに付随して馬の飼養頭数は急減し、敗戦から20年を経過した昭和40年には30万頭、50年にはついに10万頭を下回ることとなった。（図1・1）

なお、昭和46年には活馬の輸入が自由化されるなど国際化が加速されてきたが、飼養頭数の増加に転ずることなく経過した。

(3) 関係団体の創立と活動

昭和24年に創立された社団法人日本馬事協会をはじめとして、この間に次々と馬関係団体が誕生してそれぞれの活動を展開してきた。

a) (社)日本馬事協会

(社)日本馬事協会（以下「日本馬事協会」という。）は馬産の全体を見渡せる立場で機能する中央団体として、松村眞一郎氏を初代会長に迎えて真っ先に創立され、本年で50周年を迎える。

当初は助成や支援もなく、かろうじて僅かな大学関係者などの協力を得て細々と調査・研究・普及活動を実施していたが、関係役員の努力によって昭和30年代からは日本中央競馬会と地方競馬全国協会からの補助金が交付されることとなり、わが国の馬事・馬産に関する実質的な活動が展開されることとなった。

b) (財)日本軽種馬登録協会

わが国産馬の登録事業を行うべく創立された日本軽種馬登録協会は、昭和23年に特殊法人として設立されたが24年には社団法人となり、46年には財團法人となってサラブレッド、アラブ、アングロ・アラブ、サラ系、アラ系馬の登録を分担し、他の馬の登録事業は全て日本馬事協会が分担することとなった。

c) 日本中央競馬会

昭和29年日本中央競馬会法の公布に伴い、特殊法人として設立された日本中央競馬会は、日本馬の海外遠征、第1回アジア競馬会議の東京での開催を実施するとともに有馬記念競走の新設、繫駕速歩競走の廃止などレース番組の見直しを行った。さらに中央・地方競馬の相互乗り入れなど競馬施行上の改善を積極的に実行したばかりでなく競馬場施設の改修、競走馬保健研究所（現 競走馬総合研究所）や栗東トレーニングセンターの開設などさまざまな事業を展開した。

d) 地方競馬全国協会

昭和37年地方競馬施行体制の整備を規定した競馬法の一部改正に伴い設立された地方競馬全国協会は、地方競馬の益金を活用して地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進に資するために、地方競馬に出走する競走馬と馬主の登録、調教師や騎手の免許、開催執務委員の派遣及び騎手の養成業務ならびに畜産振興補助業務等を実施した。

e) (社)日本軽種馬協会

わが国の馬飼養頭数が急減し始めた昭和30年に、生産振興を主な目的として設立されたのが社団法人日本軽種馬協会である。わが国の軽種馬生産者の大部分を会員とする本会は、全国主要馬産地に支部を設けて活動を展開した。

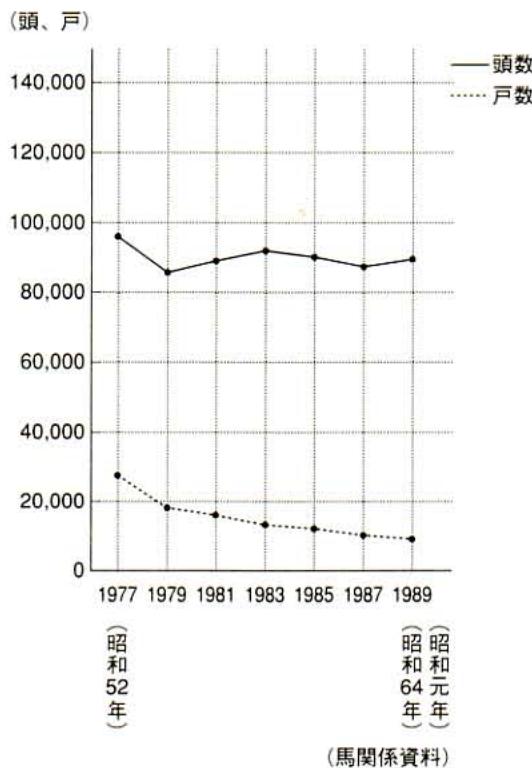
2. 混迷の昭和時代－2（昭和51～63年）

わが国馬産界では押し寄せる国際化の波にもまれながら、めまぐるしく変化する国内情勢の中で今後のわが国における馬飼養の姿を思い浮かべ、少しづつ考え方や方策を模索する動向が現れて来たのが昭和50年以降の昭和時代末期である。

今振り返ってみると、この時代はいわば国際化時代への準備期と言えるかもしれないが、対策協議の中心は競馬産業であり、馬産全体について論議する情勢までには未だ到達していないなかった。

昭和51年以降におけるわが国の馬飼養頭数は図1・2に示すように、頭数は9万頭台で安定基調に推移している。これに対して飼養戸数は、なお減少傾向にある。

図1・2 飼養頭数、戸数の推移(2)



昭和時代後半は、戦後の混乱に踵を接して押し寄せた国際化の波にもまれながらも、国民の一人一人の努力によって国際社会の一員として機能できる日本の新しい時代への準備期だったと総括できる（表1・2）。

表1・2 行政機構・関係法規・関係団体年表2（昭和51～63）

年次	行政機構	関係法規	関係団体
1976 (昭和51年)			北海道軽種馬振興会社設立 馬事文化財團設立
1977 (昭和52年)	公営競技問題懇談会設置 (総務長官の諮問機関)		根岸競馬記念公園開苑
1978 (昭和53年)	農林省：農林水産省と改称		
1979 (昭和54年)	公営競技問題懇談会 意見書提出		馬事振興研究会設置
1980 (昭和55年)	家畜改良増殖目標公表 (第4次)	農用地利用増進法公布 農地法改正	北海道日高地方で馬伝染性子宮炎流行、種付中止
1981 (昭和56年)			馬事振興研究会答申 第1回ジャパンカップ競走開催
1982 (昭和57年)			軽種馬生産振興対策協議会設置
1983 (昭和58年)			軽種馬生産振興対策協議会報告書提出
1984 (昭和59年)			市場取引対策検討会報告書提出 北海道市場建設
1985 (昭和60年)			北海道門別軽種馬トレーニングセンター開設 アジア競馬会議（東京）開催
1986 (昭和61年)			大井競馬場でナイター競馬（トワインクルレース）開始
1987 (昭和62年)			日本中央競馬会略称：JRA
1988 (昭和63年)	家畜改良増殖目標公表 (第5次)		馬事畜産振興協議会設置 軽種馬改良情報システム発足

(1) 競馬全盛時代（中央競馬と地方競馬）

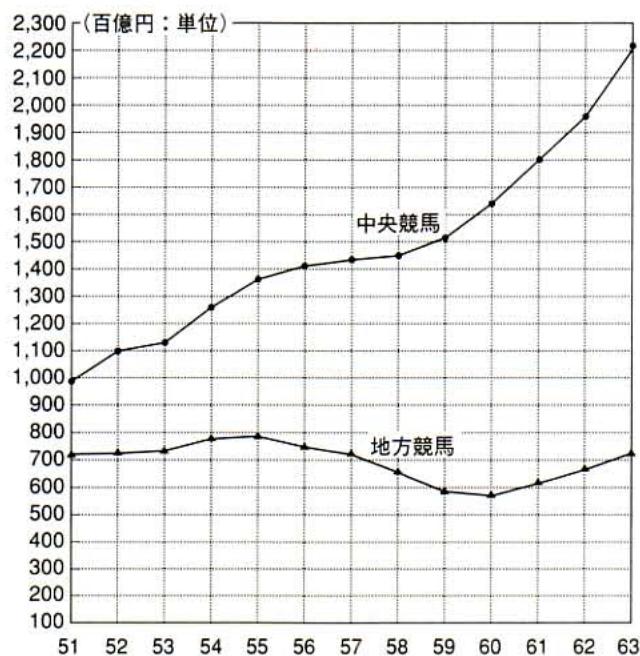
終戦後のわが国の畜産は、専ら動物性蛋白資源の安定的供給を第一義とした事業に収斂されていたが、馬は競馬のための家畜と位置付けられる認識が強くなって行った。テレビの普及とともに一般国民は競馬をブラウン管で手軽に見られる馬と認識するようになり、親近感を持った多くのファンが競馬場に足を運び、入場人員、売得金額も毎年上昇の一途を辿り、競馬全盛時代に突入した。

また、地方競馬において施行されている世界唯一のばんえい競馬もその特異性から注目を集め、多くの根強いファンの支持を得ることとなった。この隆盛期にばんえい競走馬の改良も競って行われ、国の牧場の優良血統馬の貸付事業や地方競馬全国協会の畜産振興補助事業による、海外からの優良種雄馬の導入事業などの効果により、農用馬の体格、ばんえい能力などが飛躍的に向上した。

日本中央競馬会が自ら主催する中央競馬と、都道府県・市町村など地方自治体が主催する地方競馬の2形態の競馬を有するわが国であるが、売得金額は図1・3のとおり推移している。

この間、両競馬はそれぞれ独創性のある事業を展開し、地方競馬では外国人女性騎手の招

図1・3 売得金額の推移（昭和51年～63年）



待レース（東北3県主催のレディスカップ[®]、北海道のANJレディスカップ[®]）やナイター競馬（大井競馬場のトワインクルレース）の実施などユニークな企画を行い、ファンが勝馬投票券を購入しやすいように場外発売所の設置や中央競馬との交流競走などを実施した。日本中央競馬会はトータリゼーターの導入、勝馬投票券の電話投票サービスや場外発売場ワインズの開設、国際招待レースのジャパンカップ競走の実施などさまざまな事業を展開した。また、日本中央競馬会と地方競馬全国協会は、共同してドーピングなど競馬の公正確保に大切な検査機関として昭和40年に財競走馬理化学研究所を設立。昭和51年には、馬

写真1・1 ジャパンカップレース



写真1・2 トワインクルレース



文化を伝承する機関として、わが国での近代競馬発祥の地である横浜市根岸に馬事文化財団を設立し、馬の博物館を開設した。このような努力の結果、競馬は健全な娯楽としての地位が確立されるに至った。両競馬の競馬益金により実施される畜産振興補助事業は、地方公共団体の畜産政策を円滑化し、補完する等の使命を担っており、畜産関係団体によって幾多の畜産関係施設の整備がなされている。

(2) 国際化時代

この頃からいよいよ国際化の波は競馬界にも多大な影響を及ぼす時代となった。ほぼ定期的に開催されているいろいろな国際会議の席上では、わが国の閉鎖性が指摘されるようになり、国を挙げてこれに対する対応策を考えなければならない時代に入った。

a) 国際血統書委員会 (ISBC) ならびに世界アラビアン馬機構 (WAHO)

馬改良の原々種として世界的に認知されている品種はサラブレッドとアラブであり、血統の適正を確保するとともに、両品種の登録資格を統一するために設けられている国際的組織は、国際血統書委員会ならびに世界アラビアン馬機構である。日本（日本中央競馬会と軽種馬登録協会）は1978年の国際血統書委員会からアジア代表として参加し、世界アラビアン馬機構には1979年から加盟している。

国際血統書委員会では血液型による親子鑑定の実施が合意され、わが国では日本軽種馬登録協会が指定する血液型検査機関として(財)競走馬理化学研究所が国際的に認められている。現在はサラブレッド産駒の登録の要件として血液型の全頭調査が実施されている。

なお、1988年からDNAによる親子鑑別法のシステム化が研究されているが、未だ最終結論に達してはいない。

第一次馬政計画が開始されて以来、わが国はハンガリーからアラブを輸入してきたが、

同国のバボルナ牧場には純血アラブと半血アラブが生産されており、軍馬改良を主目的として日本へ輸入されたものは残念ながら殆どが半血アラブであったため、世界アラビアン馬機構は「初霜」ただ1頭だけしか純血アラブとして認められなかった。このため多少の混乱を招いたが、わが国では双方とも純粹アラブとして登録している。

毎年開催されているISBCでは、「自然交配による産駒だけを当該品種として登録する」との国際合意があり、各国はこの線に沿って実施している。最近、人工繁殖技術をサラブレッドにも開放すべきではないかという問題も検討されたが、従来の国際合意に基づき実施していくことになっている。

b) 国際競馬会議

世界の競馬をリードしてきたイギリス・ジョッキークラブが昭和30年、日本中央競馬会の国際競馬協定への加盟を承認して以来、わが国の競馬界も国際社会の一員として馬に関するいろいろな国際会議に出席する機会が多くなった。毎年パリーで開催される国際競馬会議（パリー会議）と、地域別に開催されるアジア競馬会議及び世界生産者会議などに参加している。

c) 国際競技会への参加

オリンピックをはじめ、さまざまな国際馬術大会にわが国が参加した歴史は古い。戦前は専ら陸軍騎兵学校関係者が主流となっていたが、現在の馬術競技者は日本馬術連盟の会員が選手として出場している。

日本馬術連盟は1921年に国際馬術連盟が設立された当初から会員となり、1984年には東京で国際馬術競技大会が開催された。オリンピックや国際馬術大会へ出場する馬は、国内で生産育成、調教されたものはほんの少数であり、外国で生産育成、調教され競技馬とし

写真1・3 オリンピック馬術競技大会



て仕上がったものを利用しているのが現状である。

d) 強い馬づくり

日本中央競馬会は、いち早く「世界に通用する強い馬づくり」をテーマとして生産者、馬主、調教師、学識経験者をメンバーとした馬事振興研究会を招集して検討を付託した。

この研究会は「強い馬づくり」のためには生産・育成の段階からの総合的な対策が必要であることを骨子として、2カ年にわたる審議の結果を報告書にまとめ、昭和56年(1981)武田誠一理事長に答申した。

この答申を受けた日本中央競馬会は、生産体制から厩舎制度に至るまで広範にわたる事項について7つの事業（軽種馬の生産対策7本柱）に対する助成を実施した。同時にその年に国際招待レースである第一回ジャパンカップレースを開催した。その他いろいろな強い馬づくりキャンペーンを展開し、現在に至っている。

3. 新時代への黎明期（平成元年～10年）

昭和から平成になった時代は、国際化に対応した農業生産の生産性の向上や低コスト化を推進すること、馬にあっては、健全娯楽ブームを反映した競馬の盛況や乗馬に対する関心の高まりなど国民の馬に対するニーズに的確に対応するための行政機構の見直しが緊急の課題となった。

平成2年(1990)、種畜牧場を家畜改良センターに再編整備した。翌3年には、これまで馬関係行政を分担してきた農林水産省畜産局家畜生産課肉畜馬産班から馬事振興に関する行政が独立し、新たに馬事振興班が設置された。国立牧場では家畜改良センター十勝牧場で馬の系統繁殖を行い、引き続き優良種畜を民間に配布することとなった。

表1・3 行政機構・関係法規・関係団体年表3（平成元年～10年）

年 次	行 政 機 構	関 係 法 規	関 係 团 体
1989 (平成元年)			北海道市営競馬組合設立 地全協：「馬とのふれあいデー実施」
1990 (平成2年)	馬の生産方向に関する意見交換会 馬事振興検討会発足		競馬に関する研究会設置 日本ウマ科学会発足
1991 (平成3年)	馬事振興班設置	競馬法一部改正 日本中央競馬会法 一部改正	馬番連勝式勝馬投票券発売 競馬博物館開館 財全国競馬・畜産振興会設立
1992 (平成4年)	競馬の国際化対応のための懇談会 競馬の国際化対応三者高級事務レベル会議		プラザエクウス開設
1993 (平成5年)	農地法改正 [ガット・ウルガイ・ラウンド農業合意]		地方競馬に関する懇談会発足 地方競馬運営改善推進委員会設置 日高総合育成施設、軽種馬育成調教場開設 財競馬国際交流協会設立 財競馬・農林水産情報衛星通信機構設立 軽種馬生産育成総合対策基金運営委員会設置
1994 (平成6年)		競馬法一部改正	地方競馬運営改善推進委員会答申 中央競馬アラブ競走廃止
1995 (平成7年)			
1996 (平成8年)	WTO発足、協定実施 家畜改良増殖目標公表（第6次）		グリーンチャンネル配信開始 優良繁殖牝馬導入促進事業発足
1997 (平成9年)			宇都宮育成牧場閉場 競走馬総合研究所宇都宮移転 JRAホームページ開設
1998 (平成10年)			シーキングザパール号、タイキシャトル号 フランスG1レースで優勝 第5回馬運動生理学会議開催

最近10年間における馬の飼養頭数は、9万頭台からやや持ち直して12万頭前後で安定しており、飼養戸数は漸減して約1万戸弱、1戸当たりの飼養頭数は10頭で安定した経過を辿っている（図1・4）。

しかしながら飼養されている馬の用途区分を見ると、図1・5に示すように軽種馬が圧倒的に多いわが国の特殊事情が浮き彫りにされている。

図1・4 飼養頭数、戸数の推移(3)

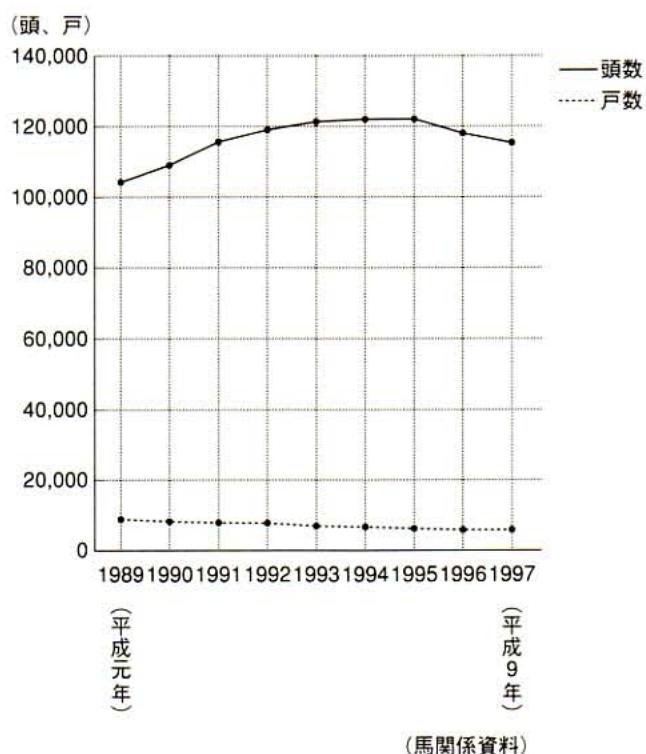
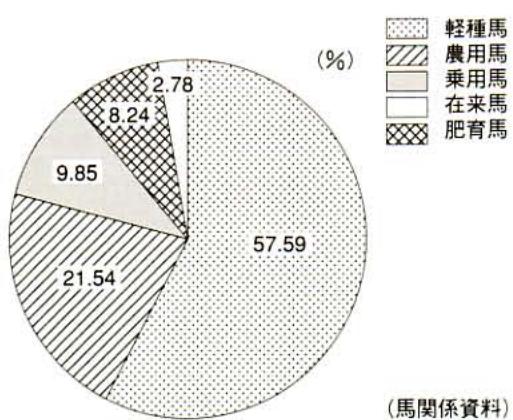


図1・5 用途別馬飼養比率



平成2年には家畜生産課長が馬関係者層を網羅した関係者を召集して「馬の生産方向に関する意見交換会」を開催し、同年7月には馬事振興検討会が発足した。

家畜改良増殖法に基づく家畜改良増殖目標は平成8年（1996）に第6次目標が公示された。馬に関しても農用馬（ばん用馬）、乗用馬、競走用馬に大別され、用途別区分が明瞭と

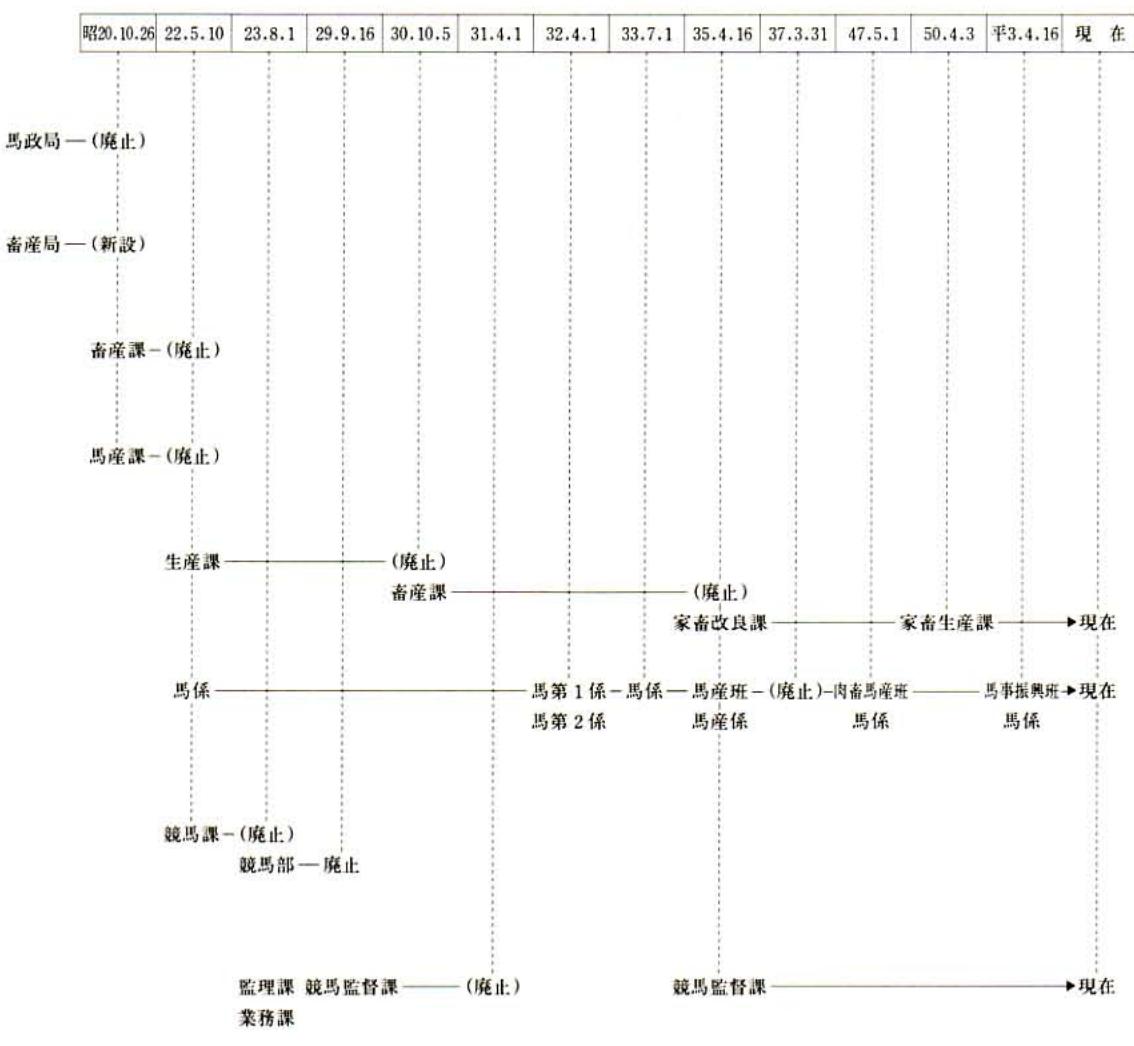
なり飼養頭数などについては明確な数値は提示せず、民間の動向に委ねることとなった。

その間、ガット・ウルガイ・ラウンド農業合意（1993）をはじめとする押し寄せる国際化や情報公開など、国際社会の一員としての活動に支障を来すことなく民間の意向が的確に反映できるよう、競馬法や日本中央競馬会法の一部改正など法的整備が行われ、各関係団体もその方向に沿っていろいろな改善が遂行された。

また、競馬関係組織などが一般市民に親しみを持って受け入れられるために日本中央競馬会の略称をJRA、地方競馬全国協会の略称をNARと決定し、東京競馬場内にJRA競馬博物館が開設されたのもこの時代である。

終戦後半世紀にわたって低迷しつづけ、空白期を経験したわが国では、ようやく馬関係の行政機構・関係法規などが整備されて21世紀へ向けての態勢が整った。戦後50年余にわたる行政機構の変革を一括すると、図1・6のようになる。

図1・6 馬関係行政機構の変遷



これからは計画に従って精力的に実行に移すのみである。

(1) 馬事振興検討会の発足

わが国の馬事馬産の健全な発展を図るためにには、馬関係団体が有機的連携の下に馬事馬産の諸問題についての意見交換と検討を行い、共通の認識を醸成することが肝要であることから、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本軽種馬協会、日本軽種馬登録協会、日本馬事協会及び学識経験者で構成する馬事振興検討会が平成2年（1990）に発足した。

馬事振興検討会実施要領

平成2年7月19日

1. 趣旨

我が国の馬事・馬産の健全な発展を図る上で、馬関係団体が有機的連携を保ち、馬事・馬産に関する諸問題について、意見や情報を交換・検討し、共通の認識を醸成することが肝要であることに鑑み、関係団体等による馬事振興検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 委員会等の設置

検討会には、総括検討委員会、連絡調整委員会及び専門部会（必要に応じて専門部会の下に小部会を置くことができる。）を置くものとする。

検討会の事務局は、(社)日本馬事協会に置くものとする。

3. 委員の構成

総括検討委員会の委員は、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、(社)日本軽種馬協会、(財)日本軽種馬登録協会及び(社)日本馬事協会（以下「関係団体」という。）の理事、関係部長（事務局長）及び学識経験者（若干名）とする。

連絡調整委員会は、関係各団体からやすいせんされた者で構成する。

専門部会委員は、検討内容を勘案して、連絡調整委員会において決定する。

総括検討委員会、連絡調整委員会及び専門部会には座長を置くものとし、委員の互選によるものとする。

4. 検討会の運営

総括検討委員会は、毎年1回以上開催するものとする。連絡調整委員会は総括検討委員会及び各専門部会の連絡調整のため、必要に応じて開催する。専門部会は、総括検討委員会で提案した事項及びその他馬事に関する実務的な懸案事項を検討するものとし、必要に応じて開催するものとする。

専門部会は、検討結果或いは進捗状況を総括検討委員会及び連絡調整委員会へ報告するものとする。

5. 経費

検討会に必要な経費は、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の補助によるものとする。

馬事振興検討会は総括検討委員会を頂点とし、この委員会の構成メンバーは各団体で決定権を持つ理事クラスが委員となることと定められている。総括検討委員会で提案された事項や懸案事項を検討するため、傘下に複数の専門委員会を置いている。

各専門部会では、経過と現状を根本的に見直し、委員個人の立場を離れて、21世紀におけるわが国馬産の方向性を明確に打ち出すべく、忌憚のない活発な意見の交換が行われている。

現在設置されている専門部会は農用馬生産部会、乗用馬生産部会、在来馬部会、登録部会の4部会で前3専門部会からはすでに報告書が提出されているが、積み残した課題についての審議を継続することが総括検討委員会で決定されている。

a) 農用馬生産部会

最近における農用馬生産の動向を見ると、ばんえい競馬用競走馬として能力検定に合格する頭数は年間わずか230頭前後である。しかし、生産者の多くはばんえい競馬用競走馬生産を第一義目的とし、能力検定に漏れた個体は大部分が肥育用素馬となる現状がある。ばんえい競馬用として求められる馬の資質と肥育用素馬として求められる資質とに共通するものがあるという経験から、このような生産方式が行われているのであり、経営上のリスクを少なくする観点から今後ともこの方法による生産は継続すると推測されている。

農用馬のニーズに応えようとする生産者は生産馬を半血化する傾向にあり、事実生産される産駒の大部分は半血馬である。とくに最近は、ペルシュロン、ブルトン、ベルジアンとの3元交配によるヘテローシス（雑種強勢）が注目されている。

純粹種が存在しなければ半血は作れない。純粹種は、家畜改良センター十勝牧場で改良増殖されており、農協や個人で細々と純粹繁殖を行っているものもある。本部会では、半血化の趨勢にあることは容認せざるを得ないが、純粹種の維持対策を確立する必要があると指摘している。〔報告書は付表2〕

写真1・4 ばんえい競馬



b) 乗用馬生産部会

競馬の隆盛時代から、わが国に飼養されている馬の約6割は軽種馬、3割が農用馬、残りが乗用馬とポニーに大別される。一方、欧米先進国など多くの国では、乗用馬とポニーを主体とした幅広い底辺に支えられた正三角形の頂点に位置しているのが競走馬で、全体の1割程度を占めている。広い底辺に支えられた馬産形態であればこそ、優秀な数々の名馬を産出しているのが各国の馬産である。これに比べるとわが国の馬飼養形態はきわめて特殊であり支える底辺の狭い、いわば基盤が十分に整備されていない特殊型である。

乗用馬生産部会では、第一回の会合から、乗用馬に対する認識が所属する団体によってまちまちであり、品種にこだわって論議を進めるべきだとするもの、国際競技大会に出場できるようなエリート集団を目標に置くべきだとする主張などさまざまであり具体的検討に入ることが困難であった。そこで、この部会では「人が乗る馬」すべてを乗用馬と定義して論議を進めることで合意した。

事務局が実施した各都道府県教育委員会、理学療法協会、義肢・装具士協会など今までまったく対象とならなかった分野へのアンケート調査の結果を含めると、乗馬人口は近い将来200万人まで増加すると見込まれると推定している。この数値は各都道府県から申告された数値の合計とほぼ一致する。

日本人の体格とバランスの取れた馬はどの程度の大きさか（好ましい乗用馬のタイプ）、乗用馬の生産に必要な事項は何かなど、乗用馬の生産対策についての基本的事項に対する検討からスタートした。1年以上にわたる審議の末、乗用馬生産部会の目標としては、体高90～160cm、温順な性質の5～15歳の馬を提供できるシステムを確立することで合意した。

そのためには当面

- (1) 品種にはこだわらず、時代の流れに即応した馬を生産する。
- (2) 乗用馬として最も大切な事項は、人とのふれあいであることを主眼として、出生直後からの取り扱い方が重要であることを忘れず、人との良好なコミュニケーションを持续できるよう指導する。
- (3) 従来行われてきた2歳セリにこだわらず、育成・調教の成果などの付加価値を適正に評価できる流通システムを確立する。
- (4) 基本的事項として一般国民の馬に対する認識を啓蒙しなければ効果が現れないなど、目標とすべきポイントが抽出された。〔報告書は付表3〕

c) 在来馬部会

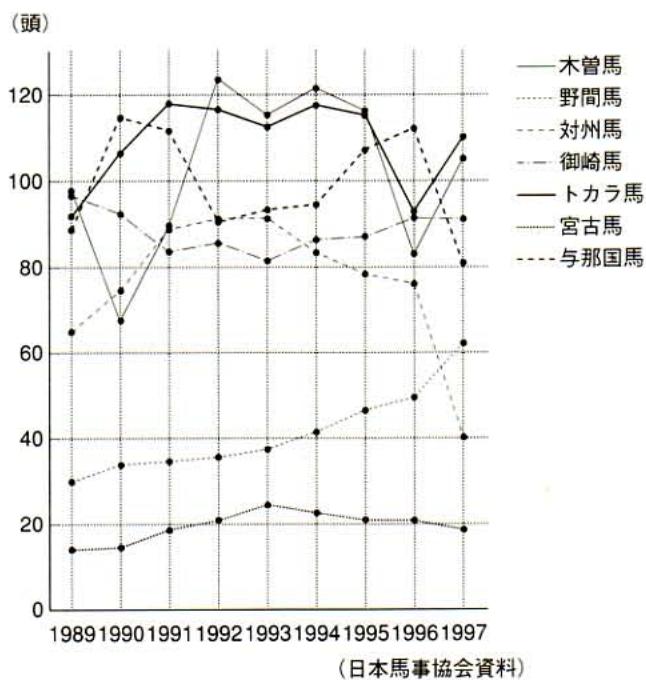
現在わが国には、北海道から沖縄まで全国各所に8馬種の在来馬集団が飼育・保存されている。北海道和種馬、木曾馬、野間馬、対州馬、御崎馬、トカラ馬、宮古馬、与那国馬の8馬種である。いずれも地域住民のパートナーとして長い年月にわたり地域の発展に協力してきた歴史のなかに、貴重な地域文化の伝承者としての地位を獲得している。

現在もなお約2千5百頭を保有している北海道和種馬を除くと、他の7馬種の飼養頭数は図1・7に見られるようにいずれも百頭足らずで推移している。これに対して本部会は増頭数を図らなければならないことを指摘したうえで、保存と活用のための基本方針として生産対策の強化、活用のための方策を提案し、当面の具体的対策として生産振興対策、利活用対策に加えて生態・飼養管理の実態把握、系統の整理と近親交配の防止、伝統行事に関する調査研究の実施、地方自治体との連携などによって保存・活用に努力すべきこと

が指摘・提案されている。

8馬種はそれぞれ地域の風土・文化と密接に関連した存在意義を持っているから、近代技術を駆使して一様に増頭数を図れない複雑な要因をはらんでいる。本報告書に記載されている基本方向に沿ったうえで、具体化に当たっては馬種ごとにきめ細かい方策について検討する必要があると指摘されている。〔報告書は付表4〕

図1・7 在来馬頭数の推移（除、北海道和種馬）



d) 登録部会

わが国における馬の登録事業は、軽種馬（サラ、アラ、アア、サラ系、アラ系）は日本軽種馬登録協会、その他の馬は全て日本馬事協会が分担することになっている。しかもわが国で慣用されている軽種馬、農用馬などの呼称は、国際社会では理解されにくく、農用馬でも乗用馬でも半血化が進む傾向にある現状を考えると、登録部会での検討事項は山積している。そこで本部会では、種類呼称「半血の取り扱いについて」を議題として審議を重ねているが、合意に達するまでにはまだ若干の時間が必要と判断される。

その最大の理由は、用途別区分名と品種名とが峻別されていないことに原因がある。わが国では、競走馬・軽種馬・乗用馬などの言葉が汎用されていながら、それらの区別については関係者でもあいまいな点が多い。家畜改良増殖法に基づく改良目標には、牛が用途別に乳用牛と肉用牛に区分されているのに準じて、昭和55年以来、用途別に農用馬（輶用馬）、乗用馬、競走用馬に区分され現在に至っている。

一方、農用馬の生産で半血化が進行しているばかりでなく、乗用馬の生産方針でも日本人の体格と釣り合いの取れた馬を生産しようとしている。さらに在来馬の利活用の方向としてポニー資源としての活用が浮かんでいる現状を考慮すれば、登録部会では一日も早く種類呼称を明確にしなければならない。

(2) 国際交流の進展

わが国の競馬関係では、中央競馬において外国で出走経験のない輸入馬の一般レースへの出走制限緩和、外国で出走経験のある馬への重賞レースの一部開放など順次国際交流が進められている。馬術競技関係では、国際馬術競技大会への参加、オリンピック出場候補選手の海外での強化合宿などさまざまな交流が実施されている。

馬に関する学術研究分野での国際交流は、他の分野と同様に戦後いち早く積極的に行われ始め、わが国から発表された研究業績のなかには国際的評価の高いものも多い。

1998年には第5回馬運動生理学会議The 5th ICEEP (International Conference on Equine Exercise Physiology)が、日本ウマ科学会とJRA競走馬総合研究所の共催によって宇都宮市で開催された。

日本馬の海外遠征については、競馬界ではこれまで度々海外遠征を試み「わが国産馬が国際的に通用するか否か」という命題にチャレンジしてきたが、安定した成績を挙げるまでには至らなかった。平成10年になって初めて2頭の日本馬（シーキングザパール号とタイキシャトル号）がフランスのG1レース（モーリス・ド・ギース賞とジャック・ル・マロワ賞）に優勝し、やっと国際的に評価される時代に到達した。

しかしながらこの2頭は、競走馬の輸入が自由化されて以後、2歳時に米国から輸入され日本で育成・調教された末、国際社会で優秀な成績を挙げた経歴を持つ馬である。眞の国産馬が世界の檻舞台で活躍する日も近いであろう。

オリンピックをはじめいろいろな国際馬術競技大会でも、国産馬に乗った日本選手が活躍するようになってこそ国際社会の一員としての面目がたち、眞の意味で新しい時代を迎えたといえるのである。

(3) 乗馬の普及

乗馬は、戦後しばらく贅沢なスポーツ、金持ちのレジャーなどと敬遠され、大学や特定の人達による馬術競技などであったが、最近は、レジャーの多様化、ゆとりと安らぎの追求、あるいはスポーツとして楽しみたいとする一般市民の要望に応えて、大都市周辺を中心にして手軽に利用できる乗馬施設や乗用馬の飼養が増加してきている。

しかしながら、そこで利用されている乗用馬は、その殆どが競走馬からの転用馬であり、乗馬の熟練者にとっては支障を感じないものの、初心者や子供達など一般の利用者にとっては、馬体が大きすぎる、気性が激しいなど、その適性は必ずしも好ましいものとなって

いない。このため、一般的の利用者は、性質がおとなしくて乗り心地がよく、騎乗者の体格に適した安心して乗れる馬の提供を要望している。

この要望に沿うためには、馬の生産・育成・調教・利用について一貫したシステムを構築していくとともに、これを担う技術者や乗馬インストラクターの養成確保などが必要となってきた。

図1・8 地域別乗馬施設数の推移

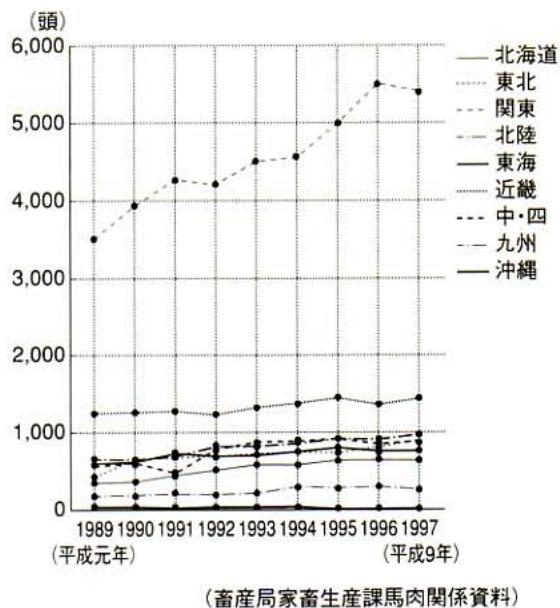
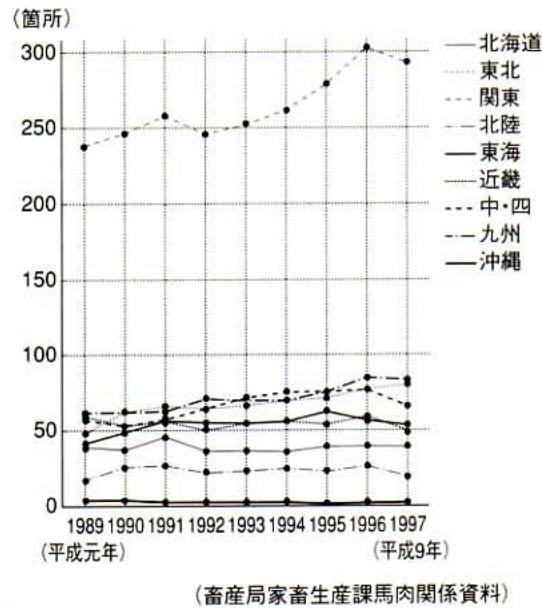


図1・9 乗用馬頭数の推移



(4) 馬の多面的活用に対する要望

本来、馬は「実務的・情緒的側面から人間生活を支えるパートナーとして共生してきた家畜」であると位置付けているのが馬に対する国際的な認識にほかならない。戦後、関係者の苦肉の策としてわが国馬産が「競馬」に焦点を絞って競馬全盛時代を迎えて半世紀、その結果「馬は競馬のための家畜」「競走馬でなければ馬ではない」「馬はブラウン管で見るもので、さわれない家畜」など、日本国民の馬に対する認識は各国とは異なった特異なものとなってしまった。

わが国では最近、盲導犬や聴導犬など障害者のパートナーとして働く犬、捜索犬や麻薬捜査犬など社会活動を支援している犬など、人間が理解できない動物の本能によって人間生活を支えている動物の代表としての犬が注目されている。一方、高齢化社会での気分転換に動物とのふれあいが効果があるなど、高齢化対策の一環に動物の力を借りようとする試みもある。

動物とのふれあいによってもたらされる心理的・肉体的効果に関して、学術的解明はむずかしいながら効果が現れることは万人が認めている。このような考え方から馬を活用し

ようとする試みは昔から全世界で当然のこととして行われてきたものであり、多くの民話・民謡などに取り上げられているように地域文化として結晶している事例も多い。

わが国においても地域ごとに伝承されてきた馬文化の表現形としてのイベントをはじめ、小学校での馬の飼育、登校拒否児の復学手段としての馬とのふれあいと共同生活、医療手段としての乗馬などさまざまな試みが行われ、従来の競走馬としての利用だけでなく、多面的な活用を図る努力がなされている。

a) ホース・トレッキング

交通網の発達によって都会生活者層のレジャーの過ごし方に変化が現れたといわれているなかで、都会生活者の行動範囲は全国をフィールドとすることが可能となった。自然とのふれあい、森林浴、自然教育など幅広い視野から田園地帯まで足を延ばしている。

写真1・5 ホース・トレッキング



田園地帯での乗馬を楽しむホース・トレッキングは、数年前から一部の地域で行われ始め、レジャーを楽しむ機会を提供することによって地域振興や自然保护のPRに資することを目的とした色々な企画が全国で紹介・実施されている。全国各地にトレッキング・センターが開業しており、必要な乗馬とインストラクターが用意されている施設もある。

北海道帯広市、洞爺湖町、鹿追町、栃木県那須町、長野県開田村、兵庫県西脇市、熊本県阿蘇町、宮崎県綾町などで好評なイベントが開催されている。地方自治体が管理している公共牧場が「ふれあい牧場」として再編され、ポニー・ランドなど馬に関連する事業を開始した牧場もある。

b) 障害者乗馬

障害者にも乗馬の機会を与えることを目的としてイギリスで誕生したボランティア活動は、アン王女が総裁を務めるRDA(Riding for the Disabled Association)として結晶した。

RDAは世界各国のいろいろな地区に分散している傘下組織と連携して国際的な事業を開発している。わが国でも地域活動を支援する中央組織として平成10年3月にRDAJapanが発足、活動を開始した。

写真1・6 障害者乗馬



障害者が乗馬することをわが国では、乗馬療法、ヒポ・セラピー、ホース・セラピーなどと医療技術の一つとしてとらえる傾向があるが、不幸にして障害を持った人達が馬とふれあい、乗馬することによって現れる効用は、事故や病気によって生じた欠陥機能の快復に効果が現れるばかりでなく、まずは障害者が心理的・情緒的に開放感を肌で感じ、自然に意欲を起こさせる効果が第一である。機能快復は本人がやる気を起こさなければ効果が上がらないといわれている。一般にリハビリテーションの効果を評価するには、近代科学でもすっきりした結論を出せない総合的な課題であると認識されていることに配慮すべきである。

障害者が乗馬する馬は、個々の障害者の障害の程度に加えて、障害者の体格とバランスが取れたおとなしい、社会経験を積んだ馬が求められるのであるが、わが国の現状ではこのような馬を安定的に供給するためにはそれなりの準備が必要である。これらの馬の生産・育成・供給を通じての一貫したシステムの確立、ならびに障害者乗馬の指導に当たる、幅広い知識（馬の知識から障害の質や病状、事故に対する応急処置の概要などまで）を持ったインストラクターの養成が緊急の課題である。

c) 観光事業

地域振興の効果をも視野に入れた観光事業、レジャー産業の一環として観光馬車の運行や、ポニーを使った体験乗馬などが各地で行われ、効果の上がっている例もある。観光馬車のように使用する馬の取扱者が専門家である場合は別として、一般市民が馬に接する場合には、適当な指導者かインストラクターが馬及び人の事故防止に対して十分に気配りしている必要がある。何らかの事故が起こった場合、人の側に馬がいたというだけで全ての原因は馬にある、馬が悪いといいたがるのが、残念ながらわが国の現状である。

(5) 家畜改良増殖目標

戦後、馬事馬産を推進するための計画としては、昭和22年に中央馬事会が成案した「馬事推進5カ年計画」、同年に農林省の畜産審議会が答申した「畜産振興5カ年計画(馬の増産対策)」、昭和26年に畜産局が各都道府県知事に通達した「馬の改良及び生産方針」及び家畜改良増殖法に基づいて公表する「馬の改良増殖目標」がある。このうち、現在まで継続している馬の改良増殖目標の公表内容の変遷について、その概要を参考までに述べると以下のとおりである。

昭和25年に公布された家畜改良増殖法には、畜種ごとに10年後の改良増殖目標を公表し、5年ごとに見直すことが定められている。いろいろな都合で第1次の目標が公表されたのは昭和37年、以降順次昭和44年(第2次)、昭和50年(第3次)、昭和55年(第4次)、昭和63年(第5次)と継続され、平成8年には平成17年度を目標とした第6次目標が公表されている。わが国の畜産の現場では、この目標に向かって家畜の生産を実施しているのであり、その内容は、時代の移り変わりに即応して逐次修正されている。目標値が示されている農用馬に関しては次第に大型化されている。第1次目標では、農用馬を中心に示されたが第2次(昭和44年公表)からは軽種馬が加えられている。第3次(昭和50年公表)以降は用途別に農用馬、競走用馬、乗用馬に区分された。総頭数の目標値が示されたのは第2次の24万頭までであり、その後の公表では、目標数値を示さず「需要に対応した生産を図ることとし、飼養頭数の維持増殖に努める」等の表現になっている。

第5次(昭和63年公表)以降の農用馬の体型に関する目標数値が体高に対する比率で示されている。この目標数値も第6次(平成8年公表)からは成熟時の雌に限って示されている。〔馬の改良増殖目標は、IV・付表6〕

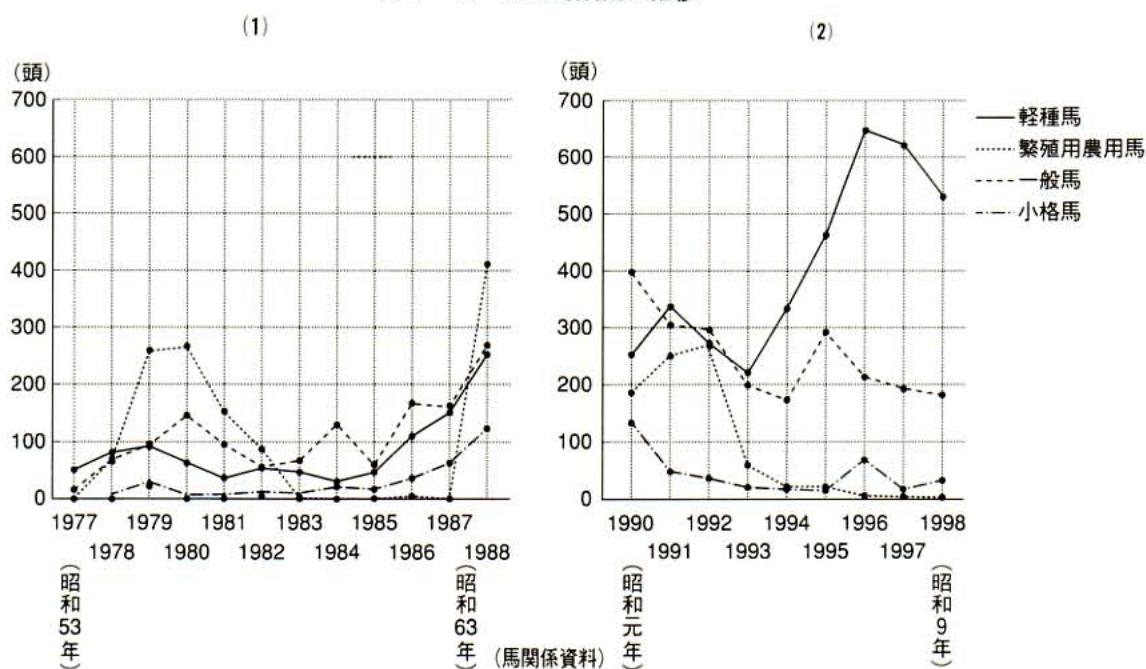
(6) 馬の新しいニーズへの生産対応

軍馬生産といい農業生産といい、これまでにわれわれ日本人が経験してきた馬産の目的は、人間が立てた目標（軍備、食糧増産など）を達成するために必要な道具としての馬を生産することであった。言い換ればいずれも主役は人間であり、馬は人間生活を支える道具であると位置付けられてきた。動物同士とのふれあいのなかに培われた心温まる関係は、民話・民謡などさまざまな文化を生かしてきた。

馬に対するニーズが多面的に拡大しつつあるなかで、これに対応し得る馬の生産が必要である。

最近20カ年にわたる馬の輸入実績を見ると図1・10に示すように、毎年1千頭近くが輸入されているが、輸入頭数は品種・種類・区分など用途によってまちまちであり、一定の傾向が示されていない。これはわが国の馬に対する需要が多岐にわたりつつあるとともに、半世紀前までの輸入は、軍馬の生産という明確な目標を持っていたので、輸入馬により改良実績を挙げることができた。しかし、戦後の混乱期からはどんな馬を、何のために、どんな方法で生産したら良いか、いわば馬産に対するはっきりした目的もないままに経過した。これからは、馬の潜在能力を引き出して、馬が満足できるように活用するために、どんな馬を、どんな方法で生産・育成して需要に応えて行くか、言い換えれば明確な目標に向かっての的確な方法を確立して、社会的需要に応えることができるシステムを確立することが望まれている。

図1・10 輸入馬頭数の推移





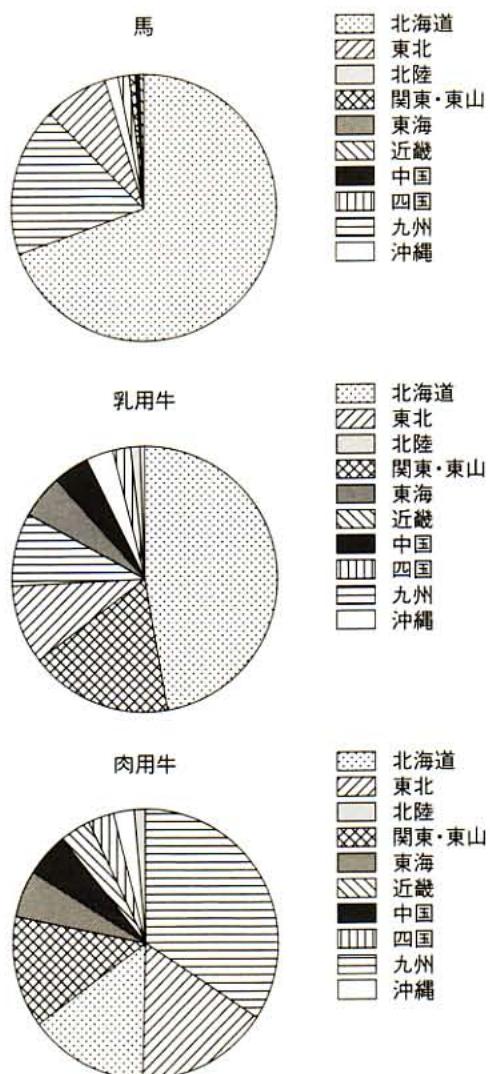
地域別馬産

1. わが国馬産の現状

わが国の国土は、約37万平方キロメートルしかなく、そのうえ南北に細長く分布する大小さまざまな島嶼を配し、北から北海道、本州、四国、九州の4つの大きな島と周辺に散在する多数の離島によって構成されている。

南北に細長いわが国では、土地基盤、気候風土、伝統文化などと密接な係わりを持って家畜が飼養されており、図2・1に示すように、大家畜の飼養頭数の分布に地域特性が現われている。馬は、北海道、九州、東北に、乳用牛は、北海道、関東・東山、東北、九州に、肉用牛は、九州、東北、北海道、関東・東山にそれぞれに多頭数飼養されている。特に、馬にあっては北海道に特化している。

図2・1 地域別畜種の分布



(統計情報部畜産統計及び畜産局家畜生産課馬関係資料)

2. 寒冷地域

(1) 北 海 道

北海道で馬が飼われたのは、江戸時代後期に松前藩士の蝦夷地（現在の北海道）への赴任に伴って馬が持ち込まれたのが始まりとされている。この馬は広大な原野に放置されて、世代を繰り返しながら、馬の重要な食糧であったミヤコザサが豊富な太平洋岸に分布し、北海道の厳しい自然に順化してコンパクトな体型と強健な体質を獲得した。この馬を北海道の開拓者が使役に利用することによって開墾の原動力あるいは生活のパートナーとして活躍したのが北海道和種馬である。

国が馬政計画の実施に当たり、豊かな自然と広大な用地に着目し、重要な馬産地として指定したのが本格的な北海道馬産の始まりである。現在は、全国の農用馬の約87%、軽種馬の約94%を生産し、馬産地として極めて重要な位置を占めている。

大型の農用馬が大小2つの障害のあるダートコース200mを定められた重量の橇を曳いてタイムを競う「ばんえい競馬」は、古くは村祭りなどで農耕馬の力比べとして楽しまれてきたものが、競馬法に基づく競馬として整備されたものであり、世界的にも類のない独特的の競馬として親しまれてる。

写真2・1 北海道和種馬の駄載風景



(2) 東 北

大宝律令（701）には全国各地に「馬の牧」を置くことが記されているが、東北各地にも馬の牧があったと郷土史などに記録されており、土壘などの文化遺産が残っている場所もある。戦国時代から藩政が定着した江戸時代には、各地の領主・藩主は領民と領地の安全

のために軍備充実の一環として馬産に努力した結果、南部馬・鬼首馬・三春馬などが良駿として名を馳せたが、残念ながら現在は「幻の日本の馬」となってしまった。

馬政計画の実施に当たっては北海道とともに主要馬産地に指定され、乗馬・輶馬・駄馬（小格輶馬）などの軍馬生産に功績を上げた。以来、気候の比較的温暖な太平洋側で馬産が発展し、現在も北海道、九州に次ぐ馬産地として東北北部の太平洋側ではその伝統が受け継がれている。

青森県東部、福島県会津地方には昔から馬肉の食習慣があり、地域住民は祝い事のときなどには好んで食べている。

（3） その他の寒冷地域

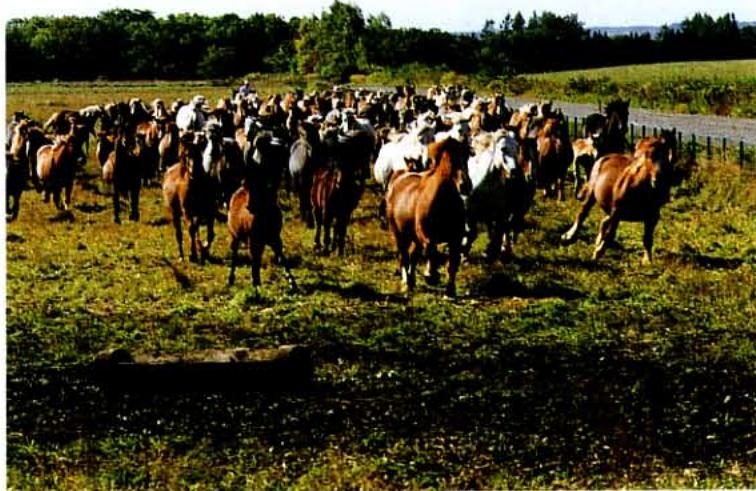
わが国は国土の7割が山岳傾斜地であり、海拔1000mを越える場所も多い。これらは、いわゆる高・寒冷地として取り扱われており、阿武隈高地、中部山岳地帯、中国山系などである。これらの地域では農家個々の耕作地面積が狭く地形も急峻なために、土地条件に見合った、取り扱いやすい小型の山岳馬が生産されていた歴史を持っている。木曾馬、野間馬、対州馬などが、高冷水岳地帯の環境に順化した特質を有する小型馬として現存している。

（4） 恵まれた用地面積

北海道・東北には、釧路湿原・白神山地のブナの原生林など世界の文化遺産に指定されているものもあり、各地に国立公園などの保護地帯が点在している。第一次産業を主体としているこの地域は、大都市が少なく広大な農耕地や山林が広がり自然が保護されている。馬の飼養には1頭当たり1haを必要とするのが国際通念であるが、広大な用地を確保できるこの地域は条件的にも恵まれている。

この地域では南部の曲屋や軍馬補充部が置かれていた歴史などから、地域住民のパート

写真2・2 十勝牧場放牧地



ナーとしての馬に対する親近感は今なお確実に伝承されており、馬を題材とした東北の民話・民謡・祭事も多い。

写真2・3 曲屋



写真2・4 駒踊り



写真2・5 ちゃぐちゃぐ馬っこ



写真2・6 相馬野馬追い



(5) 新しい動き

わが国の最大の馬産地であるこの地域では、乗用馬やポニーの利用が注目されることに伴って、これまでの経験を生かした新しいニーズに応える生産への取り組みが行われている。また、生産した馬の活用の場についても、地域振興の一環としてホース・トレッキングや障害者の機能回復訓練用の乗馬として脚光を浴びてきている。

北海道では、当初の活動は限られた地域の有志が集まって乗馬を楽しむ程度であったものが、最近は、「十勝馬の道連絡協議会（本部：帯広市）」、「社団法人北海道馬の道ネットワーク協会（本部：札幌市）」、「日本乗馬療育インストラクター養成学校（浦河町）」などが設立され、広く全国から参加者を募って各種のイベントの開催や人材を養成するなど組織的な活動を展開している事例も見受けられる。また、他の地域においても、岩手県遠野

市の「馬の里」などのように馬の生産・利用を組織的に取り組んでいる事例も見られる。

さらに、馬肉として消費される国内産資源の大部分を供給しているこの地域は、従来はほとんど肥育しないで販売していたが、最近は、中間肥育を行ってからの販売や肥育仕上げ後、と殺処理加工して販売する方法も取られつつある。

写真2・7 ホース・トレッキング



写真2・8 障害者乗馬



3. 山岳地域

周囲を海に囲まれ、国土の7割が山地傾斜地であるわが国の特徴からすれば平野は少ない。日本の屋根と言われる稜線は、列島の流れに沿って北海道大雪山系、奥羽・北上山系、阿武隈高地、中国山地、四国山地、阿蘇山系を経て南西諸島につながる。これと直角に富士火山帯、日本アルプスなどが位置しており、中部山岳地帯としては、長野、岐阜、山梨3県にまたがって北から南に続くアルプス連峰が代表的な存在である。

中部山岳地帯は、その特徴ある風土から、独特の産業、文化、生活様式が生まれ、現在も伝承されている習慣や行事が多い。その昔、道路・交通機関も未発達で耕地率も低かったこの地域では、馬が重要な交通手段であり住民の生活を支えるためには欠かすことのできないものであった。

木曾義仲以来の馬産地であるこの地域においても、馬政計画に基づき強力な行政指導により多数の有能な軍馬が生産されたが、指針がなくなった戦後の混迷期にも地域住民の努力によってかろうじて生き残ったのが現在の木曽馬である。

(1) 山岳傾斜地における馬

アンデス山脈、ロッキー山脈、ネパール高原、ヨーロッパアルプス地方など世界各地の山岳傾斜地帯では、馬やロバがいろいろな場面で活躍していることは周知のとおりである。山地傾斜地帯で働いている馬は、環境に順化した結果として独特の体型になる。低い首差し、編笠尻、寄り膝、強健な肢蹄などであり、粗飼料の利用性が高く、丈夫な内臓を持った強健な体質と地域住民とのパートナーシップから温和な性格を獲得した。

わが国においても傾斜地であるために一区画の面積が狭い段々畑での作業には、小回りがきく小型の馬が求められた。国の施策に逆らってまでも小型馬に固執したのは立地環境条件と住民生活とに基づいた切実な要求であった。

(2) 特徴ある地域文化の中に生きる馬

木曽谷の農家は、南部の曲屋と類似した構造で、家族と馬は四六時中一つの屋根の下で起居を共にしてきた。そこに「踏ませ」の習慣による厩肥生産や野干草の貯蔵など、地域住民の生活の知恵ともいえる適切な飼養管理技術のノウハウができ上がっている。

木曽谷には、あちこちに道祖神の石碑を建てて崇め、仔馬が誕生すれば最寄りの神社に詣でるなどの慣行が馬飼養の精神面での支えになっている。こうした技術面と精神面の支えは、地域環境と地域文化に根を下ろした馬文化に他ならない。

(3) 新しい動き

わが国独特の山岳傾斜地におけるこれからの馬産を考える場合、地域の環境・文化などを総合的に判断した対策でなければ長続きしないであろう。

この地域（長野、岐阜、山梨の3県）は、馬肉の食習慣が定着していること、木曽馬を飼ってきた歴史的背景から馬文化が存在すること、大都市周辺の人達が手軽に乗馬を楽しめる距離に所在していることなどから、馬の生産・利用を見直せる環境が整ってきたともいえる。地域活性化のために、教育に熱心な地方自治体と連携を図りながら最近のニーズに対応して木曽馬を中心とした小格乗馬の生産・供給基地として転進することも一つの選択肢になると思われる。

4. 西南暖地・島嶼地域

(1) 九 州

わが国の西南に位置しているこの地域は、筑紫山地や九州山地及び筑紫平野、熊本平野などがあり、わが国の農業にとって重要な位置を占めている。

往年は、島原馬や薩摩馬などを産し、馬政計画時代にも在来馬にアラブ系統馬などを交配しながら、各地で温暖な気候と広大な山地を利用して優秀な軍馬を生産していた地域であった。

しかし、戦後は、他の地域と同様に馬の飼養頭数が減少しており、現在は、競走馬の休養地としての利用や軽種馬や農用馬の生産育成が継続されているものの、この地域は、馬の肥育と馬肉の消費が盛んであることから、馬の需要地としてのイメージが定着している。

写真 2・9 鹿児島県隼人町初午馬おどり



最近の馬肉需要の推移を見ると図2・2に示すように生産量は増加傾向にある。また、馬のと殺頭数は、表2・1に示すとおりであり、わが国最大の馬肉消費地である熊本県を中心にこの地域が全と殺頭数の50%を占めている。この馬の大部分は、肥育素馬として北海道、東北からの導入や外国からの輸入によって賄われたものである。

図2・2 馬肉需給の推移

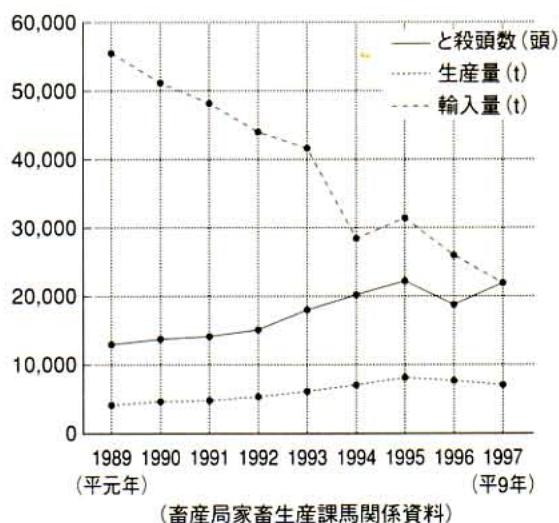


表2・1 馬のと殺頭数(県別・年別)

	(単位:頭、%)				
	平元年	平5年	平7年	平8年	平9年(全国比)
北海道	271	946	1,958	2,308	1,963(9.5)
青森県	484	952	1,290	1,302	1,407(6.8)
山形県	404	630	875	742	538(2.6)
福島県	1,412	1,749	2,093	2,025	2,203(10.7)
山梨県	631	562	651	539	614(3.0)
長野県	329	463	676	491	496(2.4)
岐阜県	261	277	983	874	970(4.7)
福岡県	2,464	2,313	2,580	1,979	2,108(10.2)
熊本県	5,027	6,547	7,248	6,155	7,269(35.2)
その他	1,920	2,909	3,396	3,073	3,081(14.9)
全国計	13,203	17,348	21,750	19,488	20,649(100.0)
(指数)	(100)	(131)	(165)	(100)	(156)

(統計情報部畜産物流通統計)

(2) 沖縄等島嶼地域

九州本土から更に西南に位置するこの地域は、古くから大陸や南洋諸国との交易が盛んであり、大小多数の島嶼から成り立っていることもある、独自性の強い住民意識に育まれた特有の文化が根づいて伝承されている。また、この地域は、サトウキビ栽培を主体とした農業が盛んであったことによって小型な馬の活躍する場が多かった。

こうした特有な文化と農業環境によって育まれてきたのが、現存するトカラ馬、宮古馬及び与那国馬の在来馬である。

(3) 新しい動き

熊本県では、放牧を主体とした子馬の生産育成を推進して、肥育素馬の供給による生産から肥育までの地域内一貫の試みが見受けられる。また、熊本県農業研究センター草地畜産研究所は、通年放牧による低コスト子馬生産や放牧を組み入れた低コスト肥育の試験研究を行い、これら飼養管理技術の確立に取り組んでいる。

宮崎県では、農協などが中心になって種雄馬を集中管理するとともに人工授精を活用しながら、ブルトン種を主体とした地域内一貫を行い、若齢肥育(3才)による出荷を推進しているところも見受けられる。

沖縄県の石垣島や宮古島では、ブルトン種の種雄馬を導入して、肥育素馬としての資質の向上に努めている。



日本馬事協会の 馬産への取り組み

1. 概 説

昭和20年8月の終戦により、それまで順調に推進されてきた馬政計画が一気に崩壊し、わが国の馬事馬産は混迷の時代にはいった。

戦前、日本馬事会をはじめとして軍馬の生産・供給をそれぞれ分担して振興してきた全ての団体は、GHQの命令によって解散することとなった。これに対処するために、中央、地方各馬事関係団体を統合して、昭和21年に社団法人中央馬事会が結成されたが、この中央馬事会も独占機関であるというGHQの意向を受け、政府は自発的解散の方途を促し、馬匹組合整備等に関する法律の通過を機に、昭和23年7月自主的に解散、ここにわが国における全ての馬事関係団体は消滅することとなった。

しかしながら、昭和23年10月、馬事に関する中央団体及び地方団体の一斉の解散により馬事に関する連絡、協調の機関が消滅することを憂え、馬事に関心を有する個人及び私団体の有志が合同して、全国を対象とする団体設立のための総会を開催して中央団体設立を決議し、昭和24年3月、農林大臣の許可を得て、社団法人日本馬事協会が設立されて今日に至っている。

「馬事知識の普及、馬の改良増殖ならびに利用増進を図り、もって馬事の振興を図る」ことを目的として設立された本協会であったが、公益法人としての基礎も固まらない戦後の混乱期には、その機能を発揮できる社会情勢にはなかった。

当初は、予算を確保することが困難であったため、政府などに対する地方自治体や民間団体などからの陳情を支援することからスタートした。定款に記されている各種の事業が推進されるようになったのは、地方競馬全国協会や日本中央競馬会からの助成金が交付されるシステムが整ってきた昭和40年（1975）代に入ってからである。

本協会の50年間にわたる主要な活動状況を列挙するとIV・付表の1「日本馬事協会活動の年譜」のとおりである。この間、会長は、初代の松村眞一郎氏から鈴木 一氏、庄野五一郎氏、犬伏孝治氏へと引き継がれ、組織、事業が順次充実されて業務が順調に推進してきた。

歴代会長



初代会長 松村眞一郎



第2代会長 鈴木 一



第3代会長 庄野五一郎



第4代会長 犬伏 孝治



第3代会長代行 濑川 良一

2. 馬事に関する建議請願

建議請願は設立翌年から実行された。その後約20年間にわたっていろいろな課題について陳情、又は陳情を支援してきた。主な事項を列挙すれば表3・1のようになっている。

表3・1 建議請願一覧

年 度	建 議 請 願 事 項
昭和25年(1950)	馬の輸送運賃等格下げならびに市場取引馬の運賃割引 馬の伝貧撲滅のための殺処分手当増額
昭和26年(1951)	農林省宛緊急馬産対策 競馬民営化
昭和27年(1952)	馬の博覧会開催
昭和28年(1953)	国営の原種馬生産基地設置 飼料需給安定法
昭和29年(1954)	畜産団体に関する単行法制定 種馬登録団体に対する助成 畜産局に馬事課設置
昭和30年(1955)	国有種雌馬の補充促進
昭和31年(1956)	国有種雄馬の貸付制度復活 地方競馬民営化促進
昭和33年(1958)	農用種雄馬の登録基準の設定、登録機関の設置及び業者に対する助成
昭和35年(1960)	馬関係国費予算 馬に対する試験研究実施
昭和36年(1961)	馬政の確立 競馬益金の畜産振興に充当せしむる競馬法の改正
昭和37年(1962)	全国馬事協議会の決議
昭和39年(1964)	地方競馬益金を馬事のために積極的充当等
昭和40年(1965)	原種種雄馬の輸入・配置と輸出 種馬登録事業の整備強化
昭和41年(1966)	仏国産種雄馬輸入の全額補助 主要馬産地支部への馬事担当職員の設置 地方自治体・畜産団体への馬専任職の配置
昭和43年(1968)	馬事振興について

III. 日本馬事協会の馬産への取り組み

当初は、散発的に課題を陳情してきたが次第に総合的・行政的な事項へと焦点が絞られるとともに、本協会もいち早く斯界の有識者を委員とした馬事審議会を昭和25年（1950）に設置した。馬事審議会は、馬事行政専門委員会（岡部利雄委員長）、経営改善専門委員会（永松陽一委員長）、競馬専門委員会（長森貞夫委員長）を開催し、混迷した戦後の社会情勢の中での馬産界のあるべき姿についていろいろの提案がなされている。終戦によって一気に拠り所のなくなったわが国馬事馬産の将来に関して、貴重な意見が述べられている。

馬事審議会は昭和32年に再開され、政府の統計資料以外の緊急必要事項、例えば家畜市場における馬取引の実態、都道府県別の馬の動態調査、馬の新種類呼称の決定、馬利用に関する研究の推進など、馬政再建計画の立案に必要な基礎資料として信頼できる材料を整備保有することが緊急課題であると指摘している。この審議会で指摘された課題の中には、平成2年に発足した馬事振興検討会に於いて、再び取り上げられて意見交換や検討が進められているものもある。

3. 調査・研究事業

調査・研究事業は、昭和32年（1957）の「馬の需要動態に関する概況調査」から始まった。以来実施された調査・研究の成績は、馬事叢書その他の調査研究報告（表3・2）として公表されている。

予算の少なかった本協会は教育・試験研究機関の協力を得て当面の課題から調査研究に

表3・2 調査研究報告等一覧

年 度	刊 行 物 名	著 者
昭和33年(1958)	馬の需要動向の概況	野村晋一（東京大学農学部）
昭和34年(1959)	全国産業用馬登録関係規定集 農馬の規格決定に関する調査の一	" "
昭和35年(1960)	農馬の規格決定に関する調査の二 農業経営における馬の位置付けに関する研究の一	" 菱沼達也（東京教育大学）
昭和36年(1961)	農馬の規格決定に関する調査の三（付録） 農業経営における馬の位置付けに関する研究の二	野村晋一（東京大学農学部） 菱沼達也（東京教育大学）
昭和37年(1962)	農業経営における馬の位置付けに関する研究の三	"
昭和38年(1963)	農業経営における馬の位置付けに関する研究の四 農用馬需給動態調査報告書	" "
昭和39年(1964)	農用馬の簡易能力検定の研究の一 農業経営における馬の位置付けに関する研究の五 農用馬需給動態調査報告書	野村晋一（東京大学農学部） 菱沼達也（東京教育大学） 野村晋一（東京大学農学部）
昭和40年(1965)	農用馬の簡易能力検定の研究の二 農馬の規格決定に関する調査の四 大規模経営地区の農作業における人、馬、機械の役割とその経済性についての研究	野村晋一（東京大学農学部） " 菱沼達也（東京教育大学）
昭和42年(1967)	農用馬生産流通基本調査（1）	大塚秀雄（日本馬事協会）
昭和43年(1968)	農用馬生産流通基本調査（2） 馬匹の改良増殖に伴う凍結精液試験調査（1）	大塚秀雄（日本馬事協会） 永瀬 弘（畜産試験場）
昭和44年(1969)	農用馬生産流通基本調査（3） 馬匹の改良増殖に伴う凍結精液試験調査成績（2）	大塚秀雄（日本馬事協会） 西川義正（京都大学農学部）
昭和45年(1970)	肉用馬生産流通調査成績（1） 馬の改良増殖に伴う凍結精液試験調査成績（3）	大塚秀雄（日本馬事協会） 西川義正（京都大学農学部）
昭和46年(1971)	肉用馬生産流通調査成績（2） 馬の改良増殖に伴う凍結精液試験調査成績（4）	大塚秀雄（日本馬事協会） 西川義正（京都大学農学部）
昭和47年(1972)	乗馬の需要調査成績 馬の改良増殖に伴う凍結精液試験調査成績（5）	大塚秀雄（日本馬事協会） 西川義正（京都大学農学部）
昭和48年(1973)	肉用馬生産流通調査成績（3） 馬の改良増殖に伴う凍結精液試験調査成績（6）	西川義正（京都大学農学部） "
昭和49年(1974)	馬産実態調査 乗用馬生産流通調査成績（1） 馬の改良増殖に伴う凍結精液試験調査成績（7） 日本在来和種馬の実態調査 馬の受精卵移植試験成績（1）	大塚秀雄（日本馬事協会） " 西川義正（京都大学農学部） 間 克市（日本馬事協会） 八戸芳夫（北海道大学農学部）
昭和50年(1975)	乗用馬生産費調査成績（2） 馬の受精卵移植試験成績（2） 北海道輶用馬資源調査結果の取りまとめ	大塚秀雄（日本馬事協会） 八戸芳夫（北海道大学農学部） 澤崎 坦（東京大学農学部）
昭和51年(1976)	乗用馬生産費調査成績（3） 馬乳飲用化試験（1） 馬の受精卵移植試験成績（3）	大塚秀雄（日本馬事協会） 細谷英夫（日本大学農獸医学部） 八戸芳夫（北海道大学農学部）

III. 日本馬事協会の馬産への取り組み

年 度	刊 行 物 名	著 者
昭和52年(1977)	乗用馬の育成費調査成績 北米州における乗用馬生産資源状況調査報告書 日本在来馬の保存活用に関する調査成績 馬の受精卵移植試験成績(4)	大塚秀雄(日本馬事協会) 中村悟朗(日本馬事協会) 八戸芳夫(北海道大学農学部) "
昭和53年(1978)	馬乳飲用化試験(2) 馬の受精卵移植試験成績(5) まき馬実験牧場経営調査結果の取りまとめ	細谷英夫(日本大学農獸医学部) 八戸芳夫(北海道大学農学部) 天間征他(帯広畜産大学)
昭和54年(1979)	馬の分娩誘発試験成績(1)	三宅勝(帯広畜産大学)
昭和55年(1980)	馬の分娩誘発試験成績(2) 北海道和種馬における血漿蛋白質の地域集団間変異について 日本在来馬の学術的調査報告	三宅勝(帯広畜産大学) 八戸芳夫(北海道大学農学部) 澤崎坦(東京大学農学部)
昭和56年(1981)	日本在来馬の類型化について 馬の分娩誘発試験成績(3) 日本在来馬の免疫学的特性に関する調査報告書(1)	野沢謙(名古屋大学農学部) 三宅勝(帯広畜産大学) 鈴木正三(東京農業大学)
昭和57年(1982)	日本在来馬の免疫学的特性に関する調査報告書(2) 馬の流産予防ホルモン投与試験成績(1) 御崎馬の野生群形成における父子関係 調査報告書(1)	鈴木正三(東京農業大学) 三宅勝(帯広畜産大学) 加世田雄時朗(宮崎大学農学部)
昭和58年(1983)	御崎馬の野生群形成における父子関係 調査報告書(2) 馬の流産予防ホルモン投与試験成績(2) 日本在来馬の免疫学的特性に関する調査報告書(3)	加世田雄時朗(宮崎大学農学部) 佐藤邦忠(帯広畜産大学) 鈴木正三(東京農業大学)
昭和59年(1984)	無発情馬の治療法試験成績(1) 御崎馬の野生群形成における父子関係 調査報告書(3) 日本在来馬—その保存と活用—	佐藤邦忠(帯広畜産大学) 加世田雄時朗(宮崎大学農学部) 澤崎坦(東京大学農学部)他
昭和60年(1985)	野間馬に関する学術的調査報告 無発情馬の治療法試験成績(2)	橋口勉(鹿児島大学農学部) 佐藤邦忠(帯広畜産大学)
昭和61年(1986)	無発情馬の治療法試験成績(3)	佐藤邦忠(帯広畜産大学)
昭和62年(1987)	馬の初期妊娠診断の方法に関する試験成績(1) 農用馬等肥育調査検討事業報告書	佐藤邦忠(帯広畜産大学) 日本馬事協会
昭和63年(1988)	馬の初期妊娠診断の方法に関する試験成績(2)	佐藤邦忠(帯広畜産大学)
平成1年(1989)	馬の初期妊娠診断の方法に関する試験成績(3)	佐藤邦忠(帯広畜産大学)
平成2年(1990)	種雄馬の性機能に関する試験(2)	佐藤邦忠(帯広畜産大学)
平成3年(1991)	種雄馬の性機能に関する試験(3) 乗用馬動向(海外馬産事情調査)報告書	佐藤邦忠(帯広畜産大学) 澤崎坦(日本馬事協会)
平成4年(1992)	種雄馬の性機能に関する試験(4)	佐藤邦忠(帯広畜産大学)
平成5年(1993)	御崎馬の馬群形成における種雄馬の特性に関する遺伝学的並びに行動生態学的研究 馬の潜在生殖細胞の保存 凍結精液の長期保存法(1)	加世田雄時朗(宮崎大学農学部) 佐藤邦忠(帯広畜産大学)
平成6年(1994)	馬の潜在生殖細胞の保存 凍結精液の長期保存法(2) 輓系馬の体型と能力に関する調査	佐藤邦忠(帯広畜産大学) 日本馬事協会
平成7年(1995)	馬の潜在生殖細胞の保存 凍結精液の長期保存法(3)	佐藤邦忠(帯広畜産大学)
平成8年(1996)	馬の生殖機能の人為的調節法に関する調査研究(1) 農用馬海外資源調査報告書(アメリカ・カナダ)	佐藤邦忠(帯広畜産大学) 日本馬事協会
平成9年(1997)	馬の生殖機能の人為的調節法に関する調査研究(2) 農用馬海外資源調査報告書(フランス・ベルギー)	佐藤邦忠(帯広畜産大学) 日本馬事協会
平成10年(1998)	農用馬海外資源調査報告書(ドイツ・ポーランド)	日本馬事協会

着手した。東京大学農学部の野村教授、東京教育大学農学部の菱沼教授は、「農馬の規格決定に関する調査」と「農業経営における馬の位置付けに関する研究」の2つの緊急課題について精力的に結果を取りまとめた。馬に関する研究では戦後最初の報告であった。

昭和30年代は主として馬の体格・体型や馬産経営関連が中心であったが、昭和32年に再開された馬事審議会が指摘しているように畜力利用分野で、昭和38年度から39年にかけて野村晋一博士（東京大学農学部）・辰巳博博士（畜産試験場）が、「農用馬の簡易能力検定の研究」を実施した。

昭和40年代からは人工授精技術など馬の繁殖に関する課題に収斂されている。昭和50年代に入ってからは、在来馬に関する課題、とくに最近盛んに論じられるようになったバイオテクノロジー技術を駆使した系統等の解明や、行動学的な解析が積極的に取り上げられた。

最近は、海外における農用馬の資源調査の結果、各国共に同一品種の中でも生産目的を変更し（輶用馬のショー・ホースへの転換など）、従来の概念から脱却して新しい局面へ向けての事業が推進されていることが明らかにされてきた。

ばんえい競走馬のヘテロシスに関する研究や農用馬の肥育技術の確立に関する調査試験にも取り組んでいる。

4. 登録事業

本協会の種馬登録事業は、昭和51年4月に家畜改良増殖法に基づく農林水産大臣の承認を得て、それまで地方に残っていた登録3団体（ホクレン農協連、十勝農協連の種馬登録、長野県種馬登録協会の木曽馬）の登録事業を継承統合して、軽種馬を除く輶系馬、乗系馬及び日本在来馬について全国を統一した登録を実施している。

本事業は、馬の血統と個体識別を明確にし繁殖成績を記録することによって馬の改良増殖を図ることを目的とするもので、血統登録と繁殖登録に区分し、登録申込み馬につき実馬及び関係書類の厳密な審査を行い、種馬登録証明書を交付するとともに、登録した馬は種馬登録馬名簿に収録刊行し、公示している。

平成2年には、馬飼養頭数の多い北海道地区に北海道事務所を開設するとともに、登録業務のコンピュータ化を図り事務の効率化に努めている。

登録を開始した昭和51年度から平成10年度までの登録の状況は、表3・3のとおりである。

表3・3 種馬登録頭数の推移

1. 農用馬の血統登録

品種 年度	北海道	青森県	岩手県	熊本県	宮崎県	その他	合計	備考
昭和51年	2,323						2,323	
52	2,466						2,466	
53	2,850						2,850	
54	3,119			1			3,120	
55	3,727	34	138	156	6		4,061	
56	4,312	63	161	180	39		4,755	
57	4,556	127	131	183	43		5,040	
58	4,582	108	177	192	67		5,126	
59	4,299	140	184	154	54		4,831	
60	4,104	90	142	138	40		4,514	
61	3,896	107	182	124	57		4,366	
62	3,665	87	183	182	82		4,199	
63	3,706	107	215	192	102	6	4,328	
平成1年	4,105	89	204	154	146	31	4,729	
2	4,427	114	215	361	183	31	5,331	
3	4,632	116	233	306	193	106	5,586	
4	4,905	119	244	229	195	148	5,840	
5	5,116	126	289	347	204	131	6,213	
6	5,002	124	250	235	175	84	5,870	
7	4,737	119	211	218	188	70	5,543	
8	4,625	119	170	192	161	65	5,332	
9	4,329	98	161	185	139	55	4,967	
10	4,018	82	148	126	130	52	4,556	
合計	93,501	1,969	3,638	3,855	2,204	779	105,946	

III. 日本馬事協会の馬産への取り組み

2. 農用馬の繁殖登録

品種 年度	北海道	青森県	岩手県	熊本県	宮崎県	その他	合計	備考
昭和51年	2,379						2,379	
52	1,251						1,251	
53	1,849						1,849	
54	1,111			53			1,164	
55	1,326	158	261	51	70		1,866	
56	1,263	84	96	56	3		1,502	
57	1,187	27	99	55	44		1,412	
58	1,147	80	75	33	38		1,373	
59	923	52	53	18	26	5	1,077	
60	840	34	153	20	39		1,086	
61	755	27	69	24	49		924	
62	730	33	69	50	43		925	
63	795	27	61	37	81	58	1,059	
平成1年	979	26	83	112	48	86	1,334	
2	1,004	24	122	127	113	20	1,410	
3	1,139	67	104	170	96	82	1,658	
4	1,098	38	117	112	47	68	1,480	
5	1,106	42	90	36	43	60	1,377	
6	1,053	45	58	29	45	31	1,261	
7	848	25	53	41	46	17	1,030	
8	881	26	28	54	38	21	1,048	
9	683	34	42	39	41	12	851	
10	690	28	46	23	16	39	842	
合計	25,037	877	1,679	1,140	926	499	30,158	

3. 日本在来馬の登録

年度	北海道和種			木曾馬			対州馬			総計		
	血統	繁殖		合計	血統	繁殖		合計	血統	繁殖		合計
		雄	雌			雄	雌			雄	雌	
51					2	4	19	20	22			2 1 19 20 22
52					4		5	5	9			4 5 5 9
53												
54	74	32	216	248	322	10	3	14	17	27	4	65 69 69 84 39 295 334 418
55	110	13	156	169	279	10		5	5	15	4	15 15 19 124 13 176 189 313
56	138	6	54	60	198	11	1	5	6	17	9	9 158 7 59 66 224
57	175	36	260	296	471	7		8	8	15	8	8 190 36 268 304 494
58	238	9	100	109	347	7	1	6	7	14	5	4 4 9 250 10 110 120 370
59	223	7	67	74	297	6	1	8	9	15	2	1 10 11 13 231 9 85 94 325
60	279	14	76	90	369	10		5	5	15	4	6 6 10 293 14 87 101 394
61	228	16	72	88	316	11	2	6	8	19	4	0 4 243 18 78 96 339
62	272	21	101	122	394	9		7	7	16	3	0 3 284 21 108 129 413
63	395	24	128	152	547	10	1	7	8	18	8	2 6 8 16 413 27 141 168 581
元	458	11	122	133	591	11	1	6	7	18	7	4 4 11 476 12 132 144 620
2	495	20	140	160	655	15		4	4	19	12	7 7 19 522 20 151 171 693
3	571	30	158	188	759	16	2	8	10	26	12	1 6 7 19 599 33 172 205 804
4	608	25	208	233	841	7	1	12	13	20	11	1 7 8 19 626 27 227 254 880
5	649	36	245	281	930	16		12	12	28	14	8 8 22 679 36 265 301 980
6	745	14	182	196	941	8		6	6	14	15	4 4 19 768 14 192 206 974
7	637	12	154	166	803	7	2	8	10	17	19	1 6 7 26 663 15 168 183 846
8	552	14	139	153	705	5	1	6	7	12	7	1 7 8 15 564 16 152 168 732
9	586	10	118	128	714	4		5	5	9	5	3 3 8 595 10 126 136 731
10	490	6	119	125	615	10		3	3	13	3	1 2 3 6 503 7 124 131 634
総計	7,923	356	2,815	3,171	11,094	196	17	165	182	378	152	12 160 172 324 8,271 385 3,140 3,525 11,796

備考 血統・繁殖登録ともそれぞれ補助登録を含む。

5. 農用馬生産振興事業

(1) 農用種雄馬の整備

昭和40年には、種雄馬の補充更新配置等が本協会の業務として国から移管されたことに伴い、国から借り受けた種雄馬と外国及び国内から購買した種雄馬を一括して適正配置供用する事業を開始することにより、農用馬の生産、改良増殖を推進して現在に至っている。

国の家畜改良センター（旧種畜牧場）からの種雄馬の借受は、昭和40年から平成10年までの間に計325頭となっている。外国から購買した種雄馬は、昭和42年から平成10年までの間に計68頭となっている。国内からの購買した種雄馬は、民間の育成馬が昭和40年から58年の間に計301頭。ばんえい競馬の出走馬が昭和51年から平成10年までの間に計119頭となっている。

また、これら貸付馬に対する管理指導の徹底と、有効適切な活用を図るための配置転換についても万全を期している。

なお、今まで貸付けを行った農用種雄馬全体の品種別頭数の推移を参考までに示すと、表3・4のとおりである。

表3・4 農用種雄馬年度別貸付頭数一覧表

(社)日本馬事協会

年度	輸入馬				国内購入馬				国有貸付馬				合計	摘要
	ペル	ブル	ベル	計	育成馬	ばんえい馬	小格馬	計	ペル	ブル	その他	計		
40					45			45	5	4	20	29	74	
41					39			39	1	8	20	29	68	
42	2	2		4	40*			40	2	9	9	20	64	
43	2	1		3	31			31	2	2	9	13	47	
44	2	2		4	21			21	1	2	5	8	33	
45	1	2		3	14		2	16	3	3		6	25	
46	1	2		3	13		1	14		3	1	4	21	
47	2	1		3	10		2	12	1	1	1	3	18	
48	2	1		3	7			7	1	2		3	13	
49	3			3	8			8	1	5	1	7	18	
50	2			2	9			9	4	2		6	17	
51	1	1		2	8	1		9	5	1		6	17	
52					7	1		8	2	3		5	13	
53	1			1	3	2	7	12	3	4	1	8	21	
54					14	2	2	18	3	4		7	25	
55	2			2	9	6		15	2	7	1	10	27	
56					8	6		14	4	3		7	21	
57	3	1		4	7	5	1	13	4	4		8	25	
58					6	8		14	2	4		6	20	
59	1	2		3		9		9	2	3		5	17	
60						6	2	8	3	7		10	18	
61	3	2		5		6		6	2	9		11	22	
62						4		4	4	7		11	15	
63	1	1		2		6	2	8	3	7		10	20	
H 1						6	4	10	4	8		12	22	
2	1	2		3		6		6	4	6		10	19	
3						7	2	9	3	8		11	20	
4	3	1	1	5	2	4	3	9	4	5		9	23	
5						6	3	9	3	6		9	18	
6	4	1	1	6		4		4	3	7	1	11	21	
7						7		7	3	7		10	17	
8	3	1		4		6		6	3	5		8	18	
9						5		5	1	4		5	10	
10	2	1		3		6		6	2	4	2	8	17	
合計	42	24	2	68	301	119	31	451	90	164	71	325	844	

(2) 生産指導と技術者の養成

昭和51年より各地区ごとに馬産振興会議、平成6年からはこれに加えて農用馬生産振興中央推進協議会を開催し、地域の馬産振興の新たな動きや問題点を抽出して意見交換や検討会を行い、行政機関や関係団体が一体となった農用馬の振興に関する指導と支援対策の実施に役立ててきた。

また、馬産農家の技術指導に当たる者を指導する専門技術指導者の養成を図るため、昭和53年より家畜改良センター十勝牧場（旧十勝種畜牧場）の協力を得ながら実習を主体とした研修を実施している。平成10年までの受講状況は、表3・5のとおりである。

表3・5 馬事技術指導者養成研修会受講者表

年次 地区	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
北海道	7	7	9	10	10	9	8	7	10	9	8	9	11	14	5	10	8	8	7	2	5	173
青森県			2	1	1	2	1	1				1					2	3	2	1	1	17
岩手県	3	3	3	2	2	2	3	2	3	2	1	3	2	4	2	4	3		2	1	1	48
長野県																			1		1	1
島根県												1										1
高知県															1							1
佐賀県															1	1	1	1	1			5
長崎県			1								1	2	1	2	1	1				1		10
熊本県	1	2	1	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	2	29
宮崎県				1	1	1	1	1		3	2	3	1	1	1	2			1			19
鹿児島県											1	2	2	1	1	1	1	3	1	2	1	15
沖縄県											3	2	1		1						1	8
計	11	12	14	16	16	14	16	13	15	16	15	22	22	25	12	21	13	15	18	10	11	327
累計	11	23	37	53	69	83	99	112	127	143	158	180	202	227	239	260	273	288	306	316	327	

備考 1. 昭和53年～57年は日本中央競馬会助成事業
2. 昭和58年以降は地方競馬全国協会補助事業

6. 乗用馬生産育成促進事業

乗用馬の生産地を指定して、家畜改良センター及び関係団体から借受又は寄贈を受けた種雄馬の配置や繁殖用雌馬の貸付を行うとともに、生産育成技術者や生産者を対象とした飼養管理や育成に関する技術の向上を図るための研修、市場開催への支援及び販売促進対策などを実施し、乗用馬の生産育成及び流通の促進に努めている。種雄馬の配置及び繁殖用雌馬の貸付の状況は、表3・6のとおりである。

また、ふれあい牧場等で飼養する馬事普及用馬の管理者の養成を図るため、平成5年から地方競馬全国協会教養センターに依頼して研修を実施している。平成10年までに19名が受講している。

III. 日本馬事協会の馬産への取り組み

表3・6 乗用種雄馬及び種雌馬貸付一覧表

区分 年度	種 雄 馬				種 雌 馬				計		現 在 数
	品種	馬名	使用期間	配置先	3才	4才	5才	6才以上	総数	廃用等	
昭和 46	サラブレッド	ヤ マ ド リ	47. 3. 7 50.12.26	岩手県遠野市							
		タ ケ ブ エ	49. 3. 9 52. 2. 1	"							
		タ カ ツ バ キ	47. 3. 15 55. 6. 25	いわき畜協 十勝柏友会							
50	セル・フランセ	ボウソレイユ	51. 2. 26 58. 9. 9	岩手県遠野市							
51	サラブレッド	グランドマーチス	51.11.13 59. 9. 10	岩手県遠野市							
56									2	2	2
57					1	1		2	4		6
58	パロミノ	ゴールドアンド ボールド	59. 3. 19 H 3. 1.	岩手県遠野市	1		2	1	4		10
58	セル・フランセ	*ビュルボ ダルトアール	60. 3. 22 H 9. 3. 6	岩手県遠野市 帯広市			1	3	4		14
	サラブレッド	パロネターフ	59.12. 8 H 6.11.29	"							
60					3		2		5	2	17
61					1	1	2		4	4	17
62										4	13
63								4	4	4	13
H 1									3	3	11
2	セル・フランセ	*パスカル II	H 3. 2.13	岩手県遠野市					1	1	8
3					2				2	1	9
4										3	6
5									3	3	6
6	アングロアラブ	*イズミボルド	H 7. 3.12	岩手県遠野市					3	3	8
7	ア ラ ブ	*バ ー デ ー	H 8.11. 5	帯広市					4	4	
8	アングロアラブ	*ビットヒヤク	H 8. 7.12	北海道浜中町							
	セル・フランセ	*フロドラ ジエルベース	H 8. 3.	岩手県遠野市					5	5	17
9									4	4	
10	ア ラ ブ	*苑 美	H 10. 8.28	山梨県小淵沢							
	ハフリンガー	*マイクジュニア	H 10. 8.28	帯広市	1			3	4	5	20
	計	16			5	5	4	42	56	36	20

*使用中 8

7. 馬事普及啓発事業

馬事普及に係わる人達や馬に関心を持つ人々などを対象に、馬に関する情報、知識の提

表3・7 普及啓発用パンフレット類

お馬さんとなかよく
今までの馬と人
馬とのふれあい
馬とスポーツ
マンガ・ゴンの大冒険
マンガ・馬になった男
絵本・うまのおはなし I
絵本・うまのおはなし II
童話・白薔姫と白馬
シールブック・いろいろな馬たち
馬のグラフ I 世界の馬と祭り
馬のグラフ II 日本の馬と祭り
日本の馬車
馬のいろいろ I 馬のからだ
馬のいろいろ II 馬の道具
馬のいろいろ III 馬の体と人間の体
馬のいろいろ IV 馬のからだ
馬のいろいろ V なんでも探偵団
馬のいろいろ VI 馬の切手
馬のいろいろ VII かわいい子馬とのふれあい
馬のいろいろ VIII 馬はともだち

表3・8 作成VTR一覧

技術指導用VTR	普及啓発用VTR
農用馬の繁殖技術向上	馬に親しむ
種雄馬の管理	馬と祭り I 飯田八幡神社「鉄砲祭り」・埼玉県 神宮初午祭り「鈴懸け馬」・鹿児島県
繁殖雌馬と子馬の管理	馬と祭り II 「馬ッコつなぎ」・岩手県 滝沢村「駒樋」・岩手県
馬の人工授精	馬と祭り III 「松倉觀音」「絵馬市」・岐阜県高山市 「若一王子神社・流鏑馬」・長野県大町市 「木曾の花馬」・長野県開田村 「五宮神社・花馬祭」・長野県南木曾町 「伊豆神社・競馬」・長野県阿南町
相馬	馬と祭り IV 「阿蘇神社・田の実祭」・熊本県一の宮町 「藤崎八幡宮・例大祭」・熊本市 「八代神社・妙見祭」・熊本県八代市
馬の調教・馴致(2才~3才)	馬と祭り V 「上加茂神社・競馬」・京都府京都市 「藤森神社・駆馬」・京都府京都市 「県神社・大弊神事」・京都府宇治市
馬具と馬装具	馬と祭り VI 「加茂神社・お供馬」・愛媛県菊間町 「住吉神社・馬駆け神事」・大阪府河内長野市 「若宮神社・春日若宮おん祭」・奈良県奈良市
	馬と祭り VII 「氣多大社・おいで祭」・石川県羽咋市
	馬と祭り VIII 「加茂神社・やんさんま」・富山県下村 「金峰神社・幌負流鏑馬」・新潟県長岡市 「寒河江八幡宮・作試し流鏑馬」・山形県寒河江市
	馬と祭り IX 「八坂神社・祇園祭り」・茨城県龍ヶ崎市 「玉前神社・十二社祭」・千葉県一宮町 「吾妻神社・馬出し祭り」・千葉県富津市
	馬と祭り X 「多度大社・上げ馬」・三重県多度町 「八幡神社・流鏑馬」・岐阜県土岐市

III. 日本馬事協会の馬産への取り組み

供、馬事の普及と啓発に役立たせるため、本協会の機関誌「ホースメイト」の発行、全国馬関係団体が主催する各種イベントを支援するためのパンフレット類やビデオテープの作成配布、ライディング・シミュレーターの貸付の他、研修用の教材などとしての馬事資料の編集配布などを行っている。今までに、作成発行したパンフレット類は表3・7、ビデオテープは表3・8、馬事資料などは表3・9のとおりである。

表3・9 馬事資料等一覧

番号	著者又は訳者	書名	備考
1	中村悟朗	フランスの馬政及び馬種	
2	大塚秀雄	ウィーンのスペイン乗馬学校ほか	馬事資料第1輯
3	"	ピント・ホースのすべてほか	2
4	"	ペルシュロン特集ほか	3
5	"	ファーナム馬事叢書から	4
6	"	古牧の跡を探るほか	5
7	"	ファーナム馬事叢書から	6
8	川村太郎次 他	馬の改良と登録の歴史	7
9	大塚秀雄	馬の理解と調教ほか	8
10	"	馬の実用的飼養ほか	9
11	及川浩吉 他	1980年フランス馬事年鑑抄訳	10
12	及川浩吉	アメリカン・クオーター・ホース	11
13	"	フランスの馬と人	12
14	"	フランスの乗馬と輶馬	13
15	"	世界の馬種	14
16	"	ボニーの品種と乗馬スポーツ	15
17	"	馬の購入と飼養管理	16
18	"	馬の生体と人とのかかわり	17
19	"	馬の行動習性	18
20	"	馬の行動習性(続)	19
21	中村正展	英國馬産業の経済的貢献	20
22	及川浩吉	今日の馬と人	21
23	"	馬車競技用馬とその調教	22
24	千葉幹夫	馬具図鑑	23
25	"	騎乗ゲームとジムカーナ	24
26	澤崎 坦	お馬の学校	25
27	日仏経済技術交流会	フランスの馬のための国立種馬所	26
28	中村・成田	馬のテキスト	テキスト
29	"	農馬の飼養と繁殖	"
30	"	馬の審査	"
31	澤崎 坦監修	馬の飼い方マニュアル	"

8. 日本在来馬保存活用推進事業

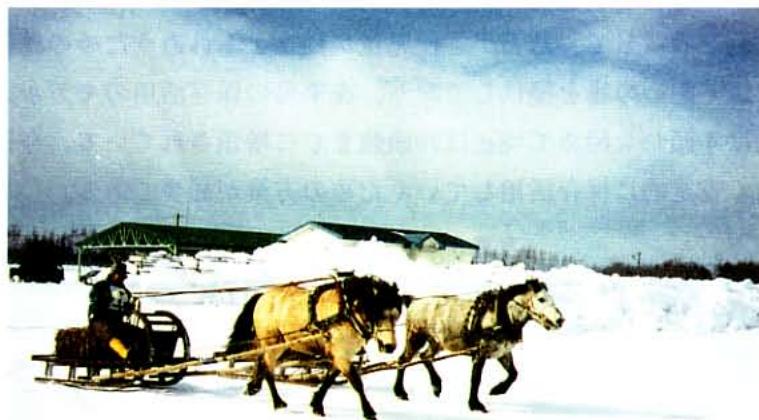
昭和51年の日本在来馬保存事業の実施とともに、各馬種の保存会をメンバーとする「日本在来馬の保存活用に関する連絡協議会」を発足させ、毎年各保存会の活動状況の把握、保存に当たっての課題等の検討を行ってきた。平成4年からは、現地視察を含めた同協議会を開催し飼育現場に密着した意見交換や検討を行ってきた。平成10年からは、これまでの検討を踏まえて本協会が提案した「在来馬の保存活用に対する今後の方向性について」の検討が開始された。

各保存会のこれまでの実績と経過は以下のとおりである。

(1) 北海道和種馬

約2千5百頭の大集団を保有している北海道和種馬は、わが国最大の馬産地に飼養されていることもあって、軽い農作業、試情馬、観光用の乗馬や馬車などの使役、あるいは食肉用ばかりでなく、最近盛んになってきたホース・トレッキングや障害者の機能回復訓練など新しい職場での活躍も見受けられる。これまでに数回にわたって富士登山を敢行し、豊かな持久力の持ち主であることを証明している。

写真3・1 北海道和種馬



(2) 木曾馬

木曾地方で往年は3千頭近い集団を維持していた木曾馬も、地域農業形態の変革に伴って減少し現在は60頭程度の集団にまで縮小した。副次的集団として岐阜県下で木曾馬の維持保存に貢献してきた名鉄の牧場がバブル崩壊の影響を受けて廃業したが、信州大学農学

部や農業高校などにその一部が委譲され、今後の保存活用の展開が期待されている。

最近は、故郷から東京世田谷の馬事公苑までのキャラバンの成功や東京近郊などの障害者の機能回復訓練用乗馬としての活躍も見受けられる。

写真3・2 木曾馬



(3) 野間馬

今治市と野間馬保存会との連携により、人と動物のふれあいをテーマにした遊園地「野間馬ハイランド」を設置して、乃万小学校児童が動物とふれあうための教材や市民をはじめ一般の人達に広く憩いの場を提供しており、在来馬の保存活用のモデルとして評価を受けている。当初は4頭から始めて現在は70頭強までに増頭されている。今後は、系統の確認整理など未永く安定的に保存活用していくための方策が必要である。

写真3・3 野間馬



(4) 対州馬

飼養農家の減少や飼養者の高齢化が進行したために、町、農協及び保存会が連携して牧場を設置し集団飼養を行い保存に努めている。しかし、島内での活用は限られている。また、長崎市内の坂道での力仕事に実力を発揮している例もあるものの、需要が不安定であるために飼養頭数が30数頭に減少している。最近は、福祉施設などに無償で譲り渡しを行い人と馬とのふれあいに利用する試みが見られる。

写真3・4 対州馬



(5) 御崎馬

国の天然記念物の指定を受けている御崎馬は、この指定地区である都井岬の牧養力が限られていることから、100頭程度の飼養で推移し観光資源として活用されている。

写真3・5 御崎馬



地区内での副次集団の維持や近交弊害の予防などが計画的に実施されてきたので、緊急に解決しなければならない課題は少ないとと思われる。

(6) トカラ馬

鹿児島県トカラ列島の中之島で発見されたトカラ馬は、中之島から県本土の2ヵ所に移されて維持されていたが、故郷にいなくなつたことを憂慮した保存会は、中之島に里帰りを実行して20頭以上までに増頭させた。しかし、数年前、酷暑の影響などを受けて一夏で一気に14頭が死亡したため、暑さ防御や衛生対策など飼養に関する改善を行っている。

一方、県本土で飼われている副次集団は、開聞岳の自然公園と鹿児島大学の付属牧場の2ヵ所であるが、飼養するための用地、施設、管理者の確保、系統の確認などの課題について検討を行っている。

写真3・6 トカラ馬



(7) 宮古馬

往年は沖縄県特産のサトウキビ栽培の担い手であった宮古馬も、農作業の機械化の進展などに伴って減少し、現在は16頭が保存されているにすぎない。うち3頭が宮古農林高校にて飼われ生徒の教育に貢献している。保存会は、保存活用の将来について検討している。

(8) 与那国馬

わが国最西端の与那国島には、約100頭の与那国馬が飼われており、北と東の2牧場に区分して保存されている。島民の憩いの場として町立のふれあい施設を整備し、琉球文化を伝承していく一環として保存と活用に役立てているほか、観光資源として活用できる方策を検討している。

写真3・7 宮古馬



写真3・8 与那国馬



8馬種はそれぞれに伝統ある文化を継承しているものであり、保存活用の方策を一律に論することはできない。一方では、小型馬に対する社会的ニーズが増加する趨勢にあることから、平成10年度の「日本在来馬の保存活用に関する連絡協議会」では、淘汰馬を計画的に半血化することによって、小型乗用馬の資源として確保することを事務局から提案され、次回までに検討しておくことで合意された。

なお、日本在来馬の飼養頭数の推移は、表3・10のとおりである。

III. 日本馬事協会の馬産への取り組み

表3・10 日本在来馬の馬種別飼養頭数

品種 年度	北海道 和種馬	木曾馬	野間馬	対州馬	御崎馬	トカラ馬	宮古馬	与那国馬	合計
昭和40年	—	510	—	1,182	—	—	—	—	1,692
41	—	470	—	1,029	—	—	—	—	1,499
42	—	350	—	969	—	—	—	—	1,319
43	—	190	—	808	—	—	—	210	1,208
44	—	120	—	726	—	—	—	—	846
45	—	90	—	654	—	—	—	170	914
46	—	55	—	580	60	—	—	130	825
47	—	53	5	499	60	—	—	122	739
48	1,180	46	5	409	53	44	—	79	1,816
49	1,298	45	5	321	55	—	—	76	1,800
50	1,337	33	5	287	60	45	—	58	1,825
51	1,095	32	5	243	62	49	—	68	1,554
52	1,093	38	5	243	63	54	15	48	1,559
53	1,155	43	6	215	67	60	14	59	1,619
54	1,286	40	7	181	75	61	14	59	1,723
55	1,307	39	8	171	82	62	—	55	1,724
56	1,478	56	10	123	80	68	13	57	1,885
57	1,581	50	11	109	84	69	10	55	1,969
58	1,681	56	13	92	90	69	7	60	2,068
59	1,680	61	15	89	94	70	9	60	2,078
60	1,666	64	17	75	91	75	8	60	2,056
61	1,545	66	22	61	99	88	9	62	1,952
62	1,731	66	25	59	102	89	10	65	2,147
63	2,083	67	28	59	96	91	11	71	2,506
平成元年	2,245	69	30	65	97	92	14	89	2,701
2	2,561	68	34	75	93	104	15	115	3,065
3	2,925	68	35	89	84	118	19	112	3,450
4	2,665	98	36	92	86	114	21	91	3,203
5	2,834	86	38	92	82	110	25	94	3,361
6	2,928	92	42	84	87	115	23	95	3,466
7	2,614	87	47	79	88	113	21	108	3,157
8	2,693	84	50	70	92	110	21	81	3,201
9	2,419	76	63	40	92	108	16	81	2,895
10	2,408	57	75	33	98	106	16	99	2,892

*保存地域外の飼養頭数を除く

9. 結

び

本書は、第二次世界大戦終戦後混乱に陥ったわが国の馬産から現状に至るまでの歴史的経過を、関係各位のご尽力によって可能な限り詳細に記録したものである。

さまざまな糾余曲折を経て20世紀末を迎えたわが国馬産界が、国際社会の一員として21世紀を迎え、更に発展するためには、時代の変化に対応した馬産振興が重要である。

本書では、馬に係わる行政・関係団体・生産界を有機的に連携を図るべき事項を網羅することに留意した。

21世紀を目前に控えた(社)日本馬事協会は、時代の変化に即応、弾力性に富んだ馬事振興組織として最善を尽くすべきであるとの思いを新たにしている。



付表

1. (社)日本馬事協会活動の年譜
 2. 農用馬生産部会報告書
 3. 乗用馬生産部会報告書
 4. 在来馬部会報告書
 5. (社)日本馬事協会定款
 6. 馬の改良増殖目標
 7. 参考資料
-

付表 1

(社)日本馬事協会活動の年譜

年 度	事 項	事 業 (陳情等)
1945 (昭和20年)		
1946 21	社団法人 中央馬事会発足	
1947 22		
1948 23	社団法人 中央馬事会解散 日本馬事協会設立認可申請書提出 設立総会開催(11月) 設立許可受領(24年3月)	
1949 24	創立 総会開催 初代会長:松村眞一郎(6月) 事務所 東京都千代田区神田駿河台1丁目2番地 機関紙「馬と人」を発刊	
1950 25	馬事審議会を設け各委員委嘱 定款一部改正	馬の輸送運賃等格下げ並びに市場取引馬の運賃割引陳情 馬の伝貧撲滅のための殺処分手当て増額を陳情
1951 26	東北馬産大会開催	農林省に対し緊急馬産対策陳情 競馬民営化を陳情
1952 27		馬の博覧会開催を陳情
1953 28		国営の原種馬生産鉄路基地設置に関する陳情 飼料需要安定法に関する陳情
1954 29	中央畜産会に加入	畜産団体に関する単行法制定陳情 種馬登録団体に対する助成陳情 畜産局に馬事課設置要望
1955 30		国有種雌馬の補充促進について農林省、大蔵省に陳情
1956 31	馬事功労者及び功労馬表彰規程制定	国有種雄馬の貸付制度復活陳情 地方競馬民営化促進を陳情
1957 32	馬事審議会を開催 日本中央競馬会より馬事振興事業に対し助成を受ける	馬の需要変動の概況調査
1958 33		農馬の規格決定に関する調査(4年継続) 農用種雄馬の登録基準の設定、登録機関の設置及び業者に対する助成を申請

IV. 付 表

1959 34	創立10周年	馬事叢書第1輯「馬の需要動向の概要」刊行(昭和40年第15輯) 農業經營における馬の位置づけに関する調査(5年継続)
1960 35		昭和36年度馬関係国費予算に対する陳情 馬に対する試験研究実施に対する陳情
1961 36		馬政の確立について陳情 競馬益金の畜産振興に充当せしむるため競馬法の改正を陳情
1962 37	全国馬事協議会開催(9月)	全国馬事協議会の決議を陳情 農用馬の規格及び簡易能力測定研究調査(2年継続)
1963 38	創立15周年記念式典挙行(12月) 第2代会長 鈴木 一就任	農用馬の需要動態調査
1964 39		第2回北海道・東北産馬大会の決議に基づき地方競馬の益金を馬事のために積極的充当等陳情
1965 40	臨時総会開催、定款一部改正 日本馬事協会支部規程を制定(7支部設置) 種雄馬配置規程制定、	会報「馬事協会だより」第1号発行(平成3年109号終刊) 種雄馬整備事業開始
1966 41		農用馬生産流通基本調査(3年継続) 馬の凍結精液の試験調査(12年継続) 農用馬市場価格調査実施(継続中)
1967 42		種雄馬の資源調査(6年継続) 農用馬生産流通基本調査(2年継続) 外国産種雄馬購買貸付事業開始 乗用種雄馬の凍結精液製造保存開始
1968 43	創立20周年記念式典	馬事振興について陳情(継続) 種雄馬名簿(本会配置分)刊行
1969 44	馬事調査会開催	肉用馬の生産費調査事業(3年継続)
1970 45	まき馬実験牧場開設(釧路)	まき馬実験事業開始
1971 46	種雄馬3頭日本中央競馬会より譲与配置 乗用馬の生産促進協議会開催	乗用馬の普及振興について構想作成発表 乗用馬の生産育成指導事業開始(継続)遠野、いわき
1972 47	馬の種類に関する検討会開催 凍結精液による人工授精推進準備審議会開催	乗用馬の需要調査 昭和48年度政府予算編成に対する要望
1973 48	種雄馬管理委託規程制定 馬の人工授精センター設置(根釧)	日本在来馬種の実態調査(北海道和種馬、対州馬) 乗用馬の生産育成費調査(3年継続) 馬産実態調査 人工授精技術研修会の開催(3年継続)
1974 49	馬の人工授精センター設置(十勝)	北海道農輿用馬資源調査(3年継続) 種馬登録準備調査事業(2年継続) 馬の授精卵移植試験(北海道大学5年継続) 日本在来馬の保存活用に関する調査事業(林田博士他)(2年継続)

1975 50	種雄馬管理規程制定 種雄馬の配置規程並びに管理委託規程廃止 事業体系を I 乗用馬等の生産育成振興事業 II 農用馬等の畜産振興事業及びその他の事業に大別	フランスの馬政及び馬種 刊行 購買種雄馬の精液検査開始(継続中) 乗用馬の生産育成指導事業開始(継続中)
1976 51	定款一部改正 種馬登録事業開始(51.4.1) 種馬登録規程制定 馬の毛色及び特徴の記載要領設定	北米州乗用馬生産資源状況調査(報告書刊行) 在来馬保存事業開始(52.3) (継続中)
1977 52	騎馬事文化財団に図書寄贈	日本在米馬の保存活用に関する連絡会議を開催(継続中) 馬事資料第1輯刊行現在26輯(継続中) 馬人工授精師資格取得講習会開催 馬乳飲用化試験(2年継続) 種雄馬名簿刊行(継続中)
1978 53	創立30周年記念式典挙行(10月)	まき馬実験牧場調査報告検討会実施 馬事専門技術指導者養成講習会事業開始(継続中) 北海道和種馬集団の遺伝的構造の研究(北海道大) 優良種雄馬の凍結精液の製造保存開始(継続中)
1979 54	種雄馬管理規程一部改正 乗用馬資源問題懇談会開催	馬の分娩誘発試験(帯広畜産大) (3年継続) ドサンコ富士山に登る(3年連続)
1980 55	宮崎県に支部設置 馬の毛色及び特徴の記載要領一部改正	御崎馬の血液学的調査
1981 56	乗用雌馬貸付規程制定 種雄馬事故対策の充実	日本在来馬の免疫学的特性に関する調査(東農大他 3年継続) 御崎馬の野性群形成における父子関係の調査(3年継続) 乗用雌馬の貸付開始(継続中)
1982 57	定款一部改正	馬の流産予防ホルモン投与試験(帯畜大 3年継続) 農用馬の繁殖技術現地研修会の開催(九州 3地区)
1983 58		農用馬の繁殖技術現地研修会の開催(東北地区)
1984 59		無発情馬の治療法試験(3年継続) 野間馬に関する調査と検討会の開催 農用馬の繁殖技術現地研修会の開催(九州地区) 農用種雄馬の凍結精液の無償譲渡(北海道)
1985 60	種雄馬管理規程一部改正	農用馬の繁殖技術現地研修会の開催(東北地区)
1986 61		農用馬等肥育調査検討事業(報告書刊行)
1987 62		御崎馬の野性群形成における種雄馬の特性に関する遺伝学並びに行動生態学的研究(5年継続)
1988 63		

IV. 付 表

1989 (平成元年)	創立40周年記念式典挙行 登録業務のコンピュータ化を推進(北海道) 種馬登録規程一部改正 種馬登録規程の取扱要領の一部改正	馬の動向調査実施 (1)農用馬等の生産動向実態調査 (2)せり市場調査(過去3カ年の売買成績) (3)馬肉の生産流通に関する座談会開催 馬事普及特別対策実施
1990 2	馬事振興検討会発足 北海道事務所発足(北海道支部廃止) 馬事普及啓蒙推進事業基金造成	ホースメイト 第1号発刊(継続中) 馬の生産動向調査報告書 種雄馬の性機能に関する試験調査(3年継続)
1991 3	馬事普及啓蒙推進事業実施規程制定	乗用馬動向(海外馬事情)調査報告書
1992 4	第3代会長 庄野五一郎就任	馬事普及啓蒙推進事業による機材、展示馬の貸付開始
1993 5	種雄馬管理規程一部改正	遠野馬産の実態調査報告書 ライディングシミュレーター 1基を車載型としてイベント等に貸出活用 馬事普及管理指導員の養成事業(継続中)
1994 6	毛の毛色及び特徴の記載要領一部改正	農用馬生産振興推進協議会(全国及び9地区開催)(継続中) 農用馬生産技術指導奨励事業(継続中)
1995 7	種馬登録規程一部改正 種馬登録規程事務細則制定	馬事振興検討会 農用馬生産部会・乗用馬生産部会及び登録部会を開催 輸入乗用雌馬の貸付事業開始(継続中)
1996 8	第4代会長 犬伏孝治就任 種馬登録規程事務細則一部改正	馬事振興検討会 農用馬生産部会・乗用馬生産部会報告書 農用馬海外資源調査(北米及びカナダ) 馬の飼い方マニアル発刊 馬事振興検討会在来馬部会開催
1997 9	乗用雌馬貸付規程一部改正 種馬登録規程一部改正 小格馬生産対策事業助成金交付規程制定	農用馬海外資源調査(フランス及びベルギー) 馬事振興検討会在来馬部会報告書 輓曳馬におけるヘテローシスに関する調査(継続中)
1998 10	定款一部改正 乗用雌馬貸付規程一部改正 種馬登録規程一部改正	農用馬海外資源調査(ドイツ及びポーランド) 乗用馬生産対策推進事業(中畜委託事業)開始 農用馬低コスト肥育技術の確立に関する調査研究開始 戦後50年日本の馬産史編纂
1999 11	創立50周年記念式典挙行	

付表 2

馬事振興検討会

農用馬生産部会報告書

【目次】

I 検討に至る経緯及び経過

1. 検討に至る経緯及び部会開催
2. 検討経過

II 検討結果の報告

1. 農用馬（輶用）の純粋種の飼養と利用の概況
2. 純粋種確保の必要性と国内で確保すべき純粋種及びその規模
3. 純粋種の生産振興の課題と方策
4. 結び

参考資料

平成8年6月

I 検討に至る経緯及び経過

1. 検討に至る経緯及び部会開催

(1) 経 緯

わが国の農用馬（輶用）生産中心的な品種であったペルシュロン種、ブルトン種等の農用馬の純粋種の飼養頭数及びその全体に占める割合が近年大きく減少し、農用馬の半血化が著しく進行していることに鑑み、本部会は、「農用馬純粋種の確保の必要性とその方策」をその利活用を含め検討し、平成8年前半までにその結果を馬事振興検討会に報告するよう求められた。

(2) 部会委員

本部会の委員の氏名及びその所属等は次のとおり。(五十音順)

氏 名	所 属 及 び 役 職
池田 国定	釧路農業協同組合連合会 生産指導部長
大原 尚	北海道市営競馬組合 事務局長
香川 荘一	社団法人 中央畜産会 専務理事（座長）
管野 幸夫	農林水産省家畜改良センター 十勝牧場 種畜第一課長
佐々木陽一	北海道庁 酪農畜産課 主査
佐藤 文俊	十勝農業協同組合連合会 参事
新出 陽三	帯広畜産大学 教授
八戸 芳夫	北海道大学 名誉教授
山下 喜弘	地方競馬全国協会 畜産振興担当理事
吉川 友喜	社団法人 日本馬事協会 常務理事
(アドバイザー) 向井 清孝	農林水産省 家畜生産課 課長補佐（馬事振興班長）
天津 博三	農林水産省 家畜生産課 馬事振興班 係長

2. 検討経過

本部会は、3回会合した。各々の開催期日、場所及び主要検討事項は次のとおり。

開催期日	場 所	主要検討事項・内容
[第1回会合] 平成7年11月28日	地方競馬全国協会 会議室	・純粋種の国内における飼養状況及び減少しているその要因 ・海外資源状況・輸入動向 ・純粋種確保の必要性とその品種
[第2回会合] 平成8年2月15日	同 上	・確保すべき、または望ましい頭数規模 ・純粋種の利活用の状況とその課題 ・純粋種の生産振興を図るためにの課題と方策
[第3回会合] 平成8年6月11日	同 上	・純粋種の利活用 (主としてばんえい競馬での利用) ・とりまとめ

II 検討結果の報告

1. 農用馬の純粹種の飼養と利用の概況

- (1) わが国で飼養されている農用馬の純粹種は、ペルシュロン種、ブルトン種及びペルジアン種の3品種に特化しており、飼養頭数の大部分を占める半血種の生産の基礎ともなっている。
- (2) これら純粹種の飼養頭数は、農用馬全体の飼養頭数が近年増加傾向にある中にあって大幅に減少し、(社)日本馬事協会の平成8年の調査によれば繁殖雌馬頭数でみて全体の10%程度、頭数では1,000頭弱（うちペルシュロン種が過半を占める）に過ぎない状態となっている。（参考資料1参照）
- (3) さらに純粹繁殖雌馬の大部分は、他品種ないし半血種と交配され、純粹繁殖に供されるものは血統登録頭数から推定すると最近では繁殖雌馬の1/3弱程度に過ぎず、純粹種の生産頭数は3品種あわせ年間200頭強程度とみられる。
- (4) また純粹種の飼養地域は、北海道及び九州、特に北海道に集中しており、他の地域は少ない。北海道の純粹種の過半はペルシュロン種で主として道東部がその主要飼養地域となっており、一方九州では一部の地域にブルトン種が飼養されている。
- (5) 純粹種の飼養形態は、九州の一部（特に宮崎県）を除けば、その殆どが半血種等との混飼の型となっており、純粹種を専門的に飼育する経営体はまず存在していない。（例外は農林水産省家畜改良センター十勝牧場のみ）
- (6) 純粹種の飼養頭数が最近のように減少してきた大きな理由は、農用馬の生産の主体を占める北海道においては、農用馬の生産目的がまずはばんえい競馬向けであるため、従来から我が国で飼養されてきた牽引力と持久力に優れたペルシュロン種、ブルトン種を基礎として、これに一部はスピードの特性を加えるため近年導入されたペルジアン種も加えヘテローシス効果を求めてきた。
このため牽引力とスピードに優れた大型の農用馬の生産が主流となり、これらの交雑による半血種の飼養が主体となったことによる。
純血種はばんえい競馬の能力検定テストの成績を見ても、合格するものが極めて少なく、生産者からみれば、純粹種飼養の経営・経済的なインセンティブが少ないことが挙げられる。また、農用馬の最終需要先である肥育向けでも品種間による品質格差が特段認められていないこともあり、純粹種とか半血種とかの品種への拘りがないこともあって、半血種の飼養への傾斜を強めてきたと考えられる。
- (7) こうしたことから純粹種の飼養頭数そのものが減少し、さらに、数少ない純粹種は、ごく少数が次代の純粹種生産に、また、一部は直接肥育用にそしてかなりの部分が他品種又は半血種との交配によりF₁生産用あるいはばんえい競馬用の半血種の基礎として利用されている。
- (8) 民間における改良増殖事業を支援するため、国は、従来から農林水産省家畜改良センター十勝牧場においてペルシュロン種及びブルトン種を繋養し、その改良増殖事業を行っており、これらの種畜を供給するとともに(社)日本馬事協会は地方競馬全国協会の補助を受け隔年ベースで海外からこれら2品種の優良種雄馬を購買し、生産者団体に貸付けその振興を図っている。

2. 純粹種確保の必要性と国内で確保すべき純粹種及びその規模

(1) 純粹種確保の必要性

わが国における農用馬の生産については、その主体を占める北海道ではばんえい競馬向けが主目的となり、その選抜から漏れたものが肥育に向かうというパターンは変わらないものとみられる。そうした中にあってこれまでのよう半血種がその生産の中心を占めるとしても次の理由から、純粹種の一層の振興を図っていく必要があるものと考えられる。

ア. わが国では今や農用馬については、牽引力、スピードに優れた大型ばんえい競馬用、いわゆる競走に勝てる馬を生産するため、ヘテローシス効果を用いた半血種による利活用が大部分を占めている。しかし、このまま半血種を中心とした累進交配を重ねていく場合ヘテローシス効果が減少し、その能力に減退を来す恐れが強いと考えられる。このため、そのもととなる基礎的な品種であるペルシュロン種、ブルトン種等の純粹種を適宜交配してヘテローシス効果を維持・確保していくことが不可欠であるとされていること

イ. 家畜の育種学的な観点からしても、能力に優れ、品種としての特徴が固定され、確立している純粹種は、それ自体優れた家畜であり、かつ優良遺伝資源でもあり、主要生産地域である北海道を中心に将来の新しい利活用の可能性も含め、これを維持・確保していくことが必要かつ望ましいこと

ウ. わが国は伝統的に農用馬の純粹種の資源を欧米諸国に依っており、特にペルシュロン種、ブルトン種等の種馬を導入し、国内馬の改良を図ってきた。しかし、最近は特に欧洲では、これらの品種の資源も減少してきており、かつわが国の実需者が望むような大型タイプのものが少なくなってきていているため、今後とも特にフランス原産のペルシュロン種とブルトン種については海外の資源に依存し続けることには問題が生じてきていること

エ. また、国内における純粹種の飼養頭数は、純粹種を生産する者の経営・経済的インセンティブの欠如から、放置すれば今後さらに減少する可能性が高いこと

オ. ばんえい競馬関係者やファンの一部、さらには生産者の中には、ばんえい競馬番組の多様化や血統追求の興味の観点から純粹品種によるレース番組の出現を望む声も生じているが。現状ではこれに応え得る生産規模となっていないこと

カ. 国は馬についても家畜改良増殖法に基づく改良増殖目標を策定公表し、その能力の向上を推進しているところであるが、特に農用馬については、改良増殖を図るうえでの純粹種の重要性を勘案し、平成8年1月に策定公表した平成17年を目標とした家畜改良増殖目標においては「効率的な改良に資するため、ブルトン種、ペルシュロン種等の優良純粹種馬を確保し、その適切な利用に努めるものとする」旨明記され、その具体的方策について検討する必要があること

キ. 農林水産省家畜改良センター十勝牧場から供給される純粹種の種馬（雌、雄とも）や(社)日本馬事協会が輸入購買した種馬の有効利用を図るためにも必要かつ望ましいこと

(2) 国内で振興・確保すべき品種

1. で記したとおり、現在我が国で飼養されている農用馬の純粋種は、ベルシュロン種、ブルトン種及びベルジャン種の3品種であるが、ベルジャン種については、大型ではんえい競馬のスピード化に対応すべく比較的新しく導入された品種であり、北米を中心に資源的にも他の2品種に比べ豊富に存するといわれており、肥育用途も含め我が国の農用馬の基礎的品種とは必ずしもなっていない。また、国の農用馬の改良増殖目標において確保すべき純粋種として具体的に掲げられておらず、農林水産省家畜改良センター十勝牧場においても改良対象種としていない。

なお、これら3品種以外は、我が国においては馴染みがなく、新しい品種を導入することはかえって混乱を招きかねない。

こうしたことを勘案し、当面振興すべき品種としては、ベルジャン種を除外したベルシュロン種及びブルトン種の2品種とすることが適当と考えられる。

(3) 維持・確保すべき、あるいは望ましい純粋種の規模

ア. 維持・確保すべき、あるいは望ましい純粋種の頭数規模なり全体の頭数に占める割合については、純粋種としての利活用即ちその用途先をどのように考えるかによって大きく異なるものとなる。仮に肥育向け等の最終需要先の食用が、純粋種と半血種及び純粋種の品種間で品質のあるいは経済的に特別な差をみる必要がないとの前提に立つとすれば、維持・確保すべき純粋種の頭数の考え方としては次の2つとなろう。

- ① 必要な大型純粋種を海外の資源に依存することなく、国内において品種として改良しつつ保持していくのに必要な規模の頭数を維持・確保する。
- ② 純粋種の振興を図ること等をもねらいとして、ばんえい競馬地域の生産者等から要望されているばんえい競馬の一部に純粋種によるレースを実現していくのに必要な頭数を確保する。

このうち純粋種の頭数規模は、当然のことながら②の場合が①より大きいものとなろうが、②については、それ自体固有の目的を有するものであるが、同時にその一部は①を支えていくこともねらいとするもので、そもそも競馬の目的の一つが馬の改良を推進するためのものであるとされていることからも、また純粋種の頭数をできる限り、多く確保していくとの観点から①をベースとしつつ、②を展望した頭数を目指していくことが望ましいと考えられる。

イ. 当面の目標としては、フランスのように純粋種の占める割合が全体の飼養頭数の約40%となっている例もあるが、現在のわが国の純粋種の繁殖雌馬頭数（2品種あわせて800頭強）及びその純粋繁殖仕向けの割合（推定約1/3程度）からすれば、年間の純粋種の生産頭数を2品種あわせて1,000頭程度（純粋種の繁殖雌馬約3,000頭を確保し、うち純粋繁殖比率を約1/2に引き上げる）を出来る限り早期に達成することとするのが望ましいと考えられる。

3. 純粋種の生産振興の課題と方策

生産者にとって純粋種を飼養することは、現状では直接的なメリットや有利性は少なく、むしろ逆に不利な状況にある。このため純粋種の振興を図っていくためには、

種々の問題を克服するとともに、純粋種需要の創造・拡大を含め、外部からの指導・啓発や環境の整備等の支援が不可欠と考えられる。

関係者間で早急に検討を加え、実行に移していくことが必要かつ望ましいと考えられる振興の方策としては、次の諸点があろう。

- (1) 純粋種の必要性について農用馬に係わる全ての関係者の再確認、意識統一と関係機関・団体等関係者間の相互協力を図ること
- (2) 純粋種飼養者の担い手を確保するため、純粋種の重要性・必要性についての啓発・指導活動の強化・充実を図ること
- (3) 生産者に対する繁殖・育成等の生産関係技術の指導の強化・充実を図ること
- (4) 純粋種はもちろんのこと、農用馬に関する生産、経営、流通の実態の把握、統計資料、情報の収集・分析の強化・充実とそれらの関係者への適切な提供を図ることまた海外での純粋種の資源調査を行うこと
- (5) 従来から純粋種の改良繁殖業務を実施している農林水産省家畜改良センター十勝牧場から供給される種畜の一層の有効活用を図るとともに同牧場との連携協力を一層強化すること
- (6) 純粋種生産への直接的なインセンティブを与えるため、地方競馬全国協会が畜産振興補助事業として実施している農用馬の生産振興関係事業の純粋種への優先及び優遇措置の導入を図ること
- (7) 純粋種の新たな需要を創造するとともに、生産者の生産意欲の高揚、ばんえい競馬番組の多様化の観点から、ばんえい競馬の主催者である北海道市営競馬組合による純粋種の位置づけについての検討が望ましいこと

4. 結 び

- (1) わが国の農用馬に占めるペルシュロン種、ブルトン種等の純粋種の頭数及び全体に占める割合が著しく低下していることから、このまま推移すれば今後のわが国の農用馬の全体の遺伝的能力の維持及び今後の改良にも支障を來す恐れがある。
このため、その新たな利活用を含めてペルシュロン種及びブルトン種の2品種の生産振興を図ることが必要と思料される。
- (2) これら純粋種を確保すべき水準としては、2品種あわせて年間1,000頭程度の生産頭数を当面の目標とし、その早期実現が望ましいと考えられる。
- (3) このため3.で指摘した諸点、なかんずく(6)の措置及び(7)の実施の方針の明確化を出来る限り早期に検討し、これらを実施していくことが有効な支援・誘導措置となり得ると判断されるので、具体策を含めその実現を図ることが望ましい。

(参考資料 1)

農用純粋繁殖牝馬（3歳以上）の品種別飼養状況

単位：頭

品種 地 域	ブルトン	ベルシュロン	ベルジアン	合計	備考
北海道	122 (50)	447 (47)	154 (0)	723 (97)	
本 州	17	8	1	26	青森県は含んでいない
四 国	0	2	0	2	
九 州	85	40	25	150	
合 計	224 (50)	497 (47)	180 (0)	901 (97)	

(社)日本馬事協会

(注-1) () 内数字は国有馬を示し、上記の外数である。

(注-2) 本調査は、平成8年1月1日現在のものである。

(注-3) 上記数字は純粋種のみで、系種は含んでいない。

(参考資料2)

農用馬登録頭数全体に占める
純粹種の頭数

単位：頭

区分年 度	登録 区分	登録 頭数	ペルシヨン種		ブルトン種		ベルジャン種		合 計		
			ペル	ペル系	ブル	ブル系	ベルジ	ベルジ系	純血	系種	計
H 6	血 統	5,677	123	202	61	204	18	32	202	438	640
	繁 殖	1,221	60	78	25	25	8	5	93	108	201
H 5	血 統	5,994	123	257	53	206	20	34	196	497	693
	繁 殖	1,339	48	83	29	31	31	8	108	122	230
H 4	血 統	5,649	154	292	83	172	63	42	300	506	806
	繁 殖	1,438	73	100	52	52	85	4	210	156	366
H 3	血 統	5,453	156	341	71	149	77	25	304	515	819
	繁 殖	1,568	119	101	89	35	80	0	288	136	424
H 2	血 統	5,176	181	370	104	130	76	24	361	524	885
	繁 殖	1,372	103	88	63	46	22	1	188	135	323
S60	血 統	4,454	168	378	63	61	18	0	249	439	688
	繁 殖	1,065	70	124	26	36	9	0	105	160	265
S55	血 統	4,011	179	538	34	110	105	0	318	648	966
	繁 殖	1,828	234	180	85	66	87	0	406	246	652

(社)日本馬事協会

(参考資料3)

平成6年度種馬登録頭数表

単位：頭

登録区分 品種別	血 統 登 錄			繁 殖 登 錄			合 計
	雄	雌	計	雄	雌	計	
ブルトン	23	38	61	9	16	25	86
ベルジアン	6	12	18	3	5	8	26
ペルシュロン	59	64	123	8	52	60	183
小計（純粹種）	88	114	202	20	73	93	295
ブルトン系種	81	123	204	0	25	25	229
ベルジアン系種	15	17	32	0	5	5	37
ペルシュロン系種	105	97	202	3	75	78	280
小計（系種）	201	237	438	3	105	108	546
半血種（輓系）	2,372	2,665	5,037	38	982	1,020	6,057
重 種 計	2,661	3,016	5,677	61	1,160	1,221	6,898
木曾馬	2	6	8	0	6	6	14
北海道和種馬	293	452	745	13	183	196	941
対州馬	8	7	15	0	4	4	19
在 来 種 計	303	465	768	13	193	206	974
そ の 他	96	97	193	9	31	40	233
合 計	3,060	3,578	6,638	83	1,384	1,467	8,105

(社)日本馬事協会

(参考資料4)

ばんえい競馬種類別 3歳出走調べ

単位：頭

年度	ブルトン系	ベルジャン	ベルジャン系	ベルシュロン	ベルシュロン系	半血	計
昭和61	—	—	—	3	23	178	204
62	—	—	—	2	22	181	205
63	—	2	—	4	11	196	213
平成 1	—	—	—	2	21	195	218
2	—	2	—	—	22	200	224
3	—	2	—	3	17	202	224
4	—	2	1	2	12	207	224
5	—	1	4	3	11	207	226
6	—	—	1	6	9	211	227

種類別出走実頭数累年比較

単位：頭

年度	ブルトン系	ベルジャン	ベルジャン系	ベルシュロン	ベルシュロン系	半血	計
昭和61	6	1	—	31	79	503	620
62	4	—	—	24	78	534	640
63	1	2	—	22	61	572	658
平成 1	1	1	—	9	59	608	678
2	—	3	—	7	60	630	700
3	—	1	3	9	61	623	697
4	—	3	3	10	54	654	724
5	—	3	6	11	45	687	752
6	—	2	3	12	36	673	726

北海道市営競馬組合

付表 3

馬事振興検討会
乗用馬生産部会報告書

馬事振興検討会乗用馬生産部会

[1997.3.1.]

目 次

- § 部会開催に至る経緯と検討課題
- § 委員氏名一覧
- § 部会の開催状況と検討事項
- § 乗用馬生産部会の基本的認識
 - (1) 乗用馬生産の位置付け
 - (2) 乗用馬の定義
 - (3) 現有資源の有効利用
 - (4) 社会的ニーズの発掘
 - (5) 関係機関の協力
- I 乗用馬に対する社会的ニーズ
 - I - 1) 全乗協調査結果の概要
 - I - 2) 馬事協会の調査結果の概要
 - I - 3) 潜在需要の発掘
 - I - 4) 乗馬人口の予測
 - I - 5) 国内生産の必要性
- II どんな乗用馬が必要か?
 - II - 1) 体格 II - 2) 資質 II - 3) 外貌
- III 乗用馬の生産・育成・流通の現状と課題
 - III - 1) 生産の現状
 - III - 2) 育成の現状
 - III - 3) 生産・育成の課題
 - III - 4) 流通の現状と課題
- IV 科学的根拠と充実
 - IV - 1) 当面の課題
 - IV - 2) 関連分野間の協力態勢の確立
- § 乗用馬の生産振興のポイント
- § 参考資料
 - 【1】 ボーイスカウト・ガールスカウト・教育委員会に対する調査結果
 - 【2】 リハビリテーション関係団体の意見

§ 部会開催に至る経緯と検討課題

馬事振興検討会総括検討委員会から今回乗用馬生産部会へ付託された検討課題は、

◎乗用馬の生産振興について

1. 国内における乗用馬の生産の必要性と需要について
2. 品種の選定及び生産基盤の確立について
3. 生産地指導体制の確立について

◎乗用馬の育成調教について

1. 競走馬からの転用馬を含めて調教のあり方
2. 乗用馬の育成調教マニュアルの作成について

である。

乗用馬生産部会は1996年1月17日以来、6回に亘って開催されてきたが、検討を開始してみると、与えられた項目はどの1つを取ってみてもそれに単独の結論を出すことは不可能であることを実感した。乗用馬の生産振興は馬と人とのコミュニケーションが基本となることは言を待たないが、ややもすると技術論が先行して、本質論がないがしろになる恐れがあることを痛感させられた。

そこで、付託された課題を縦糸に例えれば、いわば横糸的アプローチを採用することにより、審議の効率化を計ることとした。乗用馬の生産振興は日本馬産の根幹を成すものであるとの認識から、委員一同、真摯に取組み、忌憚のない意見を交換してきた。

短期間で成果が期待できるものではないが、しっかりしたビジョンに基づく長期的展望に沿って積極的に実施すれば、馬に対する一般国民の認識が深まるとともに、わが国に飼養されている馬がハッピーな一生を送れる社会になることが期待される。

§ 委員氏名一覧

座長	澤崎 坦 (社) 日本馬事協会 顧問
委員	管野幸夫 農水省家畜改良センター十勝牧場 種畜第一課長 伊藤克己 日本中央競馬会 馬事部次長 [第1回] 春田恭彥 日本中央競馬会 馬事部馬事振興課長 [第2~6回] 田島謙郎 日本中央競馬会 調査役 杉野 穀 地方競馬全国協会 教養センター所長 金谷和夫 (社) 日本軽種馬協会 事務局長 高橋 彪 (財) 日本軽種馬登録協会 調査部長 [第1~4回] 岩村俊春 (財) 日本軽種馬登録協会 調査部長 [第5, 6回] 平原栄人 (社) 日本馬事協会 参与 佐々木健三 (社) 日本馬術連盟 常務理事 時見明人 (社) 全国乗馬俱楽部振興協会 専務理事 千葉幹夫 岩手県畜産振興協同組合 理事長
アドバイザー	向井清孝 農林水産省家畜生産課 課長補佐 (馬事振興班長) 天津博三 農林水産省家畜生産課 馬事振興班係長 [第1回] 袋 伊作 農林水産省家畜生産課 馬事振興班係長 [第5, 6回]
事務局	社団法人 日本馬事協会

§ 部会の開催と検討事項

* 第1回 [1996年1月17日]

場 所：日本馬事協会 会議室

- 主な検討事項：① 「乗用馬」の定義
② 社会的ニーズの発掘

* 第2回 [1996年4月24日]

場 所：KKRホテル東京

- 主な検討事項：① アンケート調査報告
② 乗用馬に対するユーザー・サイドからの要望

* 第3回 [1996年6月26日]

場 所：地方競馬全国協会 会議室

- 主な検討事項：① 乗用馬の需要動向
② 乗用馬として具備すべき条件

* 第4回 [1996年9月19日]

場 所：日本馬事協会 会議室

- 主な検討事項：① 乗用馬の生産・流通に関する課題と対応
② 現有資源の有効活用

* 第5回 [1996年11月8日]

場 所：日本馬事協会 会議室

- 主な検討事項：① 総括的意見交換
② 報告書の作成方針

* 第6回 [1997年1月17日]

場 所：日本馬事協会 会議室

- 主な検討事項：① 報告書案の審議
② 関連事項に関する意見交換

* 起草委員会 [1997年2月3日] (中央5団体から選出された委員、座長、事務局)

場 所：日本馬事協会 会議室

- 主な検討事項：報告書の作成と確認

§ 乗用馬生産部会の基本的認識

本部会の審議過程で、最も重要な要件は委員各位が共通した基本的認識を持っていることである。審議を進めるに当たり、下記事項を基本的認識とすることを確認、合意した。

1. 乗用馬生産の位置付け

乗用馬生産は、馬事振興を推進するうえで、その根幹を成すものである。

2. 乗用馬の定義

「乗用馬」とは「人が乗る馬」とグローバルに括って審議を進める。

3. 現有資源の有効利用

飼養施設、利用施設、市場施設などのハード面と、馬資源や馬に関する技術と文化など、ソフト面までを広く含めた現有資源の有効利用をキーワードとする。

4. 社会的ニーズの発掘

従来のニーズ予測は多くの場合、関係者層を対象とし、現状を起点とした固定的外挿方式が主流を占めてきた。多様化する社会的ニーズに対応するためには、未開拓分野へのアプローチ、すなわち潜在需要の発掘を積極的に試みる。

5. 関係団体の協力

いかなる対策にせよ、その立案と実行には、馬事振興検討会を構成している中央5団体を中心とした関連団体の積極的な連携と協力なしには遂行できない。

I 乗用馬に対する社会的ニーズ

(社)全国乗馬俱楽部振興協会(以下「全乗協」という。)が実施した乗馬クラブを対象とした調査ならびに(社)日本馬事協会(馬事振興検討会事務局)が実施した未調査階層を対象とした調査により乗用馬に関する需要の把握と乗馬に関する潜在需要の発掘に努めた。

I-1) 全乗協調査結果の概要

(1) 調査対象: 全乗協の加盟の9乗馬クラブ(調査頭数325頭)

(2) 要 約

ア 所要区分

俱楽部所有馬	60.9%
会員預託馬	39.1%

イ 用途別導入区分

	国産馬	転用馬	輸入馬
一般用普及馬	30.3%	64.0%	5.6%
競技用馬	12.9%	37.4%	49.7%
計	22.5%	52.0%	25.5%

ウ 用途別主要品種

	サラ・アラ	ウェストファーレン・ダッチブラッド等	中間種
一般用普及馬	84.2%	5.1%	10.7%
競技用馬	52.4%	30.6%	17.0%
計	69.8%	16.7%	13.5%

エ 将来的な飼養頭数

増やしたい	66.7%
減らしたい	0%
現状のまま	33.3%

オ 乗用馬の将来あるべき姿についての主な意見

- ・ 初心者用や子供用の乗馬が求められていること、乗馬愛好家の高齢化が進むこと等を考慮して、騎乗者の体格に見合った、危険性のない温順な馬が必要である。
- ・ 丈夫で管理のし易い馬を希望する。
- ・ 乗馬を希望する者に安心して勧められる馬としては、中間種系の馬がよい。
- ・ クラブ所有馬としては、すぐ使える調教済の馬が必要である。

I - 2) 馬事協会の調査結果の概要（調査結果本体は、参考資料として巻末に別記）

- (1) 調査対象：都道府県のボーイスカウト連盟、ガールスカウト連盟及び教育委員会（アンケート調査）
日本理学療法協会及び日本義肢具協会（意見聴取調査）

(2) 要 約

ア アンケート調査

主 な 設 問	回答率 (%)
教材として動物を用いることは有効である	90
馬(ポニー)を使ってみたい	32
ボーイスカウト連盟	23
ガールスカウト連盟	6
教 育 委 員 会	
ふれあい牧場の存在を知っている	18
ふれあい牧場に馬(ポニー)を飼って欲しい	20
馬に関する情報が不足している	35
馬を利用するには費用がかかる	14
安全に不安がある	14

イ. 意見聴取調査

- リハビリの目的を持って馬を活用できる病名と身障者数等についてお教え下さい。
 - ・ リハビリを必要とする身障者総数 約130万人
 - ・ リハビリに馬を利用できる症例
脳性麻痺、脳卒中、脊髄損傷、失語症、自閉症
 - ・ リハビリに馬を利用しうる身障者数の予測 約40～50万人
- ホースセラピーに関して建設的なご意見をお聽かせ下さい。
 - ・ リハビリ関係者と馬関係者との連携が必要
 - ・ 安全対策、指導者の研修、馬の調教、効率的な実施方法について等の検討が必要
 - ・ 一般の乗馬の普及が先行すべき

I - 3) 潜在需要の発掘

(社)日本馬事協会が実施した未調査階層を対象にした調査から、乗馬に関する潜在需要に関しては、次の通り纏められる。

- (1) 義務教育年齢層は、乗馬人口予備軍として重要な階層と認識される。
- (2) これらの年齢層に対しては馬に関する正しい知識や指導、相談窓口の設置など、普及活動が重要である。

- (3) 身障者、高齢者が乗馬療法などで馬を利用することについてのコンセンサスが得られるならば、乗馬人口予備群として、30~50万人が見込まれる。
- (4) 乗馬療法は方法の確立や安全対策を含めた研究開発が必要である。
- (5) 乗馬を一般大衆の見近なものとする「普及活動」が先行する必要がある。

I - 4) 乗馬人口の予測

平成8年度の馬関係資料（農林水産省畜産局家畜生産課）によれば、乗馬施設約700、乗馬頭数約1万頭、延べ利用者数180万人と記載されている。今回の調査〔I-3〕は、将来、後継者及び利用者となりうる義務教育年齢層を対象としているが、調査結果からは、適切な普及活動がなされば、相当の割合が乗馬人口となる可能性が考えられる。義務教育年齢層は約2000万人となっており、その1割が馬に興味を持つと意欲的に考えると、現在の延べ利用者総数の現状とほぼ一致する。これらの結果を踏まえて当面の乗馬人口は

200万人

以上に増加するものと見込むことができる。

I - 5) 国内生産の必要性

近年、輸入により、ユーザーが希望する様々なタイプの馬を比較的容易に入手できる状況にあるが、乗用馬の国内生産の必要性については次の通り整理される。

- (1) 乗用馬生産は、人と馬とのコミュニケーションの確立が重要であり、生まれた時から馬に触れ合い、馬を理解しながら馬を育てあげることであるから、馬事振興を図る上で重要な事項である、馬との触れ合い、馬に対する理解増進に係る根本的な知識・技術・習慣の獲得、レベルアップに不可欠である。
- (2) 一般国民にとっては、国内生産は人類のパートナーとして馬に対する親近感を助長するばかりでなく、触ってみたい、乗ってみたいなど、より積極的な意欲の増進となる。
- (3) 乗用馬のスポーツ性からすると、自ら生産・育成したもので競技に参加することが本来の姿であることから国内で生産する必要がある。
- (4) 地域の住民生活のなかに受け入れられた多角的なふれあい的意義をもった乗用馬の生産は、地域の重要な産業となりうるだけでなく、情操教育、リクリエーション高齢者対策社会福祉対策などにも利用されるなど地域振興対策として効果が期待できる。
など幅広い社会的ニーズに応えられる可能性が高い。

II どんな乗用馬が必要か？

これまでに記載した需要動向から見れば、21世紀のわが国の乗馬人口は男女を問わず、子供から大人まで、更に身障者等を含めた広範囲にわたると判断される。乗用馬としての絶対条件は、

乗り手の体格とバランスが取れた馬との組み合わせ

が基本となる。

II - 1) 体格

乗り手の体格に対して大き過ぎる馬に乗った場合には、適切な扶助が与えにくく、コミュニケーションが取りにくくなる。逆に、小さすぎた場合は、馬にとって過剰な負荷となり、事故の発生や疲労につながるばかりでなく、馬の福祉を視野に入れれば、決して適切な組み合わせとはいえない。体格の目安となる数値としては、

- (1) 学童から成人に至る日本人の平均的な体格は、身長115～170cm、体重20～65kgの範囲にある。
- (2) 馬の体重の1/3以下の負荷に耐えて、8時間以上の労働が可能であり、体重はおおまかに体高の2～4倍に当たる。

これらの数値を参考に検討すると日本人の体格に見合った馬の大きさは、

体 高	1 0 0 ~ 1 6 0 c m
体 重	2 0 0 ~ 6 5 0 k g

と試算され、乗り手の体格とバランスが取れていることを基本として、適切な組み合わせを選択することが肝要である。

II - 2) 資質

馬の資質は、遺伝的要素と後天的要素との総合結果として表現される。

- (1) 遺伝的要素：品種特性、父母の性格など。
- (2) 後天的要素：健康状態、ハンドリング、育成・調教・鍛錬、経験など、生まれてからの育成環境。

乗用馬の場合、生まれてからのハンドリング、すなわち後天的要素に左右される側面が支配的であると心得なければならない。

「温順で丈夫な馬」というニーズに応えるためには、日常のハンドリング、とくに馴致・育成・調教・鍛錬過程における馬の取扱い方に重点を置かなければならない。このこと

を心掛けていれば、それらの個体群の中から・優れた体型・資質の馬を選抜して、上級者用乗馬や競技用の馬として活用することができる。

II - 3) 外貌

ユーザー（乗り手）の心理としては、見てくれの良い馬や動きの良い馬を選ぶ傾向がある。毛色、スタイル、歩様など外見的要素にも配慮し、とくに最近の若者の傾向として垢抜けた個体が好まれる可能性が高いと理解しておく必要があろう。

III 乗用馬の生産・育成・流通の現状と課題

終戦を境として馬の社会的スタンスの変更を余儀なくされたわが国では、活路を競馬に見出して新たに方向へ転進した。関係方面的尽力により、競馬の隆盛に支えられてきた戦後の日本馬産は、残念ながら乗用馬に関しては殆ど顧みる余裕もないままに半世紀が経過したことは否定できない。

III - 1) 生産の現状

- (1) 飼養されている乗用馬頭数（1995年）はたかだか10,766頭（総飼養頭数の8.8%）、その大部分は競走馬からの転用馬であり、乗用馬として生産されているものは微々たるものである。
- (2) 生産形態は大部分が兼業で、個々の生産者の意向と努力に支えられている。副業的であるからこそ持続されているとは言えるが、馬に関する知識や技術に関する指導体制が整っていないために、後継者が育たず、一代限りとなり永続性が確保できない。
- (3) 岩手県の遠野地区、北海道の十勝地区と根釧地区など、生産組合が組織されているところもある。中には新たな展開として、乗用馬の生産を通じて地域振興を計りたいとの意欲に燃えている馬産地もある。
- (4) 乗用馬生産地においては、需要動向を把握して生産方針が確立されている地域はほとんどなく、生産技術の徹底、種雄馬の計画的配置などに関する体制が整備されないまま安易に生産に取り組んでいる結果、脆弱な生産基盤から脱皮できないでいる。

III - 2) 育成の現状

- (1) 乗用馬の場合、生産と育成とは密接不可分の関係にあるとの認識が薄く、軽種馬の生産育成形態を模倣して、両者の分業化を期待する傾向にある。

- (2) 乗馬の技量や育成の経験を持っている生産者が少なく、人とのコミュニケーションがキーワードとなる乗用馬に対する認識が薄いために、馬に対する幅広い知識と技量を持つ技術者が殆ど育っていない。
- (3) 技術偏重の世相を受けて、生き物としての馬に関する知識や馬と接する心得など基本的事項を棚上げにして、技術マニュアルに頼ろうとする傾向が強い。

III - 3) 生産・育成の課題

(1) 生産目標の課題

馬事振興を図るためにには、明確な生産目標の確立が不可欠である。生産目標は、基礎とする品種構成、計画的な配合、生産育成技術の普及等についてそれぞれの地域で検討し、作成すべきであり、そのためには早急に、積極的な指導体制を確立することが必要であろう。

(2) 現有馬資源の活用

今後の乗馬に関する多様な社会的ニーズに的確に応えるためには、現有の馬資源を有效地に活用することが必要である。特に、利用する人の体格にあった馬を生産するためには、それぞれの品種特性を勘案した、計画性を持った半血化が有効な方法である。文化の伝承者としての歴史を持つ日本在来馬は貴重なポニー資源として、有効な活用が期待される。

(3) 生産育成技術の普及

社会的に求められている温順で、よく調教された乗用馬を生産するためには、人と馬とのコミュニケーションの確立が不可欠である。そのため、単なる手法の普及でなく、馬の発育、生理、心理等にも留意した生産・育成に関する知識、技術の普及が必要である。なお、需要に的確に応える生産・育成とするためには、生産地における乗馬習慣、乗馬理論の普及は大変有効であると考える。

(4) 人工授精技術の確立と普及

馬の生産は自然交配でなければ種畜として登録も出来ないと誤解されているようだが現在、国際的に合意されているのはサラブレッド種だけである。一方、馬の人工授精を普及させるには、技術的に、なお検討する必要があるが、繁殖技術として人工授精は、感染病の予防のほかに、配合選択肢の拡大、分注による生産効率の向上や凍結精液の遠隔輸送など、経済上のメリットが大きいことから、その早急な技術的確立と普及が望まれる。

(5) バックアップ体制の確立

いかなる対策もその実行に当たっては、実施する意義とその期待値に関する指導と研修、実行システムの整備とPR、理論的根拠の検討など、バックアップ体制の確立が不可欠である。

III - 4) 流通の現状と課題

【現 状】

- (1) 生産された乗用馬の取引き形態は庭先取引きが主流を占め、市場経由の取引き数は僅かである。
- (2) 市場の開催についてのアナウンスは関係方面に限られ、一般購買者の目に触れる事もほとんどない。またその情報は内容的にも乏しいもので、集客効果も低いと考えられる。
- (3) 軽種馬の取引き形態をモデルとして、2才取引きが主流となっているが、明け2才では利用できるまで時間と経費が必要で、乗用馬としての将来性についてまで評価する事が難しい。

【課 題】

- (1) 育成・調教の成果が付加価値として評価される乗用馬の流通形態としては、
 - ① 上場馬の多様化に対応できる市場開催方法の検討
 - ② 付加価値を評価するための展示会等の同時開催
 等が考えられる。
- (2) 流通の活性化には、需要を加速するPR活動が積極的に行われることが必要と判断される。そのためには先ず、一般国民に対する「馬」の総括的な啓蒙活動を欠かすことが出来ないであろう。

IV 科学的根拠の充実

いかなる振興対策を提示しようとも、受け取る側が納得してその提案を受け止めて実行しなければ効果が挙がらない。乗用馬の生産対策についても例外ではなく、とくに馬と乗り手との相関に関わる科学的根拠を明らかにし、その成果を関係者はもとより、一般国民に対しても分かりやすく解説することが大切であろう。

IV - 1) 当面の課題

- (1) 馬と騎乗者との相関に関わる課題

(2) 人工授精を初めとする生産育成技術に関する課題

(3) 馬の心理的・情緒的発育に関する課題

等が考えられる。

IV - 2) 関連分野間の協力態勢の確立

専門領域に固執しない柔軟な企画が求められているのが現代であり、これが遂行に当たっては、研究者自身のフレキシブルな発想と、ボーダーレス時代における分野間の積極的な協力と連携を欠かすことができない。対策の実行と研究の進歩は歩調を揃えて進むべき車の両輪であり、いずれが欠けてもペースを乱しても、対策の成果が上がらないことを十分に認識しておく必要がある。

§ 乗用馬の生産振興ポイント

これまで述べてきた数々の事柄から、当面の対策としては馬に関する啓蒙運動を推進するとともに、下記のようなポイントが挙げられる。

- (1) 乗り手の体格とバランスの取れた馬との組み合わせを基本とし、乗馬タイプで、運動性に富み、かつ温順性質の馬を選抜する事によって、多角化する社会ニーズに応える。
- (2) ハード、ソフトの両面から、現有資源の有効活用を計る。
- (3) 市場流通を基本とした乗用馬流通体制の確立とそのPRに努める。
- (4) 境界領域を広くカバーできる新しい視点からの研究を推進する。
- (5) 乗用馬生産振興対策は生産サイクル等を勘案して2010年までの15年間を第1期として、隨時成果を確認しながら軌道を修正し、第2期に向けての新たな対策を協議することが望ましい。

(以上)

§ 参考資料

[1] ボーイスカウト・ガールスカウト・教育委員会に対する調査結果

(1) 回収率

区分	発送数	回答数	回収率(%)
ボーイスカウト	53	27	50.9
ガールスカウト	47	25	53.2
教育委員会	47	27	57.4
計	147	79	53.7

(2) 設問：「教材としての動物についてご意見をお聞かせください」 (%)

区分	有効	あまり効果がない	危険を伴うので不適	無回答
ボーイスカウト	92.3	7.7	0.0	0.0
ガールスカウト	92.0	0.0	4.0	4.0
教育委員会	92.6	0.0	0.0	3.7
計	92.3	2.6	1.3	3.8

* 教材として動物が有効であると大部分が認識しているが、効果や安全性について疑問視するものが、約5%ある。

(3) 設問：「どんな種類の動物を使ってみたいと思われますか」 (%)

区分	魚類	爬虫類・両生類	小型哺乳類	鳥類	中型哺乳類	馬(ボニー)	無回答
ボーイスカウト	8.3	5.0	11.7	13.3	26.7	31.7	3.3
ガールスカウト	10.1	5.8	20.3	18.8	17.4	23.3	4.3
教育委員会	22.4	9.2	24.4	24.4	11.2	6.1	2.0
計	15.0	7.0	19.2	19.8	17.2	18.1	3.1

* 義務教育の現場認識としては、安全性の高い魚類、爬虫類・両生類・小型哺乳類、鳥類に対するニーズが高く、課外授業として同年齢層を取り扱っているボーイスカウト連盟とガールスカウト連盟はより積極的であり、馬を扱わせたいと希望するものが約3割を占めている。

(4) 設問：「ふれあいの場についてお尋ねします」 (%)

区分	利用する施設			「ふれあい」牧場について		
	自己施設	他施設	無回答	を知っている	知らない	無回答
ボーイスカウト	0.0	24.6	75.4	21.7	20.2	58.1
ガールスカウト	1.6	28.1	70.3	18.8	21.9	59.3
教育委員会	24.1	16.1	59.8	14.5	14.5	71.0
計	9.7	22.7	67.6	18.1	18.5	63.4

区分	「ふれあい」牧場に飼ってほしい動物				
	馬・ボニー	中型哺乳類	小型哺乳類	鳥類	その他
ボーイスカウト	21.4	32.1	17.9	5.4	7.1
ガールスカウト	20.4	25.9	22.2	5.6	7.4
教育委員会	18.2	23.6	16.4	7.3	14.5
計	20.2	27.3	18.8	6.1	9.6
					18.2

* ふれあい牧場の存在を知らなかったとする回答が約7割あったことは、施設の紹介などPR活動の必要性を示唆している。

* ふれあい牧場では、馬やボニーを代表として、やや大型の哺乳動物に対する希望が過半数を占めていることには注目すべきである。

(5) 設問：「馬（ボニー）についてお尋ねします」 (%)

区分	馬とボニーは			専門の指導者が			意見	
	異なる	同じ	無回答	必要	不必要	無回答	有り	無回答
ボーイスカウト	13.0	22.7	64.3	54.8	0.0	45.2	48.2	51.8
ガールスカウト	20.3	9.4	70.3	67.1	0.0	32.9	32.1	67.9
教育委員会	16.1	13.2	70.7	66.7	7.4	25.9	25.9	74.0
計	16.2	14.8	69.0	61.9	2.1	36.0	36.1	65.9

* 教育関係者は教材として馬が必要としているながらも、それに関する認識の程度が予想以上に低いことに驚かせる。

(6) 主要な意見

a. 意見分布 (%)

区分	費用が掛かる	安全対策に不安がある	チャンスがない	情報不足	研修が必要
ボーイスカウト	10	19	14	38	19
ガールスカウト	8	8	0	42	42
教育委員会	30	10	30	20	10
計	14	14	14	35	10

団体によってそれぞれの立場上視点が異なるようだが、共通的な傾向として、動物とくに「馬」に触れようとしても、施設の所在はもとより、「馬」そのものについての情報がまったく無いというのが実状。設問が不適切であったこともあるが、「馬」と「ボニー」を異なった動物と認識しているに至っては、戦後の日本における誤った知識の定着が懸念される。「馬」といえば「競走馬」を意味し、競走馬以外の馬を「馬」と考えていない実情が浮き彫りにされた。

b. 各団体による意向の相違

1. ボーイスカウト

イギリスで設立され、戸外の生活体験を通じて自然教育や情操教育の一環として、各種の行事を実行しているボーイスカウトでは、「馬事章」の制度を設けている関係上、馬に関しては積極的・具体的な意見が多いが、反面、安全対策に対する懸念が目立つ。一方情報を知りたくても何処へ照会したらよいかすら解らないといういらだちがある現状が浮き彫りにされた。

2. ガールスカウト

ボーイスカウトと同様な趣旨と歴史を持つ団体であるが、「馬事章」の制度もなく男性と女性との違いからか、ボーイスカウトと比べて若干消極的な印象がある。しかし、これからの時代における団体活動として、適切な情報の提供と研修を強く希望している。

3. 教育委員会

学校教育法によって独自の活動が制約されている現状では、馬を初めとするいろいろな動物を教材として使用することのむつかしさは理解される。しかし一方では積極的な意見が少なく、「費用が掛かる」とか「チャンスがない」といった経済負担や馬関係領域での施設の準備を要求する類いの意見が多かったことから、義務教育の現場では柔軟な対応がむつかしい一面を伺わせる。

(7) 結果の要約

1) 対象とした団体が取り扱っている青少年は次代を担う国民層であり、後継者の人的資源を含めた乗馬人口予備群として見逃すことができない階層である。しかし、わが国の現状から見ると、この年齢層への対応は長期的視点に立った適切な施策が重要であると思われる。

2) 馬に関する情報不足が指摘されたが、「馬の正しい知識」と「指導・相談の窓口」など、普及活動のきめ細かいプログラムの立案と、これらすべてについての適切なPRが必要と思われる。

[2] リハビリテーション関係団体の意見

- (1) 「リハビリの目的を持って馬を活用できる病名と身障者数等について、お教えてください」
 - ・リハビリを必要としている身障者総数： 約130万人
 - ・適用症例：脳性麻痺、脳卒中、脊髄損傷、失調症、自閉症など
 - ・適用身障者数の予測： 約40～50万人（全身障者数の30～40%）
- (2) 「日本におけるホースセラピーの将来方向についてのご意見」
 - ・身障者の病態と馬、双方の知識と技術を持った介護者（指導者）が必要
 - ・特別な人材を養成する必要はなく、研修で足りる。
- (3) 「ホースセラピーの理論的根拠やリハビリ効果の評価を客観的に体系づけるために必要な対策について、ご意見をお聞かせください」
 - ・リハビリ関係者と馬関係者との共同研究が必要
 - ・身障者が乗馬するときの安全対策についての研究開発が必要
 - ・ホースセラピーの技術研修のための制度やマニュアルが必要
 - ・ホースセラピーを実施できる施設が必要
- (4) 「ホースセラピーに関して、建設的なご意見があればお聞かせください」
 - a. 日本の現状では、競馬は盛んだが、「乗馬」がスポーツとしてもリクリエーションとしても定着していない（金持ちや一部の人達の特別な趣味と認識されている）から、医療手段として発展させるのはむづかしかろう。
 - b. ゴルフより安価で、都市近郊の交通の便利な場所で乗馬を楽しむことができるようになることが先決。
 - c. 身障者の安全対策、指導者の研修、馬の調教、馬具の開発・改良など、検討すべき課題が山積していると思う。
 - d. 身体障害者への対象拡大
 - ・小脳性疾患に代表されるバランス機能の低下に対しては、不安定板を使用して訓練を行っているが、ホースセラピーはこれに対する1つの方法としての効果が期待される。
 - ・ややもするとマンネリ化しがちな虚弱高齢者（ねたきり予備）に対する指導（高齢者保険事業）の1つの選択肢として、乗馬療法は有意義であろう。
 - e. 若者に対する情操教育、高齢者の“いきがい”対策としての活用
 - 阿蘇山麓では登校拒否児や非行児に対して、馬の世話を通じての情操教育が効を奏しており、また、馬との生活を含めた生き物との触れ合いが人間教育や高齢者の生きる喜びなどにとって有効であることについては数々の実例がある。
 - f. 科学としての確立
 - 方法論や効果測定に対する理論的根拠からの実証（研究開発）が必要であることは言うまでもないが、同時にリスク管理の確立を忘れることができない。
- (5) 結果の要約
 - 1) 身障者や高齢者対策として、馬を活用することについてのコンセンサスが得られるならば、乗馬人口予備群として30～40万人があると展望される。
 - 2) 乗馬を一般市民の身近なものとする普及活動が先行する必要がある。
 - 3) 方法の確立やリスク対策を含め、人と馬との相互関係に関する研究開発が必要である。
 - 4) 経済負担（ゴルフより安価）を含め、手軽に馬と接し指導を受けられる施設がほしい。

付表 4

馬事振興検討会
在来馬部会報告書

[目 次]

I 検討に至る経緯及び経過

1. 検討に至る経緯及び部会開催
2. 検討経過

II 検討結果の報告

1. 在来馬の保存と活用の意義
2. 保存と活用のための基本方向
3. 当面の具体的対策

I 検討に至る経緯及び経過

1. 検討に至る経緯及び部会開催

(1) わが国、固有の馬として、現在8馬種が日本在来馬として認定され、各保存会がそれぞれ保存活動を推進しているところである。しかし北海道和種馬を除く7馬種について近年、担い手の老齢化による飼養者の減少、また、近親交配による繁殖能力の低下等から極端に飼養頭数の減少傾向が見られる。

この様な現状を鑑み、馬事振興検討会総括委員会からこの在来馬の保存維持を今後如何に考え、進めて行くべきか、新たなる「在来馬の保存と活用の方策について」検討し、平成9年度前半までにその結果を出すよう求められたものである。

(2) 検討事項

- ① 保存・生産
- ② 利活用の方法・形態
- ③ 調査及び普及啓発
- ④ 支援のあり方・分担等

(3) 部会委員

本部会の委員の氏名及びその所属等は次のとおり（五十音順、敬称略）

氏 名	所 属 及 び 職 名	
香 川 莊 一	中央畜産会専務理事	学識経験者
菅 野 幸 夫	農林水産省家畜改良センター 十勝牧場	種畜第一課長（第1・2回） （第3回～）
菊 地 一 郎	ク	ク
瀬 川 良 一	日本馬事協会	副会長（座長）
武 田 晓 朗	日本中央競馬会	馬事部長（第1回）
栗 田 晴 夫	ク	ク（第2回～）
丹 野 務	日本草地畜産協会	常務理事
時 見 明 人	全国乗馬俱楽部振興協会	専務理事（第1・2回）
山 崎 勝 洋	ク	ク（第3回～）
八 戸 芳 夫	北海道大学名誉教授	学識経験者
服 部 貞 雄	(財) 全国競馬・畜産振興会	業務部長
平 原 荣 人	日本馬事協会	参与
宮 本 輝 昭	地方競馬全国協会	畜産振興部長
山 内 忠 平	元鹿児島大学教授	学識経験者

アドバイサー 向 井 清 孝 菅 野 幸 夫 袋 伊 作	農林水産省家畜生産課馬事振興班 課長補佐（第1・2回） （第3回～） 農林水産省 家畜生産課 馬事振興係
---------------------------------------	--

2. 検討経過

本部会は4回開催した、各々の開催期日・場所及び主要検討事項は次の通り

開 催 期 日	場 所	主要 検討 事項・内 容
第1回会合 平成8年 12月19日	馬事畜産会館 会議室	・在来馬対策の現状把握について ・在来馬の馬種別飼養頭数の推移 在来馬に関する助成対策について
第2回会合 平成9年 2月17日	同上	・在来馬保存の意義 目標とすべき生産・維持の規模・担い手 ・利活用の方法・形態 現状と今後の対策について
第3回会合 平成9年 4月21日	同上	・調査及び普及啓発 ・保存活用の支援のあり方・分担 その内容と対策について
第4回会合 平成9年 6月30日	同上	・全体のとりまとめ

II 検討結果の報告

1. 在来馬の保存と活用の意義

(1) 馬と人類の関係

馬は世界的に見て牛、羊よりは家畜化されたのは新しいが、それでも6千年前頃には家畜化されたといわれる。

わが国でも、縄文時代から家畜として飼育され、弥生時代には農耕用としての位置づけがされていたと見られる。

その後、人類の発展と共に軍事用をはじめ農耕用や交通用の手段として重用され人類の生存にとってではなくてはならない家畜として、その関係は一層深まっていった。

(2) わが国の在来馬

馬はわが国でも全国各地で飼育されてきたが、特に軍事用の手段として重要であるため地域の豪族や領主などによって改良が進められ、全国で南部馬、田名部馬、三春駒、木曾馬等の特徴ある馬が作出された。

明治に入り日清、日露の戦役で軍馬として利用されたが、外国の馬に比べ体格、資質が劣っていたことから、明治38年以降急速に国家的事業として外国産馬による改良が進められた。その後軍用馬としての利用が進み、馬の飼養頭数も増加し最盛期には2百万頭近くが飼育されていた。

ただ、改良が進んだ結果、わが国固有の馬としての在来馬は急速に減少し、僻地や離島など自然条件の厳しい所にその面影を止めるに過ぎないものとなった。

(3) 現状と課題

馬は軍事用はじめ農耕用、交通用として重用されてきたが、わが国では敗戦により軍用馬が廃止されて飼養頭数が減少傾向となった。さらに、昭和30年代に入って交通手段の発達、農業の機械化の進展などにより全国的に飼養頭数は減少した。

わが国では現在、主として競馬用の軽種馬とばんえい競馬あるいは食肉用として用いられている重種馬、それに乗馬クラブ等で飼育されているものを合わせて約十数万頭が飼育されている状況にある。

馬は北海道を中心に一部の地域で飼育され、この中でも在来馬はごく一部で、全国で8馬種いるうち、北海道和種馬が3千頭程度いるほか木曾馬、野間馬、対州馬、御崎馬、トカラ馬、宮古馬、与那国馬が、それぞれ数十頭程度が飼育されているに

過ぎない状態である。

在来馬はそれぞれの地域の条件、用途などに応じて改良し、飼育されてきた。共通的なことは、小型で、性質は温順、また、強健で持久力があり、耐暑耐寒性があり、飼育管理も容易である。これは遺伝資源として貴重な国家的な財産といえるとともに文化財として保存し後世に伝承して行く責務もあると考える。

在来馬については他の農用馬などが減少する中で、その後も自然条件の厳しいところなどで、しばらくは農耕用、交通用の手段として重宝されてきたが、その用途が失われるにつれて飼養頭数は次第に減少して、その後、新たな用途を見出せないまま現状に至っており、そのため衰退の危機にさらされることとなった。

(4) 馬の活用の方法

世界的に見ても馬は軍事用をはじめ農耕用や交通用の手段として活用されてきたが、軍馬としての用途が失われ、さらに交通手段の発達、農業の機械化の進展などにより飼育頭数は減少している。しかし、馬は人類と古くから係わっており、また他の家畜と異なりその飼育目的が食糧の手段でないこともあって、他の畜産先進国では様々な目的により現在でも数多く飼育されている。すなわち、ホビーとしての乗馬、馬車用あるいはふれあい用などのコンパニオン動物として位置づけがされるようになり、さらに新たな用途としての心身障害者のリハビリ用としての活用などが見られるようになった。

世界的にはこのように馬に対して新たな用途も確保されつつある。従ってわが国においても馬の新たな活用の道はあると考えられる。

その中で在来馬もわが国においては貴重な馬資源と考えられるが、飼養頭数が少ないことなどから新たな活用の道が開かれていない状態である。

今後国民生活において老人福祉対策や余暇の活用が重要視されるなかで、馬を活用した対応も重要なになってくると見られるところから、わが国の環境風土にあったこれら在来馬の活用についても見直す必要があると思われる。

2. 保存と活用のための基本方向

(1) 生産対策の強化

① 生産振興上の課題

在来馬については北海道和種馬を除いてその飼育頭数の減少が心配される。このため当面の重要課題は飼育頭数を増やす必要がある。

在来馬についてはその用途、活用の道がまだ確立していないため、経済的行為として飼育体制が確立していないくて、これが頭数の増加を妨げている。そのため

には馬種ごとに用途、活用の方法などを早急に確立し、経済的行為として飼育でき得る体制の確立が急がれる。

また、現在は地元保存会等の熱意で飼養頭数の維持が図られているが、現状のままではその減少が心配されるので、これを食い止め、増加の方向に進めるのが当面の重要な課題である。

(2) 生産対策の方向

- ア 現在の8馬種は、それぞれの地域で長い間伝統的に飼育されてきている。従つて今後ともそれぞれの地域の実状にあわせて、地元関係者の努力を中心に生産の拡大を図っていくことが重要である。
- イ 経済的行為としての飼育体制が確立するまでは、当面の飼養頭数の維持、増加を図るために生産奨励的な対策が重要である。
- ウ 飼養頭数の減少により近親交配による繁殖率の低下が心配されるので、人工授精、受精卵移植などの技術の導入による改善が必要である。
- エ 受胎率の低下を防ぐための繁殖障害の防止、除去及び栄養改善などの衛生対策も必要である。
- オ 伝統的で粗放な飼育による栄養障害なども心配されるので、飼育管理技術の改善が必要である。
- カ 在来馬の飼育は粗飼料の利用が中心であるので、粗飼料の利用方法、草地の利用体制などの改善を図ることが必要である。
- キ 在来馬の活用に当たっては、生産段階での飼育初期の馴致・調教が重要で、これが実施できる体制の確立が必要である。
- ク それぞれ地域における飼育管理・馴致・調教の改善のための施設設備などの整備も必要である。
- ケ これらに伴う飼育者に対する講習、研修の実施とあわせて現地指導者の養成さらにはこれらの指導に当たる技術者のための講習、研修も必要となる。

(2) 活用のための方策

① 活用上の課題

在来馬は小型で、性質が温順であるなどの特徴があり、用途、活用の道を開くに当たってはこれらの特徴を十分生かした対応が必要である。

乗馬を利用する場合は初心者、女性子供などの利用が考えられ、さらに最近の心身障害者のリハビリのための利用などに重点をおく。また、乗馬クラブだけでなく、ふれあい牧場、公園など、あるいは観光施設での観光客を対象とした乗用馬、馬車用の利用も必要である。

その他、農林業の軽作業用、子供の情操教育用、宗教的行事（お祭）、芸能など

新たな利用の方法も開拓することが必要である。

(2) 活用対策の方向

- ア 在来馬の活用を進めるにあたっては育成初期段階での馴致・調教が不可欠であるが、活用の場での継続的な馴致・調教を行える体制づくりも重要である。
- イ 特に乗馬クラブなど既存の飼育施設以外に、新たな活用先を求める場合は馬の取扱管理者がいないか不足しているため、これらの養成が重要である。
- ウ ふれあい牧場や公園及び子供の情操教育用の施設の場合は、馬の飼養活用のための施設設備の整備も必要である。
- エ これらの施設において、活用とあわせて生産のための飼養管理体制づくりの確立も必要である。

(3) 調査研究活動の充実

在来馬についてはそれぞれの地域で伝統的な飼育がされているため、飼育に関しても多くの問題点が内在している。これらについて技術者、研究者による十分な調査と研究が必要である。

また、あわせて活用についても、今後の新たな需要先についての調査研究を進めることも必要である。

(4) 情報・普及活動の推進

馬については全国的に技術者、研究者が少なく、地域的にも偏っている。このため生産に関しても情報や普及指導の充実も重要である。

また、活用に当たって、乗馬関係者などユーザに対する在来馬の情報の提供を積極的に進めることも必要である。

3. 当面の具体的対策

在来馬は限定された地域の風土の中で育まれてきたことから、その保存と利活用に関する対策は、まずその地域における保存会や地元市町村及び関係道県において率先して検討し、生産振興体制の整備を図るとともに効率的な方法で実行に移すべきである。

今日、北海道和種馬を除く、7馬種の置かれた状況は生育する自然条件や担い手等を始めとして、種々な問題を含み極めて厳しい環境のもとにあるが、適切な生産・利活用対策を講ずるならば現代の世の中でも十分な存在価値を生じて来るという結論である。

先人から受け継いだ貴重な資源を我々の世代で消滅させてはならないと言う責任もある。これからのは在来馬対策は地元関係者のみならず、一層広く国民的見地に立った支援策の強化、充実することが必要となってくる。

これらのことから保存会等地元関係者において在来馬に対する生産振興体制が整備され、その具体化を図る段階に至れば（社）日本馬事協会等を中心とした関係団体は一致協力のもとに既存の各種施策等との整合性を見ながら或いは見直しを行い、それらと調和のとれた効率的な次のような支援施策を講じていくことが肝要である。

(1) 生産振興対策

- ① 優良種雄馬の利用促進を図るため、その飼養管理に対する支援
- ② 繁殖用基礎馬の保留を促進するため、その保留に対する支援
- ③ 生産を促進するため、生産子馬に対して繁殖奨励のための支援
- ④ 飼養管理施設、草地基盤整備、放牧利用施設等の整備に対する支援
- ⑤ 生産育成等飼養管理技術者及びその指導者の養成研修のための支援
- ⑥ 繁殖障害の防止、除去など衛生対策の実施及び人工授精の普及のための支援
- ⑦ 人工授精、受精卵移植に必要な器具器材の整備に対する支援

(2) 利活用対策

- ① ふれあい施設等の整備に対する支援
- ② 共同育成調教施設の整備に対する支援
- ③ 育成調教技術者の養成に対する支援
- ④ 余剰となる雄馬の去勢促進と馴致・調教に対する支援

(3) 調査研究

- ① 生態や飼養管理の実態把握と生産・利用の改善に関すること。
- ② 系統の検討整理と近親交配の防止に関すること。
- ③ 伝統行事等の実態を調査しその保存化を図ること。
- ④ 新たな活用方策に関すること。

(4) 情報提供

現地の保存会等が生産と活用の状況及び販売可能馬について雑誌等を通じて定期的に情報提供を図ること。

付表 5

社団法人日本馬事協会定款

(昭和24年3月29日農林省指令24畜1088号設立許可)
(昭和25年5月26日農林省指令25畜1927号変更許可)
(昭和40年6月30日農林省指令40畜B第1768号変更許可)
(昭和52年3月30日農林省指令52畜B第484号変更許可)
(昭和57年4月7日農林水産省指令57畜B第609号変更許可)
(平成10年7月3日農林水産省指令10畜B第1028号変更許可)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は、社団法人日本馬事協会と称する。

(目的)

第2条 この協会は、馬事知識の普及、馬の改良増殖並びに利用増進を図りもって馬事の振興を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 この協会は、事務所を東京都千代田区神田駿河台1丁目2番地に置く。

2. この協会は、理事会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。

(事業)

第4条 この協会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 馬事知識の普及に関する事業
- (2) 種雄馬の繁養、種馬の登録その他馬の改良増殖に関する事業
- (3) 馬の利用増進に関する事業
- (4) 馬に関する調査及び研究
- (5) 馬事に関する建議請願
- (6) 会員及び関係団体相互の連絡協調
- (7) その他この協会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別及び資格)

第5条 この協会を構成する会員の種別及び会員の資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員 この協会の趣旨に賛同する馬事に関する団体とする。

(2) 個人会員 この協会の趣旨に賛同する個人とする。

(加入)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の申込者が前条第1号に掲げる団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又はこれにかわるべき規定

(2) 代表者(会員としての権利行使を代行する者の場合を含む。以下同じ。)の氏名及び住所を記載した書面

(3) その他この協会が必要と認めた書類

(会費)

第7条 会員は、毎年総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2. 前項の会費の納期は、毎年7月末日とする。

(特別賦課金)

第8条 この協会は、その業務を執行するため、特に必要のあるときは、総会の議決を経て、会員の全部又は一部に対して特別賦課金を課すことができる。

(届出)

第9条 会員は、次の各号の1に該当したときは、遅滞なく、この協会にその旨を届出なければならぬ。

(1) 団体会員の場合は、その名称、代表者の氏名又は住所の変更

(2) 個人会員の場合は、氏名又は住所の変更

(脱退)

第10条 会員は、次の事由によりこの協会を脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

2. 会員が脱退しようとするときは、予め会長に届出なければならない。

(除名)

第11条 この協会は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、その総会の開催日の15日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) この協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。

(2) 定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき。

2. 会長は、除名の決議があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

第3章 役員及び職員

(役員の定数及び選任)

第12条 この協会に次の役員を置く。

理 事 16名以上20名以内

監 事 1名又は2名

2. 理事及び監事は、総会において団体会員の代表者としてその権利を行使する者又は個人会員の中から選任する。
3. 理事のうちから会長1名、専務理事1名を互選するほか副会長、常務理事各1名を互選することができる。
4. 理事及び監事は、兼ねることができない。

(役員の職務)

第13条 会長は、この協会を代表し、業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し会務を統括処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
4. 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を執行し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
5. 理事は、理事会を組織し、会務を掌理する。
6. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第14条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 理事及び監事は、任期満了後といえども後任者の就任するまで、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を得て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪ないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、総会の議決により報酬を支給することができる。

(顧問及び参与)

第17条 この協会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推せんにより会長が委嘱し、参与は、理事会の推せんにより会長が任命する。
3. 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
4. 参与は、会長の命を受け協会の業務に参与する。

(職員)

第18条 この協会に職員を置き、会長が任免する。

2. 職員は、会長の命を受け会務に従事する。

第4章 会議

(総会)

第19条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
3. 定期総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催する。
4. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的である事項を示し、総会招集の請求があつたとき。
 - (3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第4項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2. 総会の招集は、開催日の15日前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知して行う。
3. 前条第4項第2号に掲げる場合には、会長は、請求を受けた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議決方法等)

第21条 総会は、会員総数の2分の1以上に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

2. 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
3. 総会においては、予め通知した事項だけを議決するものとする。ただし、出席会員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。
4. 総会の議事は、第32条に規定する場合を除き、出席者の議決数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第22条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (2) 会費又は特別賦課金の額及び徴収の方法
- (3) 事業報告、収支計算、財産目録及び貸借対照表
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(審議会等)

第30条 会長は、この協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めたときは、理事会の議決を経て審議会及び専門委員会を置くことができる。

2. 審議会等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第31条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 会費
- (2) 特別賦課金
- (3) 助成金又は補助金
- (4) この協会の所有に属する財産
- (5) 寄付金品
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(事業年度)

第32条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資産の管理)

第33条 資産の管理及び会計に関する規程は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事業計画及び収支予算書)

第34条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において、その決定を得る日まで前年度予算に準じ、収入、支出することができる。
3. 前項の収入、支出は、新たに決定した収支予算の収入、支出とみなす。

(監査)

第35条 会長は、毎事業年度終了後、定期総会開催の5日前までに次の書類につき監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する計算書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表

2. 監事は、前項の書類を監査したときは、監査報告書を作成して、総会に提出しなければならない。
3. 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならぬ。

(報 告)

第36条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

第6章 定款の変更及び残余財産の処分

(定款の変更)

第37条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散の場合の残余財産の処分)

第38条 この協会が、解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けてこの協会の目的と類似の目的をもつ他の法人に寄付するものとする。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和57年4月7日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和10年7月3日）から実施する。

付表 6

家畜改良増殖目標

昭和25年に公布された家畜改良増殖法には、畜種ごとに10年後の改良増殖目標を公表し、5年ごとに見直すことが定められている。この目標には馬も家畜の1つとして当然提示されている。いろいろな都合で第1次の目標が公表されたのは昭和32年、以後順次昭和44年(第2次)、昭和50年(第3次)、昭和55年(第4次)、昭和63年(第5次)と継続され、平成7年には平成17年度を目標とした第6次目標が公表された。わが国畜産の現場では、この目標に向かって家畜の生産を実施しているのであり、その内容は図5・7に示したように時代の移り変わりに即応して逐次修正されている。目標数値が示されている農用馬に関しては次第に大型化されている。第1次の目標では、農用馬を中心に示されてされているが、第2次からは軽種馬が加えられ、第3次(昭和50年公表)以後は用途別に農用馬(挽用馬)、競走用馬、乗用馬などに区分された。第4次以降の目標数値は、生産される馬がこれを凌駕する趨勢にあることを考慮して、概略の数値を示すように変わってきた。総頭数の目標値が示されたのは第2次の24万頭までであり、この時期には目標値とのズレが加速

図 馬の改良増殖目標

第1次(昭和37年公表、46年目標)

3 馬
目
標

- (1) 総頭数は50万頭とすること。
- (2) 強健性および飼料の利用性を増すこと。
- (3) 体長および体幅の増加を図るとともに体各部の均称がよいものに改良すること。
- (4) 能力および体型に関する数値(全国平均)は次のとおりとする。

区分	能 力			体 型		
	平均牽引力	使役開始	繁殖開始	体 高	胸 囲	体 重
現在	大型 120~130kg	24か月	4年	156~162cm	190~210cm	650~700kg
	中型 110~120	"	"	150~155	180~200	500~550
	小型 100~110	"	"	144~149	170~190	450~500
目標	大格 150以上	21	3	156~162	200~220	700~750
	小格 130以上	"	"	150~155	190~210	600~650

(説明)

- (1) 農業機械化の進展に伴い農馬の飼養は逐年減少の傾向にあり、また自動車類の普及により専用の挽馬利用は殆どなくなってきたが、北海道、東北、北関東および九州を主とする積雪寒冷地帯あるいは傾斜度の強い地帯においては今後もなお農馬利用の必要があるので、馬飼養経済の向上も考慮して、ブルトン種、ペルシュロン種等による改良をすすめ、また競走馬および乗馬は内外の情勢が特に能力の向上に対する要請が強いて、主としてサラブレットおよびアングロアラブ種によりほぼ現状程度の頭数につき改良をすすめることとし、昭和46年における馬総頭数はおおむね50万頭を目標とする。
- (2) 農馬飼養の経済性を増すためには、早熟で強健、温順で運動性に富み、飼料の利用性が高く、挽曳力の優れたものに改良をすすめることが必要である。
現在農馬の役使用開始は生後24か月、繁殖開始は明け4才、平均牽引力は110~120kg程度と考えられるが、これを役使用開始21か月、繁殖開始は明け3才、平均牽引力は130kg以上を目標に改良する。
- (3) 牽引力の向上を期すため、体長および体幅の増加により体積の充実に重点をおくとともに体各部の均称がよいものに改良する必要がある。
現在の農馬は、大型なものにあってはおおむね体高156~162cm、体重650~700kg、中型では体高150~155cm、体重500~550kg、小型ものはおおむね体高144~149cm、体重450~500kgであるが、今後においては、大格および小格の2格に整理し、大格にあっては体高156~162cm、体重700~750kg、小格にあっては体高150~155cm、体重600~650kg程度に向上することを目標とするが、特に体高に対する比率を体長で110%以上、胸深で50%以上および腰幅で40%以上に改良することに努力する。

IV. 付 表

第2次(昭和44年公表、52年目標)

3 馬
目 標

- (1) 総頭数は24万頭とすること。
- (2) 強健性および飼料とくに粗飼料の利用性の向上を図り、農用馬にあっては、産肉性をも高めるように努める。
- (3) 体長および体幅の増加を図るとともに体各部の均称がよいものに改良すること。
- (4) 遺伝的素質の改良の推進とあわせて飼養管理の向上を図ることとし、目標年における農用馬の能力および体型に関する数値(全国平均)は次のとおりとする。

区分	能 力			体 型		
	平均牽引力	使役開始	繁殖開始	体 高	胸 囲	体 重
現在	大型 110~130kg	21か月	明け4年	156~163cm	195~220cm	650~800kg
	中型 90~110	"	"	150~155	185~205	550~650
	小型 80~90	"	"	145~149	175~195	450~550
目標	大格 130以上	19	明け3年	156~163	200~225	700~800
	(52年) 小格 100以上	"	"	150~155	190~210	600~700

(説 明)

- (1) 飼養頭数は、農用馬にあっては農業機械化の進展と、と殺頭数の増加等に伴い、減少の傾向にあるが、軽種馬にあっては競馬の発展とあいまって増加の傾向にある。
今後の飼養頭数は、主産地における農業経営、立地条件、気象条件等を考慮し、農用馬、軽種馬その他の乗用馬等を含めて昭和52年における目標を24万頭とする。
- (2) 農用馬
ア 農用馬飼養の経済性を高めるため、ブルトン種およびペルシュロン種にする改良をすすめ、早熟、強健、温順であって粗飼料の利用性に富み、産肉性の高いものにする。
イ 体型については、体長および体幅の増加により体積の充実を図るとともに、体各部の均称がよいものに改良することとし、体高に対する比率は体長で110パーセント以上、胸囲で125パーセント以上および腰幅で40パーセント以上とする。
- (3) 軽種馬
軽種馬については、近年競馬の発展に伴い頭数は、堅調な伸びを示しており、現在すでにほぼ満足すべき頭数に達しているものとみられるので、現状程度の頭数を維持し、産駒の育成強化と能力の向上に重点をおき改良をすすめる。

第3次(昭和50年公表、60年目標)

4 馬
目 標

- (1) 早熟、強健、性質温順で飼料、とくに粗飼料の利用性の高いものにする。
- (2) 農用馬にあっては、体長および体幅の増加によって増大を図り、産肉量の多いものとする。
- (3) 遺伝的能力の改良の推進とあわせて飼養管理の向上を図ることとし、農用馬の能力および体型に関する目標数値(全国平均)を次のとおりとする。

区分	能 力		体 型		
	使役開始	繁殖開始	体 高	胸 囲	体 重
現在	大格 19か月	明け3~4才	155~164cm	205~225cm	670~830kg
	中格 19	明け3~4才	146~155	175~205	530~670
目標	大格 15	明け3才	160~170	215~230	800~950
	(60年) 中格 15	明け3才	155~160	205~215	650~800

(注) 体型は成熟時の数値とする。

- (4) 用途別に需要に対応した生産を図ることとし、飼養頭数の維持増殖に努める。

(説 明)

- (1) 農用馬の改良については、
ア 農用馬飼養の経済性を高めるため、ブルトン種及びペルシュロン種を主体とした改良を進め、早熟、強健、性質温順で持久力を有し、粗飼料の利用性の高いものとするよう努める。
イ 体型については、けん引力の増加を図りつつ産肉量を増加させるため、体長及び体幅の増加によって増大を図ることとし、体高に対する比率は体長で110パーセント以上、胸囲で130パーセント以上、腰幅で40パーセント以上とする。
- (2) 競走用馬については、内国産馬の適切な活用及び産駒の育成の強化等を図り、能力の向上に重点を置き改良を進める。
- (3) 乗用馬については、馬術用、一般乗用、小型乗用等用途に応じた改良を進める。
- (4) 飼養頭数は、農用馬にあっては農耕用需要の減退等により減少の傾向にあるが、一部の地域では農耕用、運

搬用としての需要は存続するとともに、今後食肉用としての飼養が増加するものと考えられるので、野草地等の活用とあいまって管理の省力化を図りつつ、需要に応じた生産を推進する。

また、競走用馬にあっては、競馬の発展に伴い、その生産は増加の一途をたどり、生産過剰の傾向にあるので、今後は競馬の需要に見合った頭数を維持することとする。

なお、乗用馬は、今後予測される需要に対応して円滑な供給を図ることとする。

第4次(昭和55年公表、平成2年目標)

4 馬

- (1) 遺伝的能力の改良の推進とあわせて飼養管理の向上を図ることとし、農用馬(輶用馬)の能力および体型に関する目標数値(全国平均)を次のとおりとする。

	能 力		体 型		
	使役開始	繁殖開始	体 高	胸 囲	体 重
現在	18~19か月	3~4才	154~168cm	198~227cm	660~840kg
目標 (60年)	15	3才	157~171	203~232	700~880

(注) 体型は成熟時の数値とする。

- (2) 農用馬、競走用馬及び乗用馬としての需要に対応した生産を図ることとし、飼養頭数の維持増殖に努める。
(3) (1)の目標値の達成を図るとともに次の事項について改良を推進する。

ア 強健、温順で粗飼料の利用性の高いものにする。

イ 繁殖能力の向上に努める。

ウ 農用馬にあっては、ブルトン種、ペルシュロン種等の適切な活用によって体積の増大に努め、けん引力及び産肉量の増加を図る。

また、早熟で運動性に富み、かつ、持久力の優れたものにする。

なお、体格部の釣合のよいものにすることとし、体高に対する比率は体長で110パーセント以上、胸囲で130パーセント以上、腰幅で40パーセント以上を目標とする。

エ 競走用馬にあっては、内国産馬の適切な活用及び育成技術等の改善によって、競走能力の向上に努めることとする。

オ 乗用馬にあっては、動きが軽快で飛越力及び持久力の優れたものにする。

(1) 農用馬は、農耕運搬用としての需要のほか、限定的ではあるものの食肉用としても需要が考えられるので、未利用資源等の活用とあいまって飼養管理技術の適正化を図りつつ、需要に応じた生産を推進する。

(2) 競走用馬は、競馬における競走馬の需要が、現状程度で推移すると考えられるので、計画的生産を推進する。

また、我が国の気候風土に馴化したものの適切な活用を図りつつ強健で能力の優れた馬の確保に努める。

(3) 乗用馬は、馬術用、一般用、小型乗用等用途に応じた生産を進める。

第5次(昭和63年公表、平成7年目標)

4 馬

- (1) 輶用、競走用、乗用等それぞれの用途に応じ、遺伝的能力の改良の推進と併せて飼養管理の改善を図ることとし、能力等に関する目標を次のとおりとする。

ア 農用馬(輶用馬)

(ア) 過度の大型化を抑制し、粗飼料の利用性の高いものとするとともに、強健で温順なものとする。

(イ) 早熟で繁殖能力の高いものとするとともに、繁殖技術の改善に努めるものとする。また、優良種雄馬の広域利用を図るため、人工授精の普及に努めるものとする。

繁殖能力に関する目標数値(全国平均)

	繁殖開始	生産率
現在	明け3~4才	61%
目標 (7年度)	明け3才	64%

(ウ) 体各部の均称のよいものにしつつ、体幅及び体長の増大に努め、産肉量の向上を図るとともに、運動性に富み、けん引力に優れたものにする。

体型に関する目標数値(全国平均)

	体長率	胸囲率	腰幅率
現在	112%	135%	41%
目標 (7年度)	114	138	42

注: 数値は、いずれも体高に対する比率である。

イ 競走用馬にあっては、国内産優良種馬の活用、生産育成技術の改善等により、特に競走能力の向上を図る

とともに、強健性の向上に努めるものとする。

ウ 乗用馬にあっては、動きが軽快で、持久力に優れたものにする。

- (2) 飼養頭数については、輶用、競走用、乗用等それぞれの需要動向に即した頭数となるよう努めるものとする。

第6次(平成8年公表、平成17年目標)

4 馬

- (1) 輶用、競走用、乗用等それぞれの用途に応じ、遺伝的能力の改良の推進と併せて飼養管理の改善を図ることとし、能力等に関する目標を次のとおりとする。

ア 農用馬(輶用馬)

(ア) 過度の大型化を抑制し、粗飼料の利用性の高いものとするとともに、強健で温順なものとする。

(イ) 早熟で繁殖能力の高いものとするとともに、繁殖技術の改善に努めるものとする。また、優良種雄馬の広域利用を図るため、人工授精の普及に努めるものとする。

繁殖能力に関する目標数値(全国平均)

	繁殖開始	生産率
現在	明け3～4才	66%
目標 (17年度)	明け3才	67%

(ウ) 体各部の均称のよいものにしつつ、体幅及び体長の増大に努め、産肉量の向上を図るとともに、運動性に富み、けん引力に優れたものにする。

体型に関する目標数値(全国平均)

	体長率	胸囲率	腰幅率
現在	112%	134%	41%
目標 (17年度)	114	138	42

注：数値は、いずれも成熟時の雌における体高に対する比率である。

(エ) 効率的な改良に資するため、ブルトン種、ペルシュロン種等の優良純粹種馬を確保し、その適切な利用に努めるものとする。

イ 競走用馬にあっては、国内産優良種馬の活用、生産育成技術の改善等により、特に競走能力の向上を図るとともに、強健性の向上に努めるものとする。

ウ 乗用馬にあっては、動きが軽快で、強健性に優れ、温順で乗りやすいものにする。特に、競技用馬にあっては、飛越力、持久力に優れたものにする。

- (2) 飼養頭数については、輶用、競走用、乗用等それぞれの需要動向に即した頭数となるよう努めるものとする。

して安定基調に移行したことを受け、第3次以降の家畜改良増殖目標の馬の部には総頭数の目標値は示されなくなった。

第5次以降の目標では体型に関する目標数値が比率で提示されている。平成6年に公表された「輶系馬の体型と能力に関する調査」報告書によれば、現在生産されている輶系馬はすでに目標値を凌駕し、ブルトン種、ペルシュロン種とベルジアン種との3元交配(半血種)が進んでいる。その比率は全頭数の8割以上を占める勢いである。

法に基づいて公表されている馬の目標は、農用馬(輶用馬)と競走用馬についてはほぼクリアーしているが、乗用馬や小格馬(ポニー)に関してはほとんど取り上げられていないかったために、最近のニーズに応えようとしている生産者層は明確な目的を持った強力な指導を求めている。

付表 7 参考資料

1 農用馬飼養戸数及び飼養頭数の推移

年 次	飼養戸数	飼養頭数	年 次	飼養戸数	飼養頭数
	戸	頭		戸	頭
明治10年		1,249,632	昭和51年	30,420	36,380
20		1,537,606	52	24,840	31,360
30		1,592,871	53	19,100	25,200
40		1,495,252	54	15,700	22,100
大正5年		1,572,500	55	—	—
昭和元年	1,141,915	1,486,453	56	13,000	23,500
5	1,062,914	1,489,979	57	11,800	23,200
10	1,093,774	1,404,028	58	11,300	24,300
15	906,586	1,189,550	59	10,200	24,100
20	855,717	1,120,857	60	9,320	23,000
25	906,201	1,075,975	61	8,470	22,500
30	778,110	927,260	62	7,680	21,800
35	562,720	672,600	63	6,900	21,500
40	260,190	321,840			
41	221,950	268,490	平成元年	6,540	22,200
42	192,900	240,210	2	6,220	23,100
43	171,700	215,840	3	5,760	24,300
44	149,990	189,720	4	5,420	25,800
45	108,500	137,219	5	5,000	26,700
46	97,356	123,845	6	4,850	28,000
47	73,116	96,708	7	(調査実施されず)	
48	57,430	78,830	8	(調査実施されず)	
49	44,280	66,230	9	3,980	27,500
50	35,550	42,900	10	(調査実施されず)	

資料：1. 明治10年～昭和35年は農商務省統計、馬政第一次計画実績調査及び農林省統計で軽種馬、ボニーを含む

2. 昭和40年以降は畜産統計（各年2月1日現在）で軽種馬、ボニーを除く。ただし、昭和45年は農林漁業センサス統計で軽種馬、ボニーを含む

(馬事関係資料農水生産課)

2 輸入種雄馬年度別、品種別輸入状況

品種 年度	ブルトン	ペルシュロン	ベルジヤン	計
昭和42	ウレマ、ヴエルムート	ウルバン、ヴォルール		4
43	アルフォール	アリスト、アプレス		3
44	ボスール、ビジー	ペルサイユ、パンコ		4
45	カボラール、カボリー	カボリシュー		3
46	ドウドュ、ダワー	ダンデー		3
47	エレガント	エドガー、エクラン		3
48	ファンション	フラトール、ユレカ		3
49		ゲフランタン、グリフォン、フドール		3
50		アルクール、ハンブルグ		2
51	エムバタブル	イドロ		2
52				
53		チエロキー		1
54				
55		ムジーク、ミストラル		2
56				
57	オセアン	オランピア、オフィシェ、オリビエ		4
58				
59	クエプロ、ボルト	パリジヤン		3
60				
61	ラジャ、リチュ	ロース、ソノラ、レガロン		5
62				
63	アップーカット	ダンギー		2
平成1				
2	ポニー、バルジュン	バイキング		3
3				
4	アルベージュ	ポリード、アルバトロス、セザール	グリーンエーカーズ	5
5				
6	ダルタニアン	エミール、エブリス、トランプレイ、ダルタニアン	ペイトンズ	6
7				
8	ファナル	ギニヨーレ、グレフル、フラヌールデュケ		4
9				
10	オスール	ユゴー、イリス		3
合計	24	42	2	68

3 購買ばんえい種雄馬名簿

(1) 国内購買種雄馬

番号	購入年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統 父母	購買価格 (本体) 万円	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
1	51	勝陽 (タカナミ)	半血	黒鹿	47.4.18	池田町	ブルキープロク ペル系 第二メキシコ		鉄路	
2	52	カツタイホー	ペル系	青	45.4.13	網走市	ペルオナシス ペル系 宝明		根室	
3	53	ムサシ	ペル	"	45.4.19	白糠町	ペルボルール ペル系 清琴		網走	
4	"	カネマル	ペル系	"	47.5.20	東藻琴	ペルペルヴァンシェ ペル系 錦		胆振	
5	54	シンザンオー	半血	"	45.5.10	網走市	ペルアブレス 重系 第三玉姫	600	十勝	
6	"	テツナミ	ブル系	"	48.4.25	豊頃町	ブル鉄 重半 第十世小波		網走	
7	55	イチモンジ	半血	鹿	46.4.30	標茶町	重半松 重半黒	600	十勝	
8	"	ミクロン	"	栗	46.5.1	上士幌	ブルオミクロン ペル系 協宝	560	根室	
9	"	ブラックパンサー	ペル系	青	46.5.10	網走市	ペルアブレス 重半都	540	十勝	
10	"	リウリキ	半血	鹿	49.4.30	幕別町	ブル鉄 中半 第三コケン	400	上川	◎アサギリ
11	"	カツエイ	"	"	47.3.27	音更町	重半晏 中半栄	350	後志	
12	"	サダハヤテ	"	"	48.4.10	石狩町	ベル大 中半初	300	熊本	
13	56	イワナミ	"	"	48.5.5	鉄路市	ブル銅 重系 栄	620	網走	
14	"	キタノテンリュウ	ブル系	"	49.4.8	幕別町	ブル鉄 重系 恵雲	650	胆振	◎ダイヤテンリュウ ◎テンショウリ (H4 農林水産大臣賞典)
15	"	ゴールドワーク	ペル	青	49.3.19	"	ペルウルバ ペル第二初姫	400	十勝	
16	"	ジャスマン	半血	柄栗	47.4.20	豊頃町	ブル鉄 重半 第一梅進ノ一	380	沖縄	

IV. 付 表

番号	購入年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統 父 母	購買価格 (本体) 万円	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
17	56	フラノ シンザン	半 血	柄 栗	48. 5. 15	豊 頃 町	ブル 鉄 重系 櫻	350	釧 路	
18	"	プラツク パワー	"	青	48. 4. 6	北 見 市	ペル ア ブ レ ス 重半 東	600	十 勝	
19	57	アサミドリ	"	芦	48. 4. 15	紋 別 市	ペル 楓 重半 宝	500	石 狩	◎ミドリゴゼン ダイコーキイン
20	"	キンパイ	"	鹿	49. 4. 5	豊 頃 町	ブル 鉄 ペル系 高 姫	650	十 勝	
21	"	ソラチ ホウシユウ	"	栗	48. 4. 28	足 寄 町	ペル 第二オデオン 重半 博 荣	500	網 走	
22	"	ムツ	"	青	48. 5. 2	阿 寒 町	ペル 2世ロツシニ 重系 櫻 姫	350	十 勝	
23	"	サロマ シンザン	ペ ル 系	"	48. 4. 10	網 走 市	ペル 二世ロツシニ 重半 ナオ 姫	500	"	
24	58	アイスリヤル	半 血	鹿	49. 5. 5	標 茶 町	半血 富 士 重半 兴 春	550	十 勝	
25	"	カイザンオ	"	"	49. 4. 30	幕 別 町	ブル 鉄 ペル ロツシニ 姫	550	"	
26	"	ユウホウ	"	青	49. 5. 10	東 藻 琴	ペル 二世ロツシニ 中半 姫 櫻	550	"	カヤベヒカリ
27	"	トキノ ハヤブサ	"	芦	51. 4. 20	美 幌 町	ペル ペルヴォンシエー ブル系 第2大和	500	留 萌	
28	"	タカラ オートリ	"	青	49. 4. 17	浜 中 町	ペル 第十七オートリ 重半 初 姫	450	石 狩	
29	"	キヨクイチ	ペ ル 系	"	49. 5. 24	本 別 町	ペル ダンデイ 重半 晏 梅	550	日 高	
30	"	コウコーマル	半 血	鹿	49. 5. 10	浦 幌 町	ブル 鉄 重半 秀 姫	550	胆 振	
31	"	トキノ リュウセイ	"	青	49. 5. 1	紋 別 市	ペル 楓 中半 荣 姫	300	青 森	
32	59	キング テンリュウ	ブル 系	鹿	50. 4. 8	池 田 町	ブル 鉄 半血 恵 雲	570	檜 山	
33	"	キンカホウ	ペ ル 系	黑 鹿	51. 4. 25	津 別 町	ペル 2世ロツシニ 重半 松 の 四	500	十 勝	
34	59	ホッカイオー	ペ ル 系	青	50. 5. 30	幕 別 町	ペル 久 都 ペル系 栄 桜	450	十 勝	

番号	購入年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統 父母	購買価格 (本体) 万円	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
35	"	キタノ サブロウ	半 血	黒 鹿	50. 4. 8	網走市	ペル 二世ロツシニ 半血 初 花	500	釧路	
36	"	イチホウォー	"	青	53. 3. 25	足寄町	ペル ボル一ル 半血 光 荣	500	"	
37	"	ドラゴン ダツシユ	"	柄栗	50. 3. 28	音更町	半血 暈 荣 半血 玉 錦	500	根室	
38	"	アサヒホマレ	"	青	50. 5. 6	阿寒町	ペル 2世ロツシニ 半血 大 桜	450	日高	
39	"	カミタカラ	"	柄栗	52. 4. 27	足寄町	中半 ナオス雄 半血 相 荣	450	網走	
40	"	カワアラシ	"	青	50. 4. 22	日高町	ペル 産 日 半血 月 姫	580	後志	
41	60	ホマレオーザ	ペ ル	"	52. 4. 25	佐呂間	ペル 二世ロツシニ ペル系 春 風	500	釧路	
42	"	ソラチキリン	"	"	51. 4. 26	池田町	ペル 第三オデオン ペル 大 宝	550	十勝	
43	"	ウシオドトー	ペ ル系	"	53. 4. 25	女満別	ペル 二世ロツシニ ペル系 第十大菊	550	網走	
44	"	ゼットボーイ	半 血	柄栗	53. 4. 21	足寄町	ペル 第二オデオン 中半 修 荣	375	十勝	
45	"	リュウタロー	"	青	51. 5. 1	池田町	ペル 第三オデオン 重半 荣 仙	515	上川	
46	"	プラツク リバー	"	"	51. 5. 5	釧路市	中半 南 星 重系 大 岩	510	宗谷	イワオナイトップ ツバキクイン
47	61	タカラハナ	"	"	52. 7. 25	豊頃町	重半 タカラコマ 中半 梅 花	550	釧路	
48	"	カイリュ ウザン	"	鹿	54. 4. 18	大樹町	重半 タカラコマ 中半 初 春	450	十勝	
49	"	ドウナン シンザン	"	"	52. 4. 10	上ノ国	ペル系 新 宝 重系 初 梅	500	"	
50	"	ワカ タイショウ	"	青	52. 4. 30	幕別町	ペルジアンデュマレイ ペル イデュメー八世	550	網走	ヒメコマチ
51	61	モコト ウンリュウ	半 血	青	56. 4. 1	上士幌	半血 タカラハヤブサ ブル系 姫 錦	450	宗谷	
52	"	ミサワオー	"	栗	52. 3. 15	浦幌町	ブル系 荣 山 ペル系 廬 宝	500	渡島	

IV. 付 表

番号	購入年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統 父 母	購買価格 (本体) 万円	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
53	62	アオヤマ トップ	ペル	柄栗	53. 4. 20	当別町	ベルジ マルゼンストロングホース 半血 第一 清流	460	十勝	アキバオーショウ ドラゴンダンサー
54	"	カショウー	ペル	青	53. 4. 21	白糠町	ペル ボルール ペル系 第四 香蘭	500	釧路	
55	"	マツノ パンサー	半血	柄栗	53. 5. 1	幕別町	重半 タカラコマ 重半 健宝	540	網走	
※ 56	"	タケシ	ペル	青	53. 4. 12	夕張市	ペル系 優威 ペル 初春	500	胆振	
57	63	テラノ ジョージ	半血	"	54. 4. 14	池田町	半血 タカラコマ 半血 ライモク	490	根室	
※ 58	"	ダイシン ボーイ	ペル	"	58. 4. 10	本別町	ペル エンガルボーイ ペル 第六世イデュメー	500	釧路	
※ 59	"	タカラ ソウシン	半血	柄栗	54. 4. 5	豊頃町	半血 タカラコマ 重半 昭宝	520	上川	
60	"	トヨタカ	ペル系	青	54. 5. 7	音更町	ペル 二世ロツシニ ペル系 暁勝	550	宗谷	リキミドリ
61	"	ジャンデ リユウ	半血	"	55. 5. 10	別海町	ベルジ ジアンデュマレイ 半血 ヨシトツブ	480	留萌	
62	"	アサヒ テンリユウ	"	栗	54. 3. 23	釧路市	ベルジ コンエレガント 半血 第二 旭秀	460	空知	
63	H 1	アサヒキロク	ペル	柄栗	55. 4. 22	池田町	ベルジ ジアンデュマレイ 半血 ハルノブ	470	十勝	エビスホウザン
64	"	キンタカラ	"	青	55. 4. 29	弟子屈	ペル 二世ロツシニ 半血 第二 畠竜	500	空知	
※ 65	"	シゲトップ	"	鹿	55. 4. 25	稚内市	半血 シゲノハラ ペル系 宝姫	450	釧路	
※ 66	"	シマノ カチクリ	"	栗	55. 4. 26	富良野	ベルジ ジアンデュマレイ 半血 アイユウ	500	十勝	
※ 67	"	ジーム	ペル	青	59. 2. 16	帯広市	ペル ムジーク ペル ルースダブリール	600	胆振	
68	H 1	マルモグッド	ペル系	青	55. 4. 1	虹田町	ペル系 オホーツク ペル系 月姫	480	日高	
69	2	カネミホース	半血	鹿	56. 4. 18	阿寒町	ベルジ コンエレガント 半血 第五 昭姫	550	網走	キクスピード
70	"	タケテンザン	"	"	56. 5. 12	本別町	ベルジ ジアンデュマレイ 半血 赤花	500	上川	

番号	購入年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統 父母	購買価格 (本体) 万円	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
71	"	ニツセイ パワー	"	"	56. 3. 26	更別町	ペルダンディ ペルジスミスサイドペルベットデマレイ	450	空知	
* 72	"	ハヤタイ ショウ	"	黒鹿	56. 4. 5	女満別	ペル二世ロツシニ 半血金星	500	釧路	
73	"	マルトツヨシ	"	鹿	56. 5. 10	深川市	ペルジマルゼンストロングホース 半血姫桜	530	十勝	
74	"	リュウ セイコウ	ペル系	"	57. 3. 13	下川町	ペル系ダイセイコー ペル系キヨクショウ	470	日高	
75	3	キンタイキー	半血	青	58. 5. 5	大樹町	半血プラツクパワー 半血富士姫	490	上川	
* 76	"	ダイテン リュウ	"	鹿	57. 4. 27	厚真町	ペル系ホクトサカエ 半血豊洋	530	檜山	ダイリュウミノル ダイフジオーカン
77	"	フジノ タカリユウ	"	"	57. 5. 12	新得町	半血タカラコマ 半血晏桜	480	"	
78	"	ペニオウ ショオ	"	"	57. 5. 1	深川市	ペルジマルゼンストロングホース ペル系福花	500	釧路	
79	"	ホシタカラ	"	栗	57. 4. 30	幕別町	ペルジアンデュマレイ ペル第三ウルバン	480	"	
* 80	"	マツノフジ	ペル系	鹿	57. 3. 30	阿寒町	ペル松の竜藤 半血隆	530	十勝	
* 81	"	ロングボーイ	半血	栗	57. 4. 3	深川市	ペルジマルゼンストロングホース 半血朝姫	530	"	ゴールデンエピス
* 82	4	アサヒ	"	"	60. 4. 9	足寄町	ペルジロムビール 半血第三旭	550	上川	
83	"	キタノ オーカン	"	鹿	62. 3. 20	伊達市	半血ユウセン 半血富士姫	460	宗谷	
84	"	ジヤン デユコマ	"	"	62. 2. 16	帯広市	ペルジアンデュマレイ 半血ヒメカツ	500	十勝	
* 85	4	ミスター タツマキ	ペル系	青	59. 5. 1	帯広市	ペル系タツマキ ペルオズールト	490	釧路	
* 86	5	リュウカツブ	半血	鹿	63. 4. 14	津別町	半血ソラチホウシュウ ペル系優姫	255	青森	
* 87	"	コマキリュウ	"	"	59. 3. 10	豊頃町	ペルジアンデュマレイ ペル系雪姫	400	空知	
88	"	タイガー バース	"	"	59. 5. 20	豊浦町	ブル系キタノテンリュウ 半血清姫	380	十勝	

IV. 付 表

番号	購入年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統 父 母	購買価格 (本体) 万円	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
89	"	ドラゴン ファイター	"	青	59. 2. 28	釧路市	半血 ブルーキヤツシー 半血 北 春	500	宗谷	
90	"	ヤマサリユウ	"	鹿	59. 3. 28	帯広市	ペルジ ジアンデュマレイ 半血 ヒメカツ	560	釧路	
※ 91	"	ヤマトニシキ	"	"	59. 5. 10	池田町	半血 マツノコトブキ ブル系 キ ブ 姫	670	網走	
※ 92	6	シベチヤ エース	"	"	60. 3. 12	標茶町	半血 富士 半血 鈴蘭二世	500	十勝	
※ 93	"	タカラカムイ	"	栗	62. 3. 5	豊頃町	ペルジ ジアンデュマレイ 半血 紅葉	500	釧路	
※ 94	"	ヒカルカゲ	"	鹿	61. 4. 2	標津町	半血 セントボーア ペル系 昭和	430	上川	
※ 95	"	ヒカルダイヤ	"	"	H元. 4. 22	池田町	半血 マツノコトブキ ペル系 久星	500	"	
96	7	ハッコウダ リキ	"	"	H 3. 2. 25	洞爺村	ブル系 キタノテンリユウ 半血 隆姫	250	鹿児島	
※ 97	"	キタノホープ	"	"	61. 4. 20	"	ブル系 キタノテンリユウ 半血 第三金陽三	480	網走	
※ 98	"	ダイニタカラ	"	"	61. 3. 24	足寄町	ペルジ ロムビル 半血 第三宝姫	450	十勝	
※ 99	"	ダイフジ	"	"	63. 3. 24	標茶町	半血 富士 ペル系 富士栄	410	網走	
※ 100	"	ハッコーダ キング	"	"	63. 4. 20	豊浦町	ブル系 キタノテンリユウ 半血 清姫	430	釧路	
※ 101	"	フラノカツオ	"	栗	H 2. 4. 27	静内町	半血 マルトセンショ一 ペル系 雪姫	410	十勝	
※ 102	7	マサチカラ	半血	鹿	61. 5. 2	早来町	ブル系 キタノテンリユウ 半血 初姫	450	日高	
※ 103	8	リユウセイ カイリキ	"	栗	62. 5. 10	豊頃町	半血 カイリキ 半血 第二椿姫	470	根室	
※ 104	"	ヨシモリ	ペル系	芦	62. 4. 10	帯広市	ペル系 タツマキ ペル姫 盛	480	釧路	
※ 105	"	タツリキ	ペル	青	H 3. 3. 18	白糠町	ペル ヤワラ ペルミレーイユ	420	十勝	
※ 106	"	タニノ タカチホ	半血	鹿	H 3. 4. 10	白老町	半血 タニノユ一 半血 常磐五	415	空知	

番号	購入年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統 父母	購買価格 (本体) 万円	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
※107	"	カゲマル	"	"	62.3.18	標茶町	ベルジアンデュマレイ 半血 北宝姫	450	胆振	
※108	"	ミサキフジ	"	"	H元.5.1	浜中町	ベルジアンデュマレイ 半血 初花	475	"	
※109	9	マルカネチカラ	半血	栗	63.4.26	豊頃町	半血 カイリキ 半血 キンリン姫	650	根室	
※110	"	ヒカルセイコウ	"	青	H元.4.29	池田町	半血 マツノコトブキ 半血 初桜	850	釧路	
※111	"	コーシンシャドー	"	"	H元.4.5	新得町	ペル系 キンタロー 半血 ミツヒメ	650	上川	
※112	"	タカラセイリュウ	"	鹿	H6.3.10	豊頃町	半血 ヒカルテンリュウ 半血 クイーンタイトル	380	根室	
※113	"	エビステンリュウ	"	"	H元.3.17	池田町	半血 マツノコトブキ 半血 初姫	400	桧山	
※114	10	タカネミノル	半血	栗	H元.4.24	足寄町	半血 カイリキ ブル系 錦	600	十勝	
※115	"	ブリスベン	"	青	H元.4.19	士別市	半血 スピートパワー ペル系 第五十五丹野	550	宗谷	
※116	"	イチショザン	"	鹿	H2.4.5	新得町	ベルジアンデュマレイ 半血 清姫	550	十勝	
※117	"	トウヨウボーイ	"	青	H3.3.15	豊頃町	ベルジコネルライス ペル 強姫	250	岩手	
※118	"	マリモリュエン	"	"	H元.4.1	足寄町	ペル カシヨウ一 半血 キタノカザン	300	上川	
※119	"	ロイヤルタイトル	半血	青	H元.3.23	端野町	ペル系 ハツイサミ 半血 サワライイコウ	380	網走	

- (注) 1. 番号欄の※は、現在供用中の種雄馬を示す。
 2. 配置先は、購買直後のものである。
 3. 重賞競走優勝産駒馬名等欄の重賞競走は、
 　①(農林水産大臣賞典、旭王冠賞、帯広記念、北見記念、岩見沢記念、ばんえいグランプリ、チャンピオンカップ、北斗賞、ヒロインズカップ、銀河賞、旭川記念、ボプラ賞、はまなす賞、クインカップ、ばんえいダービー、ばんえいオーフィス、ばんえい菊花賞、ばんえい大賞典、イレネー記念、ホクレン賞、ナナカマド賞、黒ユリ賞、白菊賞) 優勝産駒名である。
 　②馬名前の◎は7大重賞競走(農林水産大臣賞典、旭王冠賞、帯広記念、北見記念、岩見沢記念、ばんえいグランプリ、チャンピオンカップ) 優勝のものを示す。

4 ばんえい競馬重賞競走優勝種雄馬一覧表

1. 国有保管及び国有貸付種雄馬

番号	貸付年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統 父母	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
1	40 (輸入)	タンブー	ペル	芦	38.5.6	仏国	ペル オレンジスト ペル ロクエル	国保管	◎ハクリユウ (53-農林水産大臣賞典) ◎コマバ
2	39	陣 梯	ブル	栗	37.5.31	音更町	ブル ジム ブル 庭	十勝	◎カネイサミ ロンジ
3	43	朗 夕	ペル系	青	41.3.18	音更町	ペル 口ジ ペル系 曜賞	十勝	◎タイショオ
4	44	丹 西	"	芦	42.4.4	"	ペル タンブー ペル系 夕	"	◎レイショウ タンリユウ
5	45	楓 朝	ペル	芦	43.4.29	音更町	ペル タンブー ペル 朝	網走	◎キヨヒメ (54.56.57-農林水産大臣賞典) ◎キヨウエイ ◎キタノフジ ◎キンタイコー アサミドリ コオエイ クインローズ ホマレエース サワラローズ バンマサミ セイフウ トクリユウ
6	45	銅 甘	ブル	栗	43.3.5	音更町	ブル 鉄鯉 ブル オリーブ	釧路	◎ロイヤルキング
7	46	鉄 鯉	"	鹿	35.6.13	音更町	ブル アンパレール ブル キヤロリース	十勝	◎ダイケツ (55-農林水産大臣賞典) ◎テツワカ キヨタカラ ヒメテツリ キタノテンリユウ
8	49	蝶 武	"	栗	47.3.12	音更町	ブル パピヨン ブル 文農	網走	◎カミシホロトツブ

2. 協会有貸付種雄馬（購買ばんえい種雄馬を除く）

(1) 育成購買種雄馬

番号	貸付年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統	購買価格(本体)万円	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
1	43	二世 ロッシャー	ペル	青	41.3.12	音更町	ペル ロッシャー ペル 明 雪	150	網走	◎ハヤホマレ ◎キンタロー (58.60.61-農林水産大臣賞典) ◎ヤマト トヨタカ ハヤタカラ タカラリュウ アグネスラム ムツイチ ダイニコウヒメ ホマレオーザ シゲノハラニセイ トカチヤマ パンヒロミ
2	44	第二 オデオン	" "	"	42.4.25	士幌町	ペル オデオン ペル系 ガフ栄	75	上川	◎カイリキ ホマレカツブ ササノチカラ シヤルマン

(2) 輸入購買種雄馬

番号	貸付年度	馬名	品種	毛色	生年月日	産地	血統	購買価格(本体)万円	配置先	重賞競走優勝産駒馬名等
1	42	ヴォルール	ペル	青	40.3.25	仏国	ペル ルビ ペル ジエンシープ	240	釧路	◎ハイスピード (59-農林水産大臣賞典) ◎キンボン ダイイチカツエイ ヤワラ
2	"	ウルバン	" "	"	39.5.11	"	ペル イボワール ペル ラビッド	250	十勝	イシカリハヤテ トシクイーン
3	43	アフレス	" "	"	41.4.20	"	ペル ローシエ ペル サンシブル	240	網走	パンハヤテ パンミハル
4	51	イドロ	"	芦	49.4.11	"	ペル セナタ一 ペル シエリ	45,000	"	サクラシエーン
5	55	ムジーク	" "	"	53.5.21	"	ペル Helio Trope ペル Gazelle	53,000	十勝	ジーム

(注) 1. 配置先は、貸出時のものである。

2. ①重賞競走優勝産駒馬名等欄の重賞競走は、農林水産大臣賞典、旭王冠賞、帯広記念、北見記念、岩見沢記念、ばんえいグランプリ、チャンピオンカップ、北斗賞、ヒロインズカップ、銀河賞、旭川記念、ボブラ賞、はまなす賞、クインカップ、ばんえいダービー、ばんえいオーフス、ばんえい菊花賞、ばんえい大賞典、イレネー記念、ホクレン賞、ナナカマド賞、黒ユリ賞、白菊賞である。

②馬名前の◎印は7大重賞競走（農林水産大臣賞典、旭王冠賞、帯広記念、北見記念、岩見沢記念、ばんえいグランプリ、チャンピオンカップ）優勝のものを示す。

5 市場取引成績の推移（農用馬）

年次	当 才 馬				
	頭数	最 高	最 低	平 均	市 場 名
昭和45年	205	100,000	15,000	34,249	北見、十勝
50	173	680,000	46,000	169,535	十勝、北見、阿蘇
51	112	950,000	85,000	245,857	北見
52	133	700,000	121,000	355,624	北見、阿蘇
53	159	1,720,000	264,000	480,673	"
54	189	2,000,000	241,000	661,566	"
55	275	2,400,000	240,000	612,047	"
56	289	1,450,000	110,000	400,975	"
57	261	890,000	50,000	268,475	"
58	227	1,320,000	92,000	295,079	"
59	257	1,010,000	100,000	345,597	"
60	180	821,000	150,000	399,876	"
61	129	950,000	315,000	497,992	"
62	98	1,890,000	290,000	910,765	"
63	101	1,100,000	101,000	664,079	"
平成元年	184	917,730	120,000	583,190	北見、青森、阿蘇
2	360	1,217,460	200,850	683,130	北見、根室、青森、阿蘇
3	552	1,554,270	103,000	503,164	上川、根室、青森、遠野、阿蘇
4	710	2,246,000	52,000	355,602	上川、釧路、根室、北見、青森、遠野、阿蘇
5	910	1,546,030	6,180	272,852	上川、釧路、根室、北見、青森、熊本、宮崎
6	652	1,242,180	10,000	231,424	上川、十勝、釧路、青森、岩手、熊本、宮崎
7	423	951,720	10,300	372,586	上川、根室、青森、遠野、阿蘇
8	730	831,210	15,450	234,471	十勝、釧路、根室、北見、岩手、熊本、宮崎
9	773	882,000	7,350	277,151	上川、十勝、釧路、根室、北見、青森、岩手、長崎、宮崎
10	800	737,100	1,050	400,694	上川、十勝、釧路、根室、青森、岩手、長崎、熊本、宮崎

資料：日本馬事協会

(単位:頭・円)

2 才 馬				
頭数	最 高	最 低	平 均	市 場 名
451	600,000	45,000	103,752	十勝、釧路
451	2,150,000	40,000	351,778	"
811	3,850,000	80,000	472,766	十勝、釧路、北見、盛岡
881	3,500,000	94,000	571,620	十勝、釧路、北見、根室、盛岡、軽米
774	3,500,000	121,000	767,961	十勝、釧路、北見
806	4,520,000	111,000	1,081,038	"
873	8,100,000	71,100	1,117,171	十勝、釧路、北見、盛岡
895	4,050,000	95,000	915,629	"
1,095	6,540,000	60,000	626,840	十勝、釧路、北見、盛岡、遠野
1,150	3,100,000	71,000	539,809	"
1,214	3,700,000	30,000	579,651	"
1,223	4,800,000	90,000	600,018	"
1,171	3,900,000	20,000	719,010	"
1,120	3,800,000	155,000	1,141,931	"
1,143	4,556,000	170,000	839,869	"
1,211	5,590,000	218,000	915,858	"
1,515	3,200,000	77,200	1,036,068	十勝、釧路、北見、根室、盛岡、遠野
1,522	2,421,000	10,300	800,273	十勝、釧路、北見、根室、盛岡、青森、苦小牧
1,068	3,605,000	59,740	634,602	十勝、釧路、北見、根室、盛岡、青森、遠野
1,876	2,217,590	16,480	431,207	十勝、釧路、根室、青森、岩手、熊本
566	1,873,570	30,340	379,026	十勝、釧路、根室、岩手
597	1,433,760	25,750	598,530	釧路、根室、岩手
1,477	1,863,270	20,000	312,201	上川、十勝、釧路、根室、岩手
1,486	1,395,450	21,000	393,103	上川、十勝、釧路、根室、青森、岩手
2,084	1,220,100	15,750	518,870	十勝、釧路、根室、青森、岩手

6 補助金受入れ状況

団体 年度	日本中央競馬会	地方競馬全国協会	全国競馬・畜産振興会	備 考
昭和32	100 千円	千円	千円	
33	100			
34	500			
35	900			
36	500			
37	500			
38	500	203		
39	500			
40	2,775	17,326		
41	4,661	19,804		
42	5,532	43,797		
43	6,707	38,654		
44	7,554	34,879		
45	8,126	37,030		
46	9,331	27,093		
47	10,743	26,299		
48	9,043	26,163		
49	11,713	31,720		
50	13,625	34,460		
51	15,399	46,851		
52	15,741	35,249		
53	16,724	33,660		
54	17,027	71,752		
55	17,871	89,801		
56	18,466	78,820		
57	21,428	86,247		
58	20,036	83,805		
59	20,781	79,099		

団体 年度	日本中央競馬会	地方競馬全国協会	全国競馬・畜産振興会	基 金 造 成	備 考
昭和60	19,339 千円	53,421 千円		千円	千円
61	19,560	71,377			
62	18,752	40,145			
63	23,016	60,845			
平成 1	25,140	88,768			
2	27,122	140,056		180,000	
3	28,882	179,672		174,900	
4	28,341	216,811	17,834		
5	38,205	196,529	18,000		
6	44,605	242,107	16,800		
7	42,331	231,974	17,451		
8	41,652	193,975	17,810		
9	42,756	180,824	17,992		
10	46,064	203,050	18,000	10年度は予算額	
合計	702,648	3,042,266	123,887	354,900	

7 事業活動の経緯表

事 業 名	年 度	昭																			
	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50		
種雄馬整備事業																					
種雄馬購入 (国内)									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
" (外国)									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
農用種雄馬の管理指導事業																●	●	●	●	●	
種雄馬借受配置																	●	●	●	●	
馬産促進指導(種馬管理指導等)																		●	●		
種雄馬名簿刊行																					
農用馬の生産振興事業																			●		
馬事振興対策 (協議会開催等)																				●	
馬事専門技術指導者養成																					
農用馬繁殖技術現地研修会																					
まき馬実験牧場																	●	●	●	●	
種馬登録事業																					
乗用馬の生産育成指導事業																					
乗用種雄馬整備及び有効利用																	●			●	
乗用馬の生産育成促進指導																					
乗用馬の生産技術向上事業																			●	●	
日本在来馬の保存活用推進事業																					
連絡調整協議会																					
保存活用対策																					
日本在来馬保存登録																					
調査研究事業																					
馬の需要動向の概要調査						●															
農馬の規格決定に関する調査					●	●	●	●													
農業経営における馬の位置づけに関する調査					●	●	●	●	●												
馬の規格及び簡易能力測定研究調査								●	●												
農用馬生産流通基本調査								●									●	●	●		
馬の凍結精液の試験調査																	●	●	●	●	
肉用馬の生産費調査																	●	●	●		
種雄馬資源調査																	●	●	●	●	
乗用馬の需要調査																		●			
乗用馬の生産育成費調査																		●	●	●	
農用馬の市場価格調査																	●	●	●	●	
日本在来馬に関する調査研究																		●	●		
海外馬産事情調査																			●		
馬の受精卵移植試験																			●	●	
馬乳飲用化試験																					
その他事業																					
馬事普及啓発対策																					
家畜改良体制整備事業																					

8 主な規程類の設定と改正経緯

規 程 名	設 定 年	改 正 年
日本馬事協会定款	昭和24年	昭和25年、40年、52年、57年、平成10年
〃 種雄馬管理規程	50年	昭和54年、60年、平成5年
〃 種馬登録規程	51年	平成元年、7年、9年、10年
乗用雌馬貸付規程	56年	平成9年、10年
馬事普及啓蒙推進事業実施規程	平成3年	
日本在来馬種保存事業助成要綱	4年	
日本馬事協会種馬登録規程事務細則	7年	平成8年
小格馬生産対策事業助成金交付規程	9年	

ア. 定款の変更事項

認 可 月 日	内 容
昭25.5.26	協会目的の中、業務対象者の変更（第2条） 協会を組織する会員に個人会員を加入（第6条） (昭25.5.26農林省指令25畜第1927号認可)
昭40.6.30	協会目的で従来の馬事関係者の連絡協調を馬の改良増殖並びに利用増進の企画等事業主体の目的に改正（第2条） 協会支部の設置（第3条） 目的達成のための事業（第4条） (昭40.6.30農林省指令40畜B第1763号認可)
昭52.3.30	事業に「馬事知識の普及」改良増殖の中に「種雄馬の登録」を入れ他に字句修正（第4条） 会員の種別及び資格の明記（第5条） 会員の加入手続、理事会の承認（第6条） 会員の脱退、字句修正（第10条） 役員定数の明示、選任方法の限定ならびに副会長、常務理事制の開途（第12条） 常務理事の職務（第13条） 職員の任免職務（第17条） 総会の成立に関する定足数の規定並びに議決権の規定新設（第20条）

	<p>議事録に関する規定新設（第23条）</p> <p>理事会の組織、招集に関する規定新設（第24、25条）</p> <p>理事会の議決事項及び特例の規定新設（第26条）</p> <p>審議会規定の新設（第28条）</p> <p>監査規定の新設（第32条）</p> <p>（昭52.3.30農林省指令52畜第484号認可）</p>
昭57.4. 7	<p>役員の解任規定新設（第16条）</p> <p>顧問及び参与の委嘱任命と職務（第17条）</p> <p>総会の開催について（第19条）</p> <p>議事録の事務所での備付け義務（第20条）</p> <p>規定の準用（第29条）</p> <p>事業計画及び収支予算書の義務（第33条）</p> <p>（昭57.4.7農林水産省指令57畜B第609号認可）</p>
平10.7. 3	<p>役員の定数及び選任（第12条）</p> <p>役員の任期（第14条）</p> <p>（平10.7.3農林水産省指令10畜B第1028号変更認可）</p>

イ. 種雄馬管理規程の改正事項

改 正 月 日	改 正 内 容
昭54.9.26	<p>協会配置種雄を引き取る際の事故対策として当該馬の輸送保険と飼養地到着後の家畜共済加入措置の決定</p> <p>（第7条の2、共済加入、（昭54.10.1から実施）</p>
昭60.6. 7	<p>種雄馬廃斃事故防止に対応する種雄馬の共済加入並びに報告義務の規定と種雄馬財産の廃斃事故等による損害額の一部弁償を規定した。</p> <p>（改正の要点）</p> <ol style="list-style-type: none"> 配置種雄馬の家畜共済加入と報告並びに死亡廃用による家畜共済金受領の報告 配置種雄馬の廃斃事故等に対する損害弁償について 協会配置種雄馬の種付料徴収並びに会員等への交付ほか削除 種畜検査員を種畜検査委員に訂正 <p>（昭61.4.1から実施）</p>

平5.4.1	<p>申請及び報告期間の変更並びに一部文書の整理を行うとともに事故馬廃用について種雄馬払受申請書の提出について新たに設定した。</p> <p>改正の要点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配置等の申請期日 前年の10月31日とした（第4条） 2. 配置委員会を配置の決定とした文書を改正した。（第5条） 3. 配置期間 文書の整理（第8条） 4. 繁殖の項に家畜人工授精用精液の採取を追加（第9条） 5. 種付成績の報告期日 每年10月31日迄とした。（第11条） 6. 事故馬の廃用処分に2項を新設（第17条） <p>（平5.4.1から実施）</p>
--------	---

ウ. 種馬登録規程の改正事項

改 正 月 日	改 正 内 容
平元.3.31	<p>改正の要点</p> <p>消費税法施行に伴う 1. 登録料金の改正 2. 申請書様式等の改正</p> <p>（平元4.1から実施）</p> <p>（平元3.31農林水産省指令元畜A 956号）</p>
平7.5.25	<p>改正の要点</p> <p>1. 登録事務の電算化に伴う種馬登録証明書等の書式の変更及び文書の整理 2. (社)日本馬事協会種馬登録規程事務細則を設け、書式等を細則で定める。</p> <p>（平7.5.25農林水産省指令7畜A第1334号承認）</p>
平9.3.27	<p>改正の要点</p> <p>消費税法改正に伴う、登録料金及び手数料の改正</p> <p>平9.4.1より実施</p> <p>（平9.3.27農林水産省指令9畜A第695号承認）</p>
平10.3.31	<p>改正の要点</p> <p>消費税法改正に伴う、登録料金及び手数料の改正</p> <p>平9.4.1より実施</p> <p>（平9.3.27農林水産省指令9畜A第695号承認）</p>

工. 乗馬種雌馬貸付規程の改正事項

改 正 月 日	改 正 内 容
平 9.6.5	<p>改正の要点</p> <p>現行規程に補足追加項目を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員の義務（第5条） 2. 貸付期間の設定（第6条） 3. 損害の賠償の明文化（第9条） 4. 引上げ（第11条） <p>平9.6.5より実施</p>
平10.2.1	<p>改正の要点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員の義務（第5条） 利用料の納入 2. 損害の賠償（第9条） 弁償金の免除 3. 引上げ（第11条） 損害賠償の請求 4. 付則並びに様式6号の改正

オ. 種雄馬登録規程事務細則の改正事項

改 正 月 日	改 正 内 容
平 8.7.10	<p>改正の要点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 品種判定委員会の構成等の明文化を図る。 2. 登録品種名にクリオージョを追加する。

9 役職員就任の推移

●会長理事			小山 知一	24. 6. 1-	28. 2.26
松村眞一郎	昭和24. 6. 1-	38. 6. 2	山本文陸郎	" -	"
鈴木 一	38.10.31-平成4. 6. 4		堀尾 正朔	" -	"
庄野五一郎	平成4. 6. 5-	5. 7.19	飛田 豊次郎	" -	31. 3.30
犬伏 孝治	8. 6. 5-	現在	内田 豊三郎	" -	"
			網野 角次郎	" -	31. 3.30
●副会長理事			片山 晴雄	" -	"
鈴木 一	34. 2.25-	38.10.30	西岡 政治	" -	37. 2.27
庄野五一郎	52. 4.26-平成4. 6. 5		比江島 師孝	" -	"
瀬川 良一	平成4. 6. 5-	現在	原田 雪松	" -	"
			千葉 喜一郎	" -	"
●専務理事			佐々木 泰治	" -	"
永松 陽一	24. 6. 1-	37. 2. 2	内藤 米吉秋	" -	"
佐々田 伴久	" -	25. 1. 2	吉崎 千秋	" -	"
小栗 菊夫	28. 2.26-	31. 3.30	大藪 又一	" -	40. 2.26
小山 知一	" -	37. 2.27	早川 由太郎	" -	47. 8.20
山本文陸郎	" -	"	小笠原 八十美	" -	32.12.28
清水 清氏	" -	"	広沢 春彦	" -	32. 2.11
堀尾 正朔	" -	"	坪山 德弥	" -	34. 2.25
岸徳 次	" -	40. 2.28	榎原 永義	" -	"
長井 禧武	31. 6.30-	52. 2.27	富若 林将	一全	" -
大野 慎	" -	37. 2.27	平塚 義萬	三作	27. 5.31
長森 貞夫	" -	"	林	一	"
竹中 武吉	" -	"	中島 太郎	兵衛	"
今井 常一	34. 2.25-	37. 2.27	新関 新	一	"
野村 晋一	" -	"	塩谷 正	一	"
高橋 三四次	37. 2.28-	40. 2.25	松本 六太郎	" -	"
岸川 鉄太郎	40. 4. 1-	40.11. 3	早川 慎一	雄	"
間克 市	41. 2.24-	48.12.31	小野 元雄	" -	"
中村 悟朗	49. 2.26-	57. 3. 3	橋本 德太郎	" -	"
中原 口弘毅	57. 3. 4-	59. 6. 5	小串 清一郎	" -	"
小山 清尉	59. 6. 6-	63. 3.31	立石 信郎	" -	"
高本 延吉	63. 6. 2-平成3. 3.31		細谷 森三郎	28. 2.26-	31. 2.26
三浦 次男	平成3. 6. 5-	7. 6. 5	山下 勘次郎	" -	"
時田 茂光	7. 6. 6-	10. 6. 4	杉崎 和一郎	" -	31. 3.30
杉野 穀	10. 6. 5-	現在	河野 一郎	" -	"
			合田 助太郎	" -	"
●常務理事			阿部 正弘	" -	"
長井 禧武	52. 4.26-	58. 6. 6	大野 慎	" -	"
飛彈野 三雄	58. 6. 7-平成2. 6.30		幡野 直次	" -	"
吉川 友喜	平成6. 6. 7-	10. 6. 4	長森 貞夫	" -	"
金谷 和夫	10. 9. 5-	現在	菅井 操	" -	37. 2.27
			二瓶 栄吾	" -	"
●理事			諏訪 忠兵衛	" -	"
青山 幸高	24. 6. 1-	31. 2.26			

平野 荣次	昭和28. 2.26-	37. 2.27	関 毅一	44. 2.13-	58. 6. 7
小松 純之助	" -	"	庄 村 清治	" -	現在
今井 常一	" -	34. 2.25	佐 竹 豊吉	46. 2.25-	51. 1.26
坪内 七三	" -	34. 2.24	及 川 浩吉	" -	52. 2.28
近藤 正一	" -	"	庄野 五一郎	49. 2.26-	52. 4.25
加藤 勝治	" -	31. 3.30	奥原 日出男	" -	55.10.18
大野 慎慎	" -	58. 6. 7	小松 一清	" -	55. 1.13
山村 新次郎	28. 2.26-	34. 2.25	林 省三	" -	57. 6. 1
座間 兼次郎	31. 6.30-	"	間 克市	" -	61. 6. 5
内藤 敏雄	" -	"	川村 太郎	" -	62.12.24
石井 博	" -	"	星野 久三郎	51. 3.18-	57. 6. 1
久保田 栄	" -	"	木村 晴一	52. 2.28-	57. 6. 1
竹中 武吉	" -	"	高橋 節郎	52. 2.28-平成2.	5.31
木島 駒藏	" -	"	澤田 治男	55. 3. 7-	59. 6.26
野口 源雄	" -	"	中西 幹育	" -平成6.	6.19
石井 若三郎	" -	"	宮崎 六雄	55. 3. 7-	58. 6. 6
尾方 始郎	" -	"	児玉 光彦	61. 6. 7-平成5.	5.25
木田 重雄	" -	"	沢田 啓吾	" -	現在
早田 伝之助	" -	"	伊藤 正起	" -	7. 6. 5
須田 立	" -	"	安友 昭義	57. 6.21-	59.10.22
大保 兼重	" -	"	藤忠	" -	61. 6. 6
緒形 繁	" -	"	小原 吉雄	" -平成5.	6.5
村山 豊	" -	52. 7.21	北川 昂一	58. 6. 7-	61. 3.27
河津 寅雄	" -	54. 2. 2	瀬川 良悟	" -平成4.	6. 4
朝日 昇伸	34. 2.25-	49. 2.27	中岡 朗	" -	現在
大越 伸	" -	37. 2.27	本篤	60. 6. 7-	現在
山本 兵三郎	" -	"	藤貞雄	" -	62. 6.11
岩城 清次郎	" -	"	原口 弘毅	61. 6. 6-平成3.	8.27
鈴木 周次郎	" -	"	宮崎 六雄	" -	現在
中島 清助	" -	"	内藤 義雄	" -	8. 6.21
鈴木 寅造	" -	"	小山 清尉	平成元. 6. 7-	現在
高橋 雄二	" -	"	飛彈野 三雄	2.11. 1-	現在
高山 内亮	" -	"	木原 竹弘	2. 6. 5-	現在
対馬 高麗夫	" -	"	斎藤 勢三	" -	5. 5.31
重富 卓	" -	"	佐藤 茂	5. 6. 7-	現在
穴倉 文司	" -	"	高橋 昌晴	" -	現在
野村 晋一	37. 2.28-	55. 3. 6	吉原本 弘行	" -	8. 5.31
小山 知一	37. 2.28-	43.11.25	高木 延吉	6. 6. 7-	現在
山本文 陸郎	" -	44. 2.25	香川 范一	7. 6. 6-	現在
梶尾 正朔	" -	"	八戸 芳夫	" -	現在
清水 清氏	" -	52. 2.28	菊池 喜久	" -	9. 5.29
大野 慎	" -	58. 6. 7	土畠 一男	8. 6. 7-	現在
千葉 一	" -平成7.	5. 5	植田 晃雄	9. 6. 7-	現在
高橋 三四次	40. 2.26-	54.12.18	藤倉 正己	" -	9. 8.13
岸 德次	40. 2.28-	44. 1. 8	金谷 和夫	10. 6. 5-	10. 9. 4
宮本 常次郎	43. 2.13-	46. 2.25	三河 喜美	" -	現在
横地 敬二	44. 2.13-	46. 6. 5	男		

●監事			長 井 祐 武	23.10.20-	31. 3.29
小 川 一 水	昭和24. 6. 1-	27. 5.31	青 沼 松 義	" -	58. 6. 7
松 葉 重 雄	" -	"	飛 弾 野 三 雄	" -	53. 3. 7
木 下 啓 一 郎	24. 6. 1-	31. 3.30	小 山 清 尉	40.10. 1-	46. 3.31
中 島 周 造	28. 2.25-	34. 2.24	間 克 市	41. 2. 1-	41. 2.23
北 昂 昂	28. 2.25-	58. 6. 7	大 塚 秀 雄	41. 4. 1-	52. 4.25
山 根 束 明	31. 3.30-	34. 2.24	牛 山 わ う 子	45. 6. 1-	46. 6.25
伊 東 孝 七	34. 2.25-	55. 3. 6	成 田 正 美	46. 4. 2-	53. 1.15
及 川 浩 吉	55. 3. 7-	62. 6. 3	永 島 志 津 子	46.10. 1-	49. 6. 3
宮 崎 六 雄	58. 6. 7-	61. 6. 6	佐 藤 た け	49. 7. 1-	現在
星 井 静 一	61. 6. 6-平成3. 1.31		宮 原 升	50. 3.11-	58. 2. 1
三 浦 弘	62. 6. 3-	3. 6. 3	内 藤 夕 美	51. 5. 6-	52. 6.30
高 橋 潔	平成3. 2. 1-	7. 6. 5	大 津 満 男	52. 4. 2-平成元.12.31	
若 月 弘 一	3. 6. 3-	7. 6. 5	十 川 弘 子	52. 7. 1-	53. 6.30
下 飯 坂 隆	7. 6. 6-	9. 6. 4	桜 庭 り え 子	53. 7. 1-	62. 6.17
渋 谷 昌 己	7. 6. 6-	現在	横 田 槟	55. 8. 1-平成元. 3.31	
西 澤 鐵 蔵	9. 6. 5-	現在	小 林 雄 孝	56. 7.17-	63.10.22
			一 村 一 人	58. 4. 2-	61. 3.31
			矢 下 国	58. 7. 1-	61.12.31
●顧問			多 田 國	61. 4. 1-	61.11.22
井 上 綱 雄	52. 4.26-	56. 2.22	荻 原 健	61.12. 1-平成元. 3.31	
清 水 清 氏	52. 4.26-	53. 7.16	岡 田 美 子	62. 4. 1-	2. 3.31
伊 東 孝 七	55. 3. 7-	58. 6. 7	岡 田 和 子	62. 7. 1-	現在
野 村 晋 一	55. 3. 7-	61. 6. 6	大 内 利 広	63. 3. 1-	元.10. 9
長 井 祐 武	58. 6. 7-	61. 6. 6	石 田 卵 一 郎	平成元. 4. 1-	5. 3.31
大 野 慎	58. 6. 7-	61. 6. 6	水 戸 利 秋	" -	3. 3.31
間 克 市	61. 6. 6-	61. 7.30	高 村 昌 德	2. 1. 1-	9. 6.31
澤 崎 坦	61. 6. 6-	現在	中 村 正 人	2. 2. 1-	6. 6.30
鈴 木 一	平成4. 6. 6-	5.11.19	河 合 吉	2. 4. 1-	6. 6.30
			前 川 美 夫	2. 4. 1-	6. 3.31
●参与			井 上 晴 夫	2. 8. 1-	7. 6.12
那 須 正 次 郎	52. 4.26-平成6. 8.18		瀬 山 達	3. 4. 1-	現在
大 塚 秀 雄	" -	58. 6. 7	河 村 敏 明	3. 4. 1-	7. 3.31
成 田 正 美	53. 1.16-	"	美 斎 津 康 民	3. 8. 1-	8. 3.31
飛 弾 野 三 雄	53. 3. 8-	58. 6. 6	水 見 寿 男	6. 4. 1-	9. 3.31
原 口 弘 穀	56. 4. 1-	57. 3. 3	渡 邊 裕 明	6. 5. 1-	10. 3.24
小 山 清 尉	63. 4. 1-平成元. 6. 5		館 田 宏 明	7. 4. 1-	現在
高 本 延 吉	63. 4. 1-	63. 6. 2	津 田 壽	8. 1.16-	現在
横 田 槟	平成元. 6. 7-	4. 6. 5	大 友 壽 彦	8. 4. 2-	現在
三 浦 次 男	3. 4. 1-	3. 6. 5	中 蔽 光 司	9. 7. 1-	10. 6.30
高 本 延 吉	3. 4. 1-	6. 6. 6	中 村 英 司	10. 4. 1-	11. 3.31
千 葉 滋	4. 4. 1-	現在			
川 島 和 夫	7. 6. 7-	9. 6.30			
平 原 荣 人	7. 8. 5-	現在			
時 田 茂 光	10. 6. 5-	現在			
●職員 (嘱託含む)					
岸 德 次	23.10.20-	28. 2.25			
			●派遣職員 (地全協)		
			河 合 生 吉	63. 4. 1-平成2. 3.31	
			下 村 浩 子	平成7. 4. 1-	9. 3.31
			栗 原 晴 夫	9. 4. 1-	現在

10 社団法人 日本馬事協会役員名簿

平成11年3月現在

役 職	氏 名	住 所	電	傳
非 会 長	犬伏 孝治	横浜市青葉区柿の木台 6-17	227-0048	045-971-2227
" 副会長	瀬川 良一	世田谷区代沢1-23-8 日本装蹄師会会长	155-0032	03-3419-3157
常 専 務	杉野 毅	久喜市東1-22-16	346-0016	0480-23-6306
" 常 務	金谷 和夫	鎌倉市淨明寺2-8-18	248-0003	0467-25-1832
非 理 事	庄村 清治	相模原市東林間6-17-18	228-0811	042-743-8783
" "	中村 悟朗	世田谷区成城6-31-18	157-0066	03-3483-4827
" "	宮崎 六雄	八千代市八千代台北12-13-4	276-0031	0474-85-9352
" "	飛弾野三雄	習志野市香澄2丁目4-7	275-0022	0474-54-5970
" "	小山 清尉	八王子市柚木1984-1	192-0372	0426-76-9755
" "	高本 延吉	川越市霞ヶ関北4-11-20	350-1109	0492-33-1559
" "	香川 荘一	習志野市藤崎4-15-4	275-0017	0474-78-3840
" "	沢田 啓	青森市中央2丁目1-15 青森県畜連会長	030-0822	0177-22-3854
" "	岡本 篤	熊本市桜木6-3-54 熊本県畜連会長	861-2192	096-365-8811
" "	植田 晃雄	釧路市黒金町12-10 釧路農協連会長	085-0018	0154-23-1131
" "	高橋 昌晴	北海道標津郡中標津町東6南1-2 根室生産連会長	086-1006	0153-72-2148
" "	土畠 一男	旭川市宮下通14丁目右1号 上川生産連会長	070-0030	0166-24-1411
" "	佐藤 茂	帯広市西3条南7-14 十勝農協連会長	080-0013	0155-24-2131
" "	木原 竹弘	札幌市中央区北4条西1-1 ホクレン副会長	060-0004	011-231-2111
" "	八戸 芳夫	札幌市中央区北7条西12サニーマンション807 北海道和種馬保存会会長	060-0007	011-281-0140
" "	三河喜美男	盛岡市菜園1-3-6 岩手県馬事振興会会长	020-0024	0196-23-8161
" 監 事	西澤 鐵藏	港区新橋4-5-4 日本軽種馬登録協会常務理事	105-0004	03-3434-5315
" "	渋谷 昌巳	大宮市大成町1-561	331-0043	048-663-5031
" 顧 問	澤崎 坦	豊島区西巣鴨4-31-5	170-0001	03-3918-8601
常 参 与	時田 茂光	相模原市橋本7-12-2	229-1103	042-773-0855
常 参 与	平原 栄人	川崎市高津区新作3-15-1-703	213-0014	044-857-0859
非 参与	千葉 滋	帯広市西17番南3丁目3番20号	080-0027	0155-60-2518

※非=非常勤 常=常勤

11 社団法人 日本馬事協会会員名簿

平成11年3月31日現在

団 体 会 員			
名 称	〒	住 所	☎
ホ ク レン 農 協 連	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目ホクレンビル	011-231-2111
	060-0004	同 上 共済ビル	011-231-0709
	068-0000	岩見沢市5条西5丁目2-1	0126-23-0032
	044-0011	北海道虻田郡俱知安町南1条東2丁目	01362-2-1133
	040-0073	函館市宮前町33-13 農業会館	0138-43-2311
	053-0021	苫小牧市若草町5-5-3 北農連日胆農業会館	0144-32-7171
	090-0833	北見市屯田東町617 農業会館	0157-25-4596
	097-0001	稚内市末広町4-2-31 農業会館	0162-34-2131
	077-0006	留萌市末広町2丁目	01644-2-1472
根 室 生 産 農 協 連	086-1006	北海道標津郡中標津町東6条南1-2	01537-2-2148
根釧乗用馬生産育成振興会	086-1006	同 上 内	"
根室馬事振興協議会	086-1006	同 上 内	"
釧路農業協同組合連合会	085-0018	釧路市黒金町12丁目10番1	0154-23-1131
神 翁 頸 彰 会	085-0018	同 上 内	"
釧路馬事振興連合会	085-0018	同 上 内	"
釧路地方家畜商業協同組合	084-0905	" 鳥取南7丁目2-20	0154-51-2709
十勝農業協同組合連合会	080-0013	帯広市西3条南7丁目14番地	0155-24-2131
十勝馬事振興会	080-0013	同 上 内	"
十勝乗用馬生産振興会	080-0013	同 上 内	"
十勝馬の道連絡協議会	080-0013	帯広市西3条南23丁目15 奥ビル3階	0155-25-1931
上 川 生 産 農 協 連	070-0030	旭川市宮下通14丁目右1号	0166-24-1003
上 川 馬 事 振 興 会	070-0030	同 上 内	"
北 海 道 市 営 競 馬 組 合	070-0030	" 15丁目	0166-25-9090
北海道家畜人工授精師協会	062-0052	札幌市豊平区月寒東2条13丁目1-12	011-856-0641
北海道和種馬保存協会	001-0010	札幌市北区北10条西4丁目1 畜産会館	011-746-1888
北 海 道 ポ ニ 一 協 会	001-0010	同 上	"

日高軽種馬共同育成公社	059-2412	北海道新冠郡新冠町節婦71-4	01464-7-2281
新冠町農業協同組合	059-2401	" " 本町59-1	01464-7-3111
有道南ファーム	041-1405	北海道茅部郡鹿部町字駒見37	01372-7-3121
日高生産農協連	056-0016	北海道静内郡静内町本町4-1-6	01464-2-1781
青森県畜産農協連	030-0822	青森市中央2丁目1-15 畜産連ビル	0177-22-3854
田名部畜産農業協同組合	035-0021	青森県むつ市田名部字下川18	0175-22-4716
七戸畜産農業協同組合	039-2501	" 上北郡七戸町荒熊内67	0176-62-2125
三木木畜産農業協同組合	034-0001	" 十和田市三木木字野崎40-433	0176-23-3581
三戸畜産農業協同組合	039-0201	" 三戸郡田子町西館野8-1	0179-32-2041
東北町農業協同組合	039-2654	" 上北郡東北町塔ノ沢山1-311	0175-63-2011
五戸畜産農業協同組合	039-1527	" 三戸郡五戸町大字扇田字長下夕2	0178-62-2711
岩手県畜産会	020-0024	盛岡市菜園1丁目3-6 農林会館	019-625-1880
岩手県馬事振興会	020-0024	同上	"
盛岡畜産農業協同組合	020-0873	盛岡市松尾町17-15	0196-23-2305
九戸畜産農業協同組合	039-7917	岩手県九戸郡種市町57-48-1	0194-66-2055
花巻農協 大迫支店	028-3203	" 稚内郡大迫町大字大迫4-41	0198-48-3111
遠野市乗用馬生産組合	028-0515	遠野市東館町8-12 市役所農林課	0198-62-2111
遠野地方農業協同組合	028-0522	" 新殻町6-1	0198-62-5160
安比高原放牧組合	028-7533	岩手県二戸郡安代町吠田70-2 安比農協	0195-72-3111
二戸郡畜産農業協同組合	028-0805	" 二戸郡淨法寺町大字 淨法寺字上杉沢32	0195-38-2439
新岩手農業協同組合	020-0173	" 岩手郡滝沢村滝沢字砂込390-40	019-688-9131
衣川農業協同組合	029-4301	" 胆沢郡衣川村大字上衣川 字古閑393	0197-52-3211
秋田県畜産農協連	010-0001	秋田市中通6丁目7番9号 畜産会館	0188-33-7261
いわき畜産農業協同組合	973-8402	福島県いわき市内郷御厩字長町106-1	0246-25-2092
山梨県馬事振興センター	408-0000	山梨県北巨摩郡小渕沢町10060-3	0551-36-3945
那須町	329-3222	栃木県那須郡那須町寺子内3-13	0287-72-1111
日本中央競馬会	105-6031	東京都港区虎の門4-3-1 城山ヒルズ	03-3591-5251
地方競馬全国協会	106-8639	" 港区麻布台2丁目2番1号	03-3583-6841
全国公営競馬獣医師協会	106-0041	" 港区麻布台2丁目2番1号	03-5570-1248
日本馬事畜産株式会社	101-0062	" 千代田区神田駿河台1-2	03-3291-8378

(社) 日本馬術連盟	101-0062	東京都千代田区神田駿河台1-2	03-3291-9971
(社) 日本家畜商協会	101-0062	同上	03-3291-9394
全国畜産農協連	101-0062	同上	03-3292-3031
(株) 野沢組	100-0005	" 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル	03-3216-3476
東京都競馬株式会社	103-0027	" 中央区日本橋3-3-9 (統計資料課)	03-3271-6894
(社) 日本軽種馬協会	105-0004	" 港区新橋4-5-4	03-5473-7091
(財) 競馬共助会	105-0004	" 港区虎の門1-1-10 第2ローレルビル	03-3503-3331
(財) 日本軽種馬登録協会	105-0004	" 港区新橋4-5-4	03-3434-5315
(社) 日本獣医師会	107-0062	" 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階	03-3475-1601
(社) 東京都馬主会	140-0012	" 品川区勝島2-1-2	03-3761-2779
(社) 日本装蹄師会	155-0032	" 世田谷区代沢1-23-8	03-3419-3157
(社) 全国乗馬俱楽部振興協会	158-0098	" 世田谷区上用賀2-1-1	03-3427-0117
(財) 馬事文化財団	231-0853	横浜市中区根岸台1-3	045-662-7581
木曾馬保存会	397-0302	長野県木曾郡開田村 役場内	0264-42-3331
隠岐どうぜん農業協同組合	684-0302	島根県隠岐郡西ノ島町大字別府21-2	08514-7-8005
高知はた農協 大月支所	788-0301	高知県幡多郡大月町弘見2045-2	0880-73-1141
野間馬保存会	794-0081	今治市阿方甲246-1 今治市農協内	0898-32-0007
久保田町農業協同組合	849-0203	佐賀県佐賀郡久保田町大字新田1102	0952-68-4111
長崎県経済連	850-0862	長崎市出島町1番20号	0958-20-2184
対州馬振興会	817-0013	長崎県下県郡巖原町大字中村606 対馬農協	09205-2-1116
島原市農業協同組合	855-0036	島原市城内1丁目1193-3	0957-62-2241 9840
南高農業協同組合	859-1323	長崎県南高来郡国見町多比良丙179番地	0957-68-2151
熊本県畜産農協連	861-2192	熊本市桜木6-3-54 畜産会館	0963-65-8811
熊本県畜産農業協同組合	861-2101	" "	0963-65-8811
南阿蘇畜産農業協同組合	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町高森1606	0967-62-0715
都井岬馬保護対策協力会	888-0001	串間市大字西方5550 串間市役所観光課	0987-72-1111
えびの市農業協同組合	889-4301	えびの市原田3376-9	0984-33-3100
都城農業協同組合	885-0012	都城市上川東3丁目4-1	0986-22-9828
小林地区農業協同組合	886-0004	小林市大字細野1321	0984-23-1313
トカラ馬保存会	890-0065	鹿児島市郡元1-21-24 鹿大農学部家畜育種学教室	0992-85-8590

個 人 会 員			
氏 名	〒	住 所	☎
安 部 哲 朗	088-2201	北海道川上郡標茶町塘路 釧路セントラル牧場	01548-7-8036
伊 藤 淳	061-3200	石狩市石狩町花川北3条5丁目142	0133-74-5024
井 上 晴 夫	260-0033	千葉市中央区春日1-6-15	043-248-1953
犬 伏 孝 治	227-0048	横浜市青葉区柿の木台6-17	045-971-2227
池 本 元 一	180-0021	武藏野市桜堤1-7-8	0422-55-4538
市 川 健 夫	381-0202	長野県上高井郡小布施町福原11	0262-47-3611
大 塚 秀 雄	270-0176	流山市加677-1	0471-58-1820
小 川 謹	226-0002	横浜市緑区東本郷3-31-10	045-472-5475
大 津 満 男	300-1514	茨城県北相馬郡藤代町大字宮和田652-6	0297-83-0887
香 川 荘 一	275-0017	習志野市藤崎4-15-4	0474-78-3840
上 岡 淳 宏	787-0017	高知県中村市不破326	0880-34-2983
河 合 生 吉	273-0865	船橋市夏見3-5-2	0474-22-8930
金 谷 和 夫	248-0003	鎌倉市淨明寺2-8-18	0467-25-1832
河 村 敏 明	062-0009	札幌市豊平区美園9条3丁目3-10	011-831-8837
高 本 延 吉	350-1109	川越市霞ヶ関北4-11-20	0492-33-1559
小 山 清 尉	192-0372	八王子市下柚木1984-1	0426-76-9755
小 森 厚	177-0053	練馬区関町南2-16-16	03-5991-1787
佐 々 木 正 一	086-1100	北海道標津郡標津町茶志骨4-25	01538-2-2256
佐 々 木 啓 文	080-0022	帯広市西12条南10丁目2番地	0155-24-3802
澤 崎 坦	170-0001	豊島区西巣鴨4-31-5	03-3918-8601
庄 村 清 治	228-0811	相模原市東林間6-17-18	042-743-8783
渋 谷 昌 已	331-0043	大宮市大成町1-561	048-663-5031
柴 田 芸 平	333-0821	川口市東内野56-35	048-295-1664
新 庄 武 彦	341-0003	三郷市彦成3-9-7-202	0489-58-9933
杉 野 穀	346-0016	久喜市東1丁目22-16	0480-23-6303
鈴 木 一 彦	064-0805	札幌市中央区南5条西24丁目1-25 ステイツ南丸山1002	011-532-2881
瀬 川 良 一	157-0061	世田谷区北烏山9-10-13	03-3300-0716
田 口 光 雄	014-0313	秋田県仙北郡角館町下岩瀬町10	01875-3-2374

田口邦臣	170-0002	豊島区巣鴨1-1-21	03-3941-0533
武宮正旺	145-0072	大田区田園調布本町54-6	03-3271-5536
竹沢哲男	020-0117	盛岡市緑ヶ丘3丁目14-21	0169-61-6937
千葉滋	080-0027	帯広市西17条南3丁目3番20号	0155-60-2518
時田茂光	229-1103	相模原市橋本7-12-2	042-773-0855
時見明人	270-1164	我孫子市つくし野6-3-1	0471-85-8951
中村悟朗	157-0066	世田谷区成城6-31-18	03-3483-4827
長井禧武	133-0056	江戸川区南小岩6丁目2-15	03-3657-4071
成田正美	178-0062	練馬区大泉5丁目5-5	03-3921-6154
中村正人	133-0073	江戸川区鹿骨2-33-7-301	03-3698-4491
八戸芳夫	060-0007	札幌市中央区北7条西12丁目 サニーマンション807	011-281-0140
飛弾野三雄	275-0022	習志野市香澄2丁目4-7	0474-54-5970
福野輝剛	194-0044	町田市成瀬2590	0427-23-6739
星井静一	338-0811	浦和市白鍬199-8	048-852-7569
堀内精司	090-0817	北見市常磐町4丁目18-13	0157-23-6526
山本志郎	272-0114	市川市塩焼2-2-20 行徳ハイム2-1127	0473-96-3746
宮崎六雄	276-0031	八千代市八千代台北12-13-4	0474-85-9352
三浦弘	228-0821	相模原市相模台2-24-17	042-746-6350
三浦次男	143-0011	大田区大森本町2-5-17-605	03-3765-3955
三宅勝	080-0021	帯広市西11条南11丁目2番地	0155-24-5776
米富規存	155-0033	世田谷区代田3-27-31	03-3414-0437
横田禎	061-2280	札幌市南区藤野1条5丁目14-3	011-592-5771
吉川友喜	277-0886	柏市西柏台2-3-1-1107	0471-52-3350
米田弘	062-0052	札幌市豊平区月寒東2条19丁目7-6-302	0166-57-2291
若月弘一	201-0015	柏市猪方3-21-1	03-3480-8520
53名			

12 日本在来馬保存会一覧表

平成11年3月現在

馬 團 会 體 長 種 名 名	〒	事務所所在地 担当者	電 話 (ファックス)
北海道和種馬 北海道和種馬保存協会 八戸芳夫	001- 0010	札幌市北区10条西4丁目1 北海道畜産会館 渕山達男	011-746-1888 (011-746-1885)
木曾馬 木曾馬保存会 伊藤正起	397- 0320	長野県木曾郡開田村大字西野623-1 開田村役場 開発課気付 上根敏朗	0264-42-3331 (0264-42-4334)
野間馬 野間馬保存会 繁信順一	794- 0081	愛媛県今治市阿方甲246-1 越智今治市農協 乃万支所内 大沢勝幸	0898-32-0007 (0898-33-4502)
対州馬 対州馬振興会 佐々木富雄	817- 0013	長崎県下県郡厳原町大字中村606-19 対馬農協内 井勝則	09205-2-1116 (09205-2-2681)
御崎馬 都井岬馬保護対策協力会 山下茂	888- 0001	宮崎県串間市大字西方5550 串間市役所 商工観光課 武田敦夫	0987-72-1111 (0987-72-6727)
トカラ馬 トカラ馬保存会 大山英隆	890- 0084	鹿児島県鹿児島市郡元1-21-24 鹿児島大学農学部家畜育種学教室 岡本新	099-285-8590 (099-285-8552)
宮古馬 宮古馬保存会 伊志嶺亮	906- 0012	沖縄県平良市字西里186 平良市役所(宮古市町村会内) 久貝順一	09807-2-3092 (09807-2-1646)
与那国馬 与那国馬保存会 入福浜賢	907- 1801	沖縄県八重山郡与那国町159-3 与那国町商工会 米城智次	09808-7-2944 (09808-7-2160)

編集後記

日本馬事協会・創立50周年の記念事業の一環として、戦後50年のわが国の馬事・馬産について編集することとし、昨年5月に本協会内に編集委員会を設けて編集方針を議論してきた。

序文にも記したように、馬は「生きた兵器」であったためか、全ての施設は閉鎖され、関係法規や研究業績をはじめとした資料は塵芥と化し、戦後の馬産に関する資料もとぼしい。

日本における戦後の馬産には日本馬事協会の取り組みが非常に重要な関わりを持ってきた。そのため、本書は、昭和から平成に至る50年間における、在来馬の保存・活用を含む日本の馬産及び日本馬事協会の馬事・馬産への取り組みを主軸に記述することにした。

本書でも記述しているとおり、21世紀に向かって馬のニーズは、これまでにも増してますます多様化していくに違いない。それらの新しいニーズに対応できる馬産の確立を考えるとき、馬事振興検討会の構成委員である5団体、なかでも、その事務局を預かる日本馬事協会が果たすべき役割は非常に重大な使命を担っていることを自覚している。

本書が馬関係者の参考となり、来るべき21世紀に向かっての指針となることを祈願するものである。

平成11年6月 吉日

日本馬事協会「日本の馬産・戦後50年のあゆみ」編集委員会

編集委員	庄 村 清 治	中 村 悟 朗	宮 崎 六 雄
	小 山 清 尉	高 本 延 吉	澤 崎 坦
	渕 山 達 男	平 原 荣 人	津 田 宏
	時 田 茂 光	佐 藤 た け	

日本の馬産・戦後50年のあゆみ

発行 平成11年6月4日

発行所 社団法人日本馬事協会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2

印刷 ヨシダ印刷株式会社

地方競馬益金補助事業